

2023年FIAレジョナルラリー競技規則

目次

一般原則

1.	一般条件	9
1.1	適用	9
1.2	公用言語	9
1.3	解釈	10
1.4	実施日	10
2.	定義	10
2.1	ラリー競技の開始 (BEGINNING OF THE RALLY)	10
2.2	ブルテン (Bulletin)	10
2.3	コミュニケーション (Communication)	10
2.4	コントロールエリア (CONTROL AREAS)	10
2.5	クルー (CREW)	10
2.6	決定 (DECISION)	10
2.7	FIA (FIA)	10
2.8	ラリー競技の終了 (END OF THE RALLY)	10
2.9	レグ (LEG)	11
2.10	メディアゾーン (MEDIA ZONE)	11
2.11	中立化 (NEUTRALISATION)	11
2.12	通知 (NOTIFICATION)	11
2.13	パルクフェルメ (PARC FERMÉ)	11
2.14	禁止されるサービス (PROHIBITED SERVICE)	11
2.15	レッキ (RECONNAISSANCE : レッキ : 下見)	11
2.16	レッキタイムテーブル (RECONNAISSANCE TIMETABLE)	11
2.17	リグループ (REGROUP)	11
2.18	ロードセクション (ROAD SECTION)	11
2.19	ラリーのセクション (SECTION OF THE RALLY)	12
2.20	サービス (SERVICE)	12
2.21	スペシャルステージ (SPECIAL STAGE)	12
2.22	スーパースペシャルステージ (SUPER SPECIAL STAGE)	12
2.23	チーム (TEAM)	12
2.24	タイムカード (TIME CARD)	12
2.25	テクニカルゾーン (TECHNICAL ZONE)	12
2.26	免除 (WAIVER)	12
2.27	イエローカード (YELLOW CARD)	12
2.28	ブルーカード (BLUE CARD)	12

選手権 & ポイント

3.	選手権要件	12
3.1	選手権ポイントの付与	12
3.2	最終選手権順位認定に考慮される競技結果数	14
4.	ドライバーおよびコ・ドライバー	14
5.	製造者あるいはチーム	14
6.	サポート	14
7.	ジュニア	14
8.	選手権の同ポイント	14
8.1	ドライバーおよびコ・ドライバー	14

8.2	製造者あるいはチーム（適用される場合）	14
9.	優先ドライバーの基準	15
9.1	FIA 優先ドライバー	15
9.2	優先ドライバーの再配置	15
10.	ラリー競技の特性	15
10.1	ラリー競技の構成	15
10.2	ラリーのプログラム	15
10.3	公式アイテナリーおよび競技プログラムの遵守	16

競技役員

11.	競技役員とデリゲート	16
11.1	競技審査委員会	16
11.2	FIA デリゲート	16
11.3	競技参加者のリレーションオフィサー（含複数）（CRO）	17

参加資格のある車両

12.	FIA レジョナル選手権ラリー競技会に参加資格のある車両	17
12.1	車両クラス	17
12.2	追加の条項	18
12.3	国内／レジョナル車両	18

タイヤおよびホイール

13.	一般	19
13.1	すべてのタイプの車両およびすべての競技参加者について	19
13.2	ワールドラリーカーでエントリーするすべての競技参加者	20
13.3	ラリー2、ラリー2 キットまたは RGT 車両でエントリーするすべての競技参加者	20
13.4	非優先ドライバー	20
13.5	2WD車両でエントリーする優先ドライバー	20
13.6	RGT車両でエントリーするドライバー	21
13.7	コントロール	21
13.8	タイヤマーキング／コントロールゾーン	21
13.9	ロードセクション	21
13.10	タイヤ圧の調整	21
13.11	タイヤ圧と温度センサー	21
13.12	スペアホイール	21
13.13	スペシャルステージのストップポイントでのタイヤ供給	22
13.14	タイヤの入手可能性	22
14.	タイヤ供給	22
15.	タイヤ量	22

機械構成部品

16.	機械構成部品	22
16.1	エンジン交換	22
16.2	ターボチャージャー	22
16.3.	トランスミッション	23
17.	機械構成部品 — 製造者および WRC チーム	23
18.	追加の車両装備	23

18.1	車載カメラ	23
18.2	トラッキング（追跡）システム	24
18.3	スペシャルステージでの騒音規制	24

標準書類およびFIA査証（VISA）

19.	FIA 標準書類	24
19.1	一般	24
19.2	ロードブック	25
19.3	タイムカード	25
20.	FIA 査証の発行	25

保険

21.	保険適用	25
21.1	保険適用の記載	25
21.2	一般損害責任保険の適用	26
21.3	保険適用の除外	26

エントリー

22.	エントリー手続き	26
22.1	エントリーフォームの提出（エントリー申請）	26
22.2	エントリーフォームの修正	26
22.3	ASN の許可	26
22.4	競技参加者および／あるいはクルー構成員の変更	26
22.5	競技参加者およびクルー構成員の誓約	27
23.	エントリー締切日	27
23.1	エントリー締め切り日の遵守	27
23.2	エントリー締め切り日	27
24.	エントリーフィー	27
24.1	エントリーフォームの受理	27
24.2	エントリーフィーの還付	27
24.3	エントリーフィーの一部返還	27
25.	クラス	27
25.1	エントリークラスの変更	27

車両の識別

26.	シーズン割り当て番号	28
27.	競技車両番号（ゼッケン）	28
27.1	一般	28
27.2	前部ドアパネル	28
27.3	リアウインドウ	28
27.4	サイドウインドウ	28
27.5	屋根パネル	28
27.6	フロントプレート	29
28.	ドライバーおよびコ・ドライバーの氏名	29
28.1	リアサイドウインドウ	29
28.2	ドアプレート／競技車両番号／ドライバー名	29
29.	広告	29

29.1		29
29.2		30
29.3		30
29.4	オーガナイザーの任意広告.....	30
29.5	選手権の識別表示および宣伝.....	30

書類検査と車両検査

30.	書類検査.....	30
30.1	タイムスケジュール.....	30
30.2	必要な書類.....	31
31.	ラリーの競技要素のスタート前の車検.....	31
31.1	一般.....	31
31.2	タイムテーブル.....	31
32.	ラリー競技中の検査.....	31
32.1	追加の検査.....	31
32.2	競技参加者の責務.....	32
33.	最終検査.....	32
33.1	最終パルクフェルメ.....	32
33.2	車両の選択.....	32
33.3	公認書式.....	32

ドライバーの行為

34.	行動.....	32
34.1	一般規則.....	32
34.2	レッキおよび／あるいはシェイクダウンのロードセクション中.....	33
34.3	ラリー中の過度の高速／道路交通法.....	33
34.4		34

レッキ

35.	レッキ.....	34
35.1	レッキ車両.....	34
35.2	レッキ車両のタイヤ.....	35
35.3	レッキの制約.....	35
35.4	レッキ走行（レッキ）.....	35

シェイクダウン

36.	シェイクダウン要件.....	36
36.1	一般.....	36
36.2	シェイクダウンの開催.....	36
36.3	免責事項.....	36
36.4	技術的要件.....	36
36.5	シェイクダウン中の故障.....	36
36.6	搭乗するドライバーおよび同乗者の装備.....	36
36.7	シェイクダウン中のサービス.....	37
37.	フリー走行／予選.....	37

スタートおよび再スタート

38.	プロモーション活動	37
39.	セレモニアルスタート	37
40.	ラリースタート	37
40.1	スタートエリア	37
40.2	スタート時点での最大遅延	37
41.	スタート順と間隔	37
41.1	改定されたスタート順要件	37
41.2	ドライバーの再配置	38
41.3	レグ1のスタート順	38
41.4	その後のレグのスタート順	38
41.5	スタート間隔	38

コントロール

42.	コントロール – 一般要件	38
42.1	コントロールの標識	38
42.2	保護バリア	38
42.3	コントロールエリアでの停車時間	38
42.4	作業準備	38
42.5	コントロールおよび方向	39
42.6	マーシャルの指示	39
42.7	メディアゾーン（適用のある場合）	39
42.8	車載カメラのデータ交換およびカメラメンテナンスポイント	39
43.	通過コントロール	39
44.	タイムコントロール	39
44.1	運営	39
44.2	チェックイン手順	40
44.3	スペシャルステージに続くタイムコントロール	40
44.4	タイヤウォーミングゾーン（TWZ）	41
45.	認められる最大遅延時間の通知	41
45.1	認められる最大遅延時間	41
45.2	早着	42
45.3	認められる最大遅延時間の超過	42
46.	リグループコントロール	42
46.1	リグループコントロールの手続き	42
46.2	リグループから出る	42

スペシャルステージ

47.	一般	42
47.1	計時	42
48.	スペシャルステージスタート	42
48.1	スタートポイント	42
48.2	スタート手順	42
48.3	マニュアルスタート手順	43
48.4	クルーの責任による遅延スタート	43
48.5	スペシャルステージの遅延	43
48.6	反則スタート	43
49.	スペシャルステージフィニッシュ	44
49.1	フィニッシュライン	44
49.2	ストップポイント	44
50.	パワーステージ	44

51.	スーパースペシャルステージ	44
51.1	スーパースペシャルステージの特徴	44
51.2	スーパースペシャルステージの実施	44
51.3	安全計画	44
52.	スペシャルステージの一時停止	45
53.	競技参加者の安全	45
53.1	クルーの装備	45
53.2	車両の装備	45
53.3	スペシャルステージでの事件	45
53.4	クルーメンバー以外の者を巻き込むスペシャルステージでの事件	46
53.5	赤旗の使用	46

スタートと再スタート

54.	リタイア後の再スタート	47
54.1	一般	47
54.2	罰則	48
55.	再スタート前の修理	48
55.1	サービスの位置と許される時間	48
55.2	修理された車両の技術的要件	48

サービス

56.	サービス — 一般条件	48
56.1	サービスの実行	48
56.2	チーム員およびサービス制約	49
57.	サービスパーク	49
57.1	一般	49
57.2	サービスパークのスケジュール	49
57.3	サービスパーク認識表示	50
57.4	サービスパーク内での速度	50
57.5	外部の補助	50
57.6	サービスパークのレイアウト	50
57.7	サポート選手権の追加の要件	50
58.	サービスパークでのタンク内の除去および／あるいは補充	50
59.	フレキシサービス	51
59.1	一般	51
59.2	フレキシサービスの実施とタイムスケジュール	51
60.	リモートサービスゾーン (RSA)	51
60.1	一般	51
60.2	チーム員の数	52
60.3	使用できる器材および工具	52
60.4	リモートサービスエリア車両パス	53
60.5	タイヤ取り付けエリア (TFA)	53

燃料 — 給油

61.	給油および手順	53
61.1	場所	53
61.2	給油エリア内の手順	53
61.3	ガソリンスタンドでの手順	54

62.	燃料使用	54
-----	------------	----

パルクフェルメ

63.	パルクフェルメ規定	54
63.1	適用	54
63.2	パルクフェルメに立ち入りを認められる人員	55
63.3	パルクフェルメ内で車両を押すこと	55
63.4	車両カバー	55
63.5	パルクフェルメ内での修理	55
63.6	燃料カットオフシステムの起動	55
63.7	ラリー終了後のパルクフェルメ	55

競技結果およびラリー競技後の事務的要件

64.	ラリーの競技結果	55
64.1	競技結果の確立	55
64.2	競技結果の公示	56
64.3	レグあるいは選手権ラリーでの同着	56
64.4	競技結果のプロモーション	56
65.	抗議および控訴	56
65.1	抗議あるいは控訴の申し立て	56
65.2	抗議デポジット（内金）	56
65.3	デポジット	57
65.4	控訴	57
66.	ラリー表彰式	57
66.1	ポディウム（表彰台）セレモニー	57
66.2	表彰式	57
67.	FIA 年間表彰式	58
67.1	出席の要請	58
67.2	欠席	58

テスト

68.	テスト	58
V1A	— FIA ヨーロッパラリー選手権	59
V1B	— FIA ヨーロッパラリートロフィー	72
V2	— FIA アフリカラリー選手権	76
V3	— FIA 中東ラリー選手権	83
V4	— FIA アジア・パシフィックラリー選手権	88
V5	— FIA NACAM（中米）ラリー選手権	95
V6	— FIA Codasur（南米）ラリー選手権	100

付則 – 索引

索引		109
付則I	コントロールサイン.....	110
付則II	標準書類	112
	1.競技会特別規則書	112
	2.ブルテン.....	115
	3.ラリーガイド	116
	4.アイテナリーのレイアウト例.....	119
	5.ロードブック	123
	6.標準の FIA タイムカード	127
	7.標準エントリーフォーム	133
	8.エントリーリスト.....	135
	9.スタートリストおよびラリー競技結果.....	135
	10.メディア安全ブック	138
付則 III	安全.....	140
付則 IV	表彰式	141
付則 V	タイヤの公認	144
付則 IX	組織上の要件に関する詳述.....	147

2023年FIAレジョナルラリー競技規則

本規則において、人に言及する用語（he, him, she, her）は、性別に関係なく適用される。

一般原則

1. 一般条件

FIAはラリー選手権を組織し、そのすべての権利を有する。「選手権」という言葉は、自動的に、FIAラリー選手権、FIAラリーチャレンジ、FIAラリートロフィーおよびFIAラリーカップを含むものである。

すべてのFIA選手権はFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則（以下「国際競技規則」）、さらに1つまたは複数の特定の選手権／カップ／トロフィーに適用される条項から成る本規則によって統括される。

ラリーのカレンダーは、当該選手権についてFIAにより発行される。

1.1 適用

1.1.1 選手権に参加するすべてのドライバー、競技参加者および競技役員は、自身ならびその雇用者および代理人を代表し、国際競技規則、適用される技術規則、本競技規則および各ラリーの競技会特別規則書ならびにそれらの補足あるいは改正された、すべての規則を遵守することを約束する。

現行の競技規則の目的で、選手権プロモーター、タイヤ製造者、燃料供給業者あるいは競技車両に関連するすべての供給業者は、国際競技規則第1条3に従いラリー参加者とみなされ、従って参加者に課される義務を負い、競技権能者の決定に従わなければならない。

1.1.2 本規則に対する特別措置を認めることができるのはFIAのみである。

1.1.3 選手権に適用されている規則の特別措置の要求は、FIAラリー部門がその目的のために用意したフォームにて提出しなければならない。競技会特別規則書のいかなる条文もこの特別措置の要求なしで本規則を変更できるものは無効である。

1.1.4 ラリー競技会の前、および開催中に、本規則およびラリー競技会特別規則書を適用する責務を負うものはラリー競技長である。競技長は、本規則およびラリー競技会特別規則書の適用を必要とする重要な事件の一切を競技審査委員会に通知しなければならない。本規則で特に言及されている場合、およびその他競技長が適切と判断する場合には、当該競技者にもその旨を書面で通知するものとする。

1.1.5 本規則により明確に許可されていないことは禁止される。

1.1.6 本規則への違反はすべて競技審査委員会に報告され、国際競技規則に定める通りの罰則が課せられる場合がある。規定の範囲にない事例は、競技審査委員会によって審議され、当該審査委員会のみが国際競技規則に定める通りの決定を行う権限を有する。

1.2 公用言語

様々な書類、また特に競技会特別規則書およびブルテン（公式通知）のすべては、少なくとも英語にて書かれなければならない。競技開催国の言語で記された書類についてはオーガナイザーの裁量および責任で取り扱われる。

1.3 解釈

本規則の解釈について疑義が生じた場合、FIAのみが決定する権限を有する。競技会の間は、競技審査委員会が如何なる疑義についても決定する。

1.4 実施日

本規則は2023年1月1日より施行される。

2. 定義

2.1 ラリー競技の開始 (BEGINNING OF THE RALLY)

ラリーは、書類検査あるいはレッキ（いずれか早い方）で開始する。ラリーの競技要素は、TC0より開始する。

2.2 ブルテン (Bulletin)

ラリーの競技会特別規則書を明確化あるいは補足完成するための公式な書面による通知で、付則IIに詳記される。ブルテンはレジョナルラリー競技規則の変更あるいは修正はできない。これはFIAにより特別措置を許可された場合にのみ可能となる。

2.3 コミュニケーション (Communication)

競技長あるいは競技審査委員会のいずれかにより発行される、情報提供の公式な書面による通知。

2.4 コントロールゾーン (CONTROL ZONES)

最初の黄色地の警告サインとベージュ色に3本の横断線の入った最終サインまでの区域がコントロールゾーンとみなされる。

2.5 クルー (CREW)

クルーは、各車両に搭乗するドライバーとコ・ドライバーの2名で構成される。別に定めがない場合、いずれのクルーもラリーにて運転することができ、両名とも、参加するラリー競技会に有効な、その年のFIA国際競技運転者ライセンスとラリーに有効な運転免許証を所有してなければならない。エントリー申請に競技参加者名がない場合、ドライバーが競技参加者を兼務するとみなされ、それに対応した2種類のライセンスを所有していなければならない。自国以外で競技をするクルーは、事故の後に本国帰還が必要となる場合、それを補填する国際保険に加入していなければならない。

2.6 裁定 (DECISION)

競技審査委員会が、取調べ、審問あるいは調査を行った結果を発表するために発行する書類。

2.7 FIA (FIA)

本規定内のFIAとは、すべてFIAラリー部門を指す。

2.8 ラリー競技の終了 (END OF THE RALLY)

ラリー競技は、最終順位認定の掲載をもって終了する。ラリー競技の要素は、最終タイムコントロールで終了する。

2.9 レグ (LEG)

夜間リグループ (パルクフェルメ) により分けられるラリーの各競技部分。第1レグの前の夜にスーパースペシャルステージが行われる場合、それは第1レグの第1セクションと見なされる。

2.10 メディアゾーン (MEDIA ZONE)

サービスパーク、リモートサービスあるいはリグループパークの入口のタイムコントロール手前で、メディアのために設定されたゾーン。

2.11 中立化 (NEUTRALISATION)

クルーが、理由の如何に関わらず、オーガナイザーによって停止されている、パルクフェルメ規定が適用される時間。

2.12 通知 (NOTIFICATION)

本規則および/またはラリーの競技会特別規則書の適用を適切に競技参加者に通知する、競技長が発行し、公表する公式の文書。

2.13 パルクフェルメ (PARC FERMÉ)

車両への一切の作業、検査、調整あるいは修理が、本規則、あるいはラリー競技会特別規則書により明確に許されている場合以外許可されず、許可を受けた競技役員だけがその実施を認められる領域。

2.14 禁止されるサービス (PROHIBITED SERVICE)

競技車両に搭載されている物以外の、製造物 (オーガナイザーにより供給される場合以外の固体あるいは液体)、スペアパーツ、工具あるいは器具をクルーが使用あるいは受領すること、または本規則で定義されているチーム員が居ること。

2.15 レッキ (RECONNAISSANCE : レッキ : 下見)

アイテナリー発表後に、ラリー競技に参加しようとするFIA優先ドライバーおよび/あるいはコ・ドライバー、あるいは非優先クルーメンバーが、いかなる方法であっても、またいかなる時であっても、スペシャルステージに立ち入ること。

2.16 レッキタイムテーブル (RECONNAISSANCE TIMETABLE)

競技会特別規則書に明記される予定表で、その間クルーはラリールートの慣熟を行うことができる。

2.17 リグループ (REGROUP)

次の予定を可能とするため、および/あるいはラリー競技に残っている車両をリグループするためにオーガナイザーにより予定された停止で、パルクフェルメ規定が適用され、出入り口にてタイムコントロールがなされる。停止時間はクルーにより異なる。

2.18 ロードセクション (ROAD SECTION)

アイテナリーの一部で、スペシャルステージには使用されない部分。

- 2.19 ラリーのセクション (SECTION OF THE RALLY)**
リグループによって分けられるラリーの各部分。
- 2.20 サービス (SERVICE)**
本規則にて制限されている場合を除く競技車両への一切の作業。
- 2.21 スペシャルステージ (SPECIAL STAGE)**
ラリーで公衆の立ち入りを禁止した公道で行われる計時されるスピードテスト。
- 2.22 スーパースペシャルステージ (SUPER SPECIAL STAGE)**
本規則に述べられ、ラリー競技会特別規則書に詳細のあるスペシャルステージ走行の一切の変化形であり、そのようにアイテナリーに確認される。
- 2.23 チーム (TEAM)**
1つのチームは、競技参加者、クルーおよび支援員で構成される。
- 2.24 タイムカード (TIME CARD)**
アイテナリーの中で予定されている様々なコントロールポイントで記録されたタイムを記入するためのカード。
- 2.25 テクニカルゾーン (TECHNICAL ZONE)**
2箇所のタイムコントロールの間に配置される、車検員による技術検査を実施する目的のゾーン。
- 2.26 免除 (WAIVER)**
本規約の一部を故意に放棄あるいは修正する行為。FIAは特別でやむを得ない個別の状況でのみ免除を認めることができる。免除は規約の一般的な意味を変更することはできない。
- 2.27 イエローカード (YELLOW CARD)**
イエローカードは、ラリーで深刻な安全面の欠如が見識された場合、クローズドロード・コミッションからの提案に基づいて、ラリー委員会よりイベントのオーガナイザー／ASNへ与えられる。ラリー委員会はイエローカードが与えられたイベントを翌年の開催カレンダーに含まないという決定する可能性がある。
- 2.28 ブルーカード (BLUE CARD)**
ブルーカードは、規則の順守および保証された約束事（アイテナリー、組織的構造など）に深刻な欠如がある場合、ラリー委員会により、その様な違反を犯した競技会オーガナイザー／ASNへ与えられる。翌年のカレンダーに含まれるようにするには、オーガナイザー／ASNはラリー委員会が決定したアクションリストを受け入れて実践しなくてはならない。

選手権 & ポイント

- 3. 選手権要件**
- 3.1 選手権ポイントの付与**

3.1.1 各選手権タイトルについて、各ラリーの最終順位認定を考慮し、以下の基準でポイントが与えられる。

1 位	30 ポイント
2 位	24 ポイント
3 位	21 ポイント
4 位	19 ポイント
5 位	17 ポイント
6 位	15 ポイント
7 位	13 ポイント
8 位	11 ポイント
9 位	9 ポイント
10 位	7 ポイント
11 位	5 ポイント
12 位	4 ポイント
13 位	3 ポイント
14 位	2 ポイント
15 位	1 ポイント

3.1.2 減算ポイントの付与

選手権、トロフィーまたはカップ対象のラリー競技会の1つが、予定された全体を走破できなかった場合、ポイントは確立された順位認定で与えられる。

- スペシャルステージの予定走行距離の**75%**以上走行の場合は、ポイント全点数、
- スペシャルステージの予定走行距離の**50%**以上**75%**未満走行の場合は、ポイント半点数、
- スペシャルステージの予定走行距離の**25%**以上**50%**未満走行の場合は、ポイント**3分の1**点数、
- スペシャルステージの予定走行距離の**25%**未満走行の場合は、ポイントは与えられない。

選手権に登録してラリーに参加した競技参加者が、特定の慣習や国境の制限により参加できなかった場合は、確立された順位認定に基づいて選手権ポイントを付与する。

- **75%**以上の競技参加者が参加できた場合はポイント全点数。
- **50%**以上**75%**未満の競技参加者が参加できた場合は半点数。
- **25%**以上**50%**未満の競技参加者が参加できた場合は**3分の1**の点数。
- 参加できた選手の**25%**に満たない場合はポイントを付与しない。

小数点以下は次の定数に切り上げあるいは切り下げられる。

例外的な状況においては、F I Aはポイント減算配点について異なる原則適用を決定する場合がある。

3.1.3 ドライバー選手権でポイントを獲得するためには、エントリーフォームでドライバーとして指名された者が、スペシャルステージで車両を運転しなければならない。ただし競技中に発生した不可抗力によるもので、競技審査委員会に通知され、それが認めた場合はこの限りではない。

3.2 最終選手権順位認定に考慮される競技結果数

3.2.1 順位認定は各選手権に必要な基準を考慮して確立される。総合ポイントが最も高かったドライバーおよびコ・ドライバーは、当該選手権チャンピオン／勝者と宣言される。

3.2.2 各選手権に求められる基準に関わらず、選手権が実際に4競技会以下で開催された場合は、すべての結果が最終的な順位認定に考慮される。

3.2.3 最初のカレンダーに予定されている競技会のうち、少なくとも50%以上の競技会が実際に開催された場合、最少3つ（の競技会）でタイトルが授与される（ただし、シングルのイベントで特別に予定されている選手権は例外）。

4. ドライバーおよびコ・ドライバー選手権

関連する選手権の規則を参照。（該当がある場合）

5. 製造者あるいはチーム選手権

関連する選手権の規則を参照。（該当がある場合）

6. サポート選手権

関連する選手権の規則を参照。（該当がある場合）

7. ジュニア選手権

関連する選手権の規則を参照。（該当がある場合）

8. 選手権の同ポイント

8.1 ドライバーおよびコ・ドライバー

選手権の最終および／あるいは暫定順位認定を作成するため、まったくの同ポイントをとったドライバーおよびコ・ドライバーの間で順位を決める規則は：

8.1.1 総得点を構成するポイントを得たラリーのみを考慮し、それぞれの選手権の最終順位で達成した1位をとった回数、次に2位をとった回数、その次に3位をとった回数など、が多い順に従う；

8.1.2 当該ドライバーおよび／あるいはコ・ドライバーの全員が参加したラリーのみを考慮し、それぞれの選手権の最終順位で達成した最高位が多い順に従う。12位を何度とるよりも11位1回が勝り、13位を何度とるよりも12位1回が勝る、など。

8.1.3 それでも決まらない場合は、FIA自身が勝者を決定し、いかなるその他の同ポイントのドライバーおよびコ・ドライバーの間についても、FIAが適切と考えるその他いかなる配慮事項をも基礎として、決定する。

8.2 製造者あるいはチーム（適用される場合）

まったくの同ポイントをとった登録製造者あるいは登録チームの間で順位を決める規則は：

8.2.1 各製造者あるいはチームについて有資格競技会で達成した最高位の数が多い順に従う。その場合各製造者あるいはチームについて、1 ラリーにつき最高位のみを考慮する。

8.2.2 9位の回数、10位の回数などに従う。10位を何度とるよりも9位1回が勝る、など。

8.2.3 それでも決まらない場合は、FIA自身が勝者を決定し、いかなるその他の同ポイントの製造者あるいはチームの間についても、FIAが適切と考えるその他いかなる配慮事項をも基礎として、決定する。

9. 優先ドライバーの基準

9.1 FIA優先ドライバー

- 最近の過去3年間のうちの1年で、FIA世界ラリー選手権でP1であったドライバー。
- 最近の過去3年間で、WRC2選手権、あるいはWRC3選手権で優勝したドライバー。
- 最近の過去3年間で、FIAレジョナルラリー選手権で優勝したドライバー。
- 前年のFIAヨーロッパラリートロフィーで優勝したドライバー。

9.2 優先ドライバーの再配置

競技審査委員会は、委員会の判断で、当初のスタート順ではそのドライバーの優先権により、得る利益を正当化できない車両でエントリーするFIA優先ドライバーを再配置することができる。

10. ラリー競技の特性

10.1 ラリーの構成

10.1.1 すべてのスペシャルステージの路面は、ラリー中、同一に保たれなければならない。ただし、グラベルステージに限定的にアスファルト路面を使用する、あるいはその逆については、当該箇所がスペシャルステージの長さの10%を超える場合、FIAに特別措置の要請書を送付すること。スーパースペシャルステージは異なる路面であってもよい。

10.1.2 ラリーの継続時間は、異なる選手権で多様であってよい。適切な継続時間が当該選手権バリエーション（変形）および追加の条項で詳細に記される。最短あるいは最長距離の1つスペシャルステージで構成されないこと。しかしながら、理想的にはサービスパークあるいはリモートサービスゾーンの間には80km以下のスペシャルステージがなければならない。

10.1.3 ステージで競技する者は1つのラリーの中で2回を超えて走行することはできないが、スーパースペシャルステージは除く。2回を超えて行われるステージのいかなる部分についても、FIAの合意を得なければならない。

10.2 ラリーのプログラム

以下の基準を遵守することを除き、オーガナイザーは独自のラリー特性を展開することが奨励され、それぞれのラリープログラム／走行行程を考案することができる。

10.2.1 ラリー競技会のタイムテーブルは次の順とすること：

- ーレッキ
- ー書類検査（これはレッキの開始前にも行うことができる）
- ー車検
- ーシェイクダウン（行われる場合）
- ーフリー走行／予選ステージ（適切な場合）
- ーセレモニアルスタート（行われる場合）
- ーラリー
- ー表彰式

10.2.2 ラリー競技会は、セクションのスタートあるいはセクションのフィニッシュを含めて、2日あるいは3日間の競技走行を実施できる。

10.2.3 ラリー競技会は土曜日に終了するか、できれば日曜日に終了すること。

10.2.4 表彰式は、最終サービスに首位車両が到着してから1時間以内に行われること。

10.2.5 レッキの予定は2日間に渡ってなされること。しかしながら、オーガナイザーはFIAにこれとは異なる予定を組むことを正当化する申し出を行うことができる。

10.3 公式アイテナリーおよび競技プログラムの遵守

10.3.1 不可抗力の場合を除き、競技長はアイテナリーが遵守されることを確実にしなければならない。

10.3.2 ラリー競技会直前あるいはその間に出される異議は、セーフティオフィサー長が承認しない限り、考慮されない。

競技役員

11. 競技役員とデリゲート

11.1 競技審査委員会

競技審査委員会は、常に3名の委員で構成されること。委員長と1名の委員はFIAにより任命され、開催国と異なる国籍であること。第3番目の委員は、ラリー競技開催国のASNによって任命されること。競技審査委員会と競技長の間は恒久的に連絡可能でなければならない。ラリー競技会中は、競技審査委員会の少なくとも委員1名が、ラリー競技会本部の近くにいないなければならない。

11.2 FIAデリゲート

以下のデリゲートがFIAにより任命でき、そのそれぞれがラリーに於けるその役務についての報告書を作成する：

11.2.1 FIAスポーツデリゲート

FIAスポーツデリゲートは競技長、その他すべてのFIA任命の競技役員およびデリゲートと連絡を取り合う。FIAスポーツデリゲートはFIAオブザーバーとしての役割も兼ねる場合がある。

11.2.2 FIAテクニカルデリゲート

FIAテクニカルデリゲートは競技長と連絡を取り合い、すべての技術的な事につ

いて責任を負い、車検員長となる。

11.2.3 FIAセーフティデリゲート

FIAセーフティデリゲートは特に一般大衆およびメディアの安全を監視する責務を負う。スペシャルステージの安全状態が十分でないと判断する場合、最大で30分スタートを遅延させる権限を有する。

この時間内に安全条件を満たせない場合は、FIAセーフティデリゲートは競技長へステージキャンセルするよう要求する。セーフティデリゲートはイエローカードを提示しセーフティデリゲート安全上の懸念をクローズロードコミッションに報告する権利を有する。

11.2.4 FIAメディアデリゲート

FIAメディアデリゲートは、ラリー競技前後のFIA記者会見を含め、すべてのメディア関連事項を担当する。

11.2.5 FIAメディカルデリゲート

FIAメディカルデリゲートは、ラリー競技前の一切のブリーフィングを含め、すべての医務的局面に関し、(ラリーの) 医師団長と連携する。

11.2.6 FIAオブザーバー (含複数)

FIAオブザーバー (含複数) は、ラリーのすべての局面を再考し、適切なFIA報告書式を完成する。

11.3 競技参加者のリレーションオフィサー (含複数) (CRO)

CROの第一の任務は、競技参加者／クルーに対し、規定およびラリーの運営に関連する情報あるいは解説を提供することである。各ラリーに競技参加者／クルーが容易に確認できる少なくとも1名のCROがいなければならない。

参加資格のある車両

12. FIAレジョナル選手権ラリー競技会に参加資格のある車両

12.1 車両クラス

クラス	グループ	
RC2	グループラリー2	2023年付則J項第261条に合致するグループラリー2車両。
	グループラリー2キット (VR4K)	R4キット搭載の2023年付則J項第260Eに合致する車両
	2000ccを超えるグループNR4	2019年付則J項第254条に合致するグループN車両
	S2000ラリー：2.0自然吸気エンジン	スーパー2000車両 (2013年付則J項第254A条に合致)
	グループR4 (VR4) ヨーロッパでは参加資格を有さない	2018年付則J項第260条に合致するグループR4
RGT	RGT車両	2019年付則J項第256条に合致するグループRGT車両 2023年付則J項第256条に合致するグループRGT車両
RC3	ラリー3 (1390ccを超え2000ccまでの自然吸気 - 927ccを超え1620ccまでのターボ)	2021年1月1日より公認、および2023年付則J項第260条に合致するグループラリー3車両。

RC4	ラリー4 (1390ccを超え2000ccまでの自然吸気、および927ccを超え1333ccまでのターボ)	- 2019年1月1日より公認、および2023年付則J項第260条に合致するグループラリー4車両 - 2018年12月31日以前に公認、および2018年付則J項第260条に合致するグループR2車両
	R3 (1600ccを超え2000ccまでの自然吸気 - 1067ccを超え1333ccまでのターボ)	2019年12月31日以前に公認、および2019年付則J項第260条に合致するグループR車両
	R3 (1620ccまでのターボ/公称)	2019年12月31日以前に公認、および2019年付則J項第260D条に合致するグループR車両
	2000ccまでのグループA車両	2019年付則J項第255条に合致するグループA車両
RC5	ラリー5 (1600ccまでの自然吸気および1333ccまでのターボ)	2019年1月1日より公認、および2023年付則J項第260条に合致するグループラリー5車両
	ラリー5 (1600ccまでの自然吸気および1067ccまでのターボ)	2018年12月31日以前に公認、および2018年付則J項第260条に合致するグループラリー1車両

12.2 追加の条項

- キット車両やスーパー1600として公認された車両は受け入れできない。
- 2023年第261条に合致するラリー2車両でエントリーするドライバーは、ジョーカーが適用された後に古いパーツを使用することができる。(信頼性とセーフティジョーカーは除く)
- 2013年第255A条に合致するスーパー2000ラリー車両でエントリーするドライバーは、罰則を受けることなく、失効した誤記訂正 (errata) を使用することができる。
- S2000、ラリー2、RGT車両については、FIAテクニカルパスポートが義務付けられる (FIAラリーカップまたはラリートロフィーに参加の車両については任意)。
- 2019年付則J項第256条に合致しているRGTカーは、有効なFIARGTテクニカルパスポートを有していなければならない。

12.3 国内/レジョナル車両

以下は、オーガナイザーがASN公認車両を認める場合に適用される：

12.3.1 それらは、選手権の全体の行程あるいはその一部を使用できる。

12.3.2 ERT、MERCおよびAPRCラリー

競技会特別規則書に定める国内車両は選手権ラリーのエントリーリストおよび認定順位に表示されることができる。本FIAレジョナルラリー競技規則のみが適用されなければならない、競技全体に対して1団の競技審査委員会のみが指名される。

12.3.3 ERC、ARC、CODASURおよびNACAMラリー

2つの異なる競技があり、それぞれ異なる競技会特別規則書およびエントリーフォームを有する。国内車両は合同エントリーリスト、順位認定 (公式または非公式) および/あるいは選手権ラリー競技会中あるいは後のスペシャルステージの合同競技結果に表示されることは決してない。国内車両は選手権のラリー競技会

に最終の車両が出走した後で別の競技として走行すること。

12.3.4 第12条3項2から第12条3項3までについて許可される変型

FIA承認を伴うASN公認車両は、FIA ARC、APRC、MERC、NACAMおよびCODASUR選手権ラリー競技会に参加でき、エントリーリストに掲載され、ポイントを獲得することができる。ただし、これらの車両は付則J項第253条に定められる安全要件に従わなければならない。

タイヤおよびホイール

13. 一般

13.1 すべてのタイプの車両およびすべての競技参加者について

13.1.1 規則遵守

すべてのタイヤは、付則Vに関連して読まれる本条項に合致していなければならない。

13.1.2 モールド（成形）タイヤ

すべての車両はモールドタイヤを装着していなければならない。ハンドカットあるいは特定の溝パターンの変更は、レジョナル版の競技規則で認められる場合以外、認められない。

13.1.3 タイヤの処理

タイヤの化学処理および／あるいは機械的処理は一切禁止される。リムに一旦取り付けられたタイヤを加熱する一切の装置は禁止される。また、リムに取り付けられているか否かに関わりなく、35℃以下に人工的にタイヤの加熱環境を維持することは認められる。

13.1.4 バーコード番号

タイヤはそれぞれ、以下のいずれかを有していなければならない：

- 2023年FIA承認バーコード供給業者によって供給された、2つの同一の成型されたバーコード番号（タイヤの両面に1つずつ／各バーコードはFIAにより定められた異なる色とされる）。または
- 2023年FIA承認バーコード供給業者によって供給された、1つの同一の成型されたバーコード番号。

これらのバーコードは、タイヤ交換の間で、ある特定の車両に同一のタイヤが取り付けられたままとなっていること、および競技参加者が許可される最大量を守っていることをチェックするために使用される。タイヤのバーコードは車両の外側から常に目に見えなければならない。

13.1.5 タイヤの量

すべてのドライバーは、関連の選手権規則およびラリーの競技会特別規則書に詳記される、タイヤの最大量のみを使用することができる。

13.1.6 タイヤの完全な性能を維持するための装置

タイヤの内圧を大気圧と同じかそれ以下にして、タイヤの完全な性能を維持する目的の装置の一切は使用が禁止される。タイヤの内部（リムとタイヤの内部部品との間のスペース）は、空気のみで満たされなければならない。

13.1.7 リム

タイヤをリムにしっかりと固定するように設計された一切の装置は認められない。

13.1.8 タイヤの取り付け

タイヤをリムに取り付ける際の最大圧は、20℃で8バールである。この圧力により、リムの外側の壁にタイヤを圧着することが可能でなければならない。

13.1.9 ターマックタイヤ（ドライおよびウェット）

ラリーの間常に、車両に取り付けられたターマックタイヤの溝の深さは、トレッドパターンの少なくとも4分の3に渡って1.6mm未満となってはならない。タイヤ製造者は目に見えるコントロールマークを提供しなければならない。ターマックタイヤは付則Vに合致し、さらにFIAによって公認されなければならない。重要：2013年5月1日より前に公認されたタイヤは使用が認められない。トレッドパターンが付則Vに従っている限り、ドライバーは以前に公認された仕様のタイヤを使用し続けることができる。

FIAウェブサイトに掲載されている使用できるアスファルトタイヤリストを参照。

13.1.10 ターマックスノータイヤ

ラリーにスタッド付きタイヤの使用が認められている場合、スタッドについての規則およびそれを検査方法について競技会特別規則書に定めなければならない。

13.1.11 グラベルタイヤ

付則J項を参照。

13.1.12 グラベルスノースタッド付きタイヤ

ラリーにスタッド付きタイヤの使用が認められている場合、スタッドについての規則およびその検査方法について競技会特別規則書に定めなければならない。

13.1.13 使用されるタイヤのタイプ

タイヤの銘柄は自由。

13.2 ワールドラリーカーでエントリーするすべての競技参加者

WRCについてのみ適用される。

13.3 ラリー2、ラリー2キットまたはRGT車両でエントリーするすべての競技参加者

関連する選手権規定を参照する（適用される場合）。

13.4 非優先ドライバー

関連する選手権規定を参照する（適用される場合）。

13.5 2WD車両でエントリーするドライバー

関連する選手権規定を参照する（適用される場合）。

13.6 RGT車両でエントリーするドライバー

関連する選手権規定を参照する（適用される場合）。

13.7 コントロール

ラリー競技会中いかなる時も、タイヤの適合性を確認するためにコントロールが実施できる。不適正なタイヤは特殊なスタンプを押され、使用されてはならない。

13.8 タイヤマーキング／コントロールゾーン

許可されたサービスパークあるいはリモートサービスゾーンの出口、およびシェイクダウンのスタート地点の前に、ホイール/タイヤマーキング／バーコード読み取りゾーンが設置できる。タイヤのマーキング手順を支援するためだけの目的で、各クルーに1名のチーム員がこのゾーンに立ち入ることができる。

クルーは車両を停止させ、車検員あるいは／およびマーシャルの指示を待たなければならない。車検員あるいはマーシャルが不在である場合、クルーは停止することなくそのゾーンから出ることができる。タイヤマークの検査ゾーンが、許可されたサービスパークおよびリモートサービスゾーンの入り口に設置できる。

13.9 ロードセクション

スペシャルステージが組み込まれている場合、未登録のパターンのタイヤをロードセクションで使うことができる。

13.10 タイヤ圧の調整

タイヤ圧の調整が以下の場合に許可される：

- ー 競技参加者すべてにおいて、スペシャルステージ直前のTCとそのステージのスタートまでの待ち時間が13分以上ある場合。
- ー 競技参加者すべてにおいて、10分を超えるリグループ内で、スペシャルステージあるいはスーパースペシャルステージが続く場合。

13.11 タイヤ圧と温度センサー

走行中のタイヤの内部空気圧と温度を測定するためのセンサーの使用は許可されており、強く推奨されている。

これらのセンサーを使用する場合は、故障の可能性があることを乗員に知らせるために、少なくとも1つの警告灯をつけなければならない。

タイヤのカーカス、タイヤコンパウンド、リム温度を測定するセンサーは禁止される。

13.12 スペアホイール

車両は最大2本のスペアホイールを搭載でき、当該グループの付則J項に規定されている場合、少なくとも1本のスペアホイールを搭載しなければならない。

車両に取り付けられた一切のコンプリートホイール、あるいはサービスの間に車両の中に搭載された一切のコンプリートホイールは、タイヤ交換が許可されている次のサービスパークあるいは次のサービスエリアに到着しなければならない。いかなるコンプリートホイールも、サービスパークあるいはタイヤ交換が許可されているエリア以外で車両に搭載されたり取り外されたりすることはできない。

13.13 スペシャルステージのストップポイントでのタイヤ供給

FIA指定のタイヤ供給業者の代表が、スペシャルステージのストップポイントに居ることが許可される。そのポイントでは、視認による検査と計温が実施され、当該会社製品に関するデータが収集される。

参加資格のあるアスファルトタイヤのリストに記載されているタイヤ供給業者が、競技参加者または競技参加者の重要な支援者である場合、ストップポイントに向かうその代表者は、競技参加者のチームメンバーとは異なるものでなければならない（国際モータースポーツ競技規則第9.15.3項に従って記載されなければならない）。

13.14 タイヤの入手可能性

レジョナルラリー選手権に使用されるすべてのタイヤは、たやすく市販で手に入られるものでなければならない。

14. タイヤ供給

関連する選手権規定を参照する（適用される場合）。

15. タイヤ量

WRCおよびERCにのみ適用される。

機械構成部品

16. 機械構成部品

16.1 エンジン交換

16.1.1 車検と最初のタイムコントロールとの間で、エンジン故障が発生した場合、エンジンを交換することができるが、競技長による5分間の罰則が適用される。

16.1.2 上記の場合以外、車検合格からラリーの終了まで、同じエンジンブロックおよびボディシエルが使用されなければならない。

16.2 ターボチャージャー

16.2.1 ターボチャージャーとコンプレッサーは、以下「コンプレッサー」と言われる。

16.2.2 エアリストリクターに関して実施される規定およびマーキングが引き続き適用される（付則J項第254条6項1および第255条5項1.8.3）。

16.2.3 車両に取り付けられるコンプレッサーと、1つのスペアコンプレッサーは、ラリー競技前車検で検査を受け、同一番号のシールで封印される。

16.2.4 コンプレッサーは、当該車両番号が付けられ、その車両のみに使用される。

16.2.5 すべての使用済みコンプレッサーは、ラリー競技前車検からラリーの終了まで、車検員がその適合性を検査できるように、封印されたままでなければならない。

16.2.6 上記の規則は、コンプレッサーにエアリストリクターの装着がない車両すべてに義務付けられる。この場合、コンプレッサーへのマーク付けは、それらを数える目的でのみなされる。

16.2.7 ラリー2車両については、公認されたFIAブースト制御システム（ポップオフバルブ、FIAテクニカルリストNo.43参照）が、競技前車両検査にて検査され封印されなければならない（付則J項第261条にある通り）。封印は、FIAテクニカルデリゲートの承認が得られる場合を除き、ラリー終了までそのままの状態を保たなければならない。

16.3 トランスミッション

16.3.1 FIA優先ドライバーの各車両は、各ラリーで、スペアギアボックス1つ、およびスペアディファレンシャル1セット（フロントおよび／またはセンターおよび／あるいはリア）を使用することができる。

16.3.2 これらのスペア構成部品および車両に取り付けられているそれら部品は、最初の車検でマーキング／封印される。その他の車両への本規則の適用は、FIAの合意をもって、オーガナイザーの裁量に任される。

16.3.3 マーキング／封印は競技参加者のクラッチおよびその関連の付属品の交換を認めるものである。

16.3.4 すべての構成部品は、同一番号の付いた封印シールによって識別される。

16.3.5 すべてのマーキング／封印は、異なるモデルの車両についてFIAが公示している詳細にしたがって実施される。

16.3.6 ギアボックスとディファレンシャルをいかなるサービスパークで交換することも、車検員がその意図を事前に知らされていることを条件に認められる。

16.3.7 車両からおろされたギアボックス／ディファレンシャル（含複数）の封印とマーキングが無傷に保たれていることを条件に、部品を同じ車両に再利用することができる。

16.3.8 マーキング／封印は、ラリー競技前車両検査からラリーの終了まで無傷で保たなければならない。車検員は、いつでも、またラリー終了時には適合性確認のために部品を分解して、マーキング／封印を検査できる。

17. 機械構成部品 — 製造者およびWRCチーム

WRCにのみ適用される。

18. 追加の車両装備

18.1 車載カメラ

18.1.1 オーガナイザーあるいは選手権プロモーター（適用のある場合）により要請された場合、競技車両は車載カメラ、あるいはその他の記録装置を搭載しなければならない。これはオーガナイザーあるいは選手権プロモーターによって、付則J項第253条2項に従って取り付けられ、車検員によって承認される。

18.1.2 車載カメラを搭載する一切の車両の競技参加者は、オーガナイザーあるいは選手権プロモーター（居る場合）の事前の合意を得なければならない。許可されるカメラは、粘着性のデカールによって識別され、車検の時に車両に搭載されなければならない。

18.1.3 カメラの使用を望む競技参加者は、以下の情報をオーガナイザーあるいは選手権プロモーター（居る場合）に、レッキスタート前少なくとも1週間前に提供しなければならない：競技参加者名、車両番号、競技参加者住所、フィルムの使用、および使用する装置のブランドとモデルの名称。

18.1.4 競技参加者の事前の合意を得て、競技長は公式のTV会社がオンボードカメラの維持作業を行うために夜間パルクフェルメに立ち入ることを許可する場合があるが、彼らがラリーの車検員に付き添われることを条件とする。

18.1.5 ラリー中のいかなるシステムへの干渉についても、当該競技参加者は審査委員会に報告されることになる。

18.2 トラッキング（追跡）システム

FIA選手権ラリーでは、すべての車両はラリーのオーガナイザーにより供給される安全トラッキングシステムを取り付けていなければならない。トラッキングシステムは、FIAテクニカルリストNo.98：ラリー車両トラッキングシステムのものを使用することが義務付けられる。FIAテクニカルリストNo.98のラリー車両トラッキングシステムからのトラッキングシステムを使用することが、2023年より義務付けられる。搭載状態は車両検査にて検査される。引き取り、返却および取り付けに関する指示は、各オーガナイザーにより発行される。ラリー競技会間の一切のシステム障害については、当該競技参加者が競技審査委員会へ通報されることになる。

18.3 スペシャルステージでの騒音規制

安全上の理由で、スペシャルステージでのみ、付則J項に排気ガスの出口が合致していることを条件に、触媒排気装置をガス自体が通過する装置を取り付けている車両は、排気消音器をバイパスする可能性が推奨される。公道セクションでは常に、騒音レベルは付則J項に合致していなければならない。

標準書類およびFIA査証（VISA）

19. FIA標準書類

19.1 一般

付則IIIにある次の書類のフォーマットおよび手続きに従わなければならない：

- 競技会特別規則書（電子／あるいは印刷フォーマット）
 - ブルテン（電子／あるいは印刷フォーマット）
 - ラリーガイド1および／あるいは2（電子フォーマット）
 - アイテナリー（電子／あるいは印刷フォーマット）
 - ロードブック（電子／あるいは印刷フォーマット）
 - タイムカード（印刷フォーマット）
 - エントリーフォーム（電子および／あるいは印刷フォーマット）
 - エントリーリスト（電子フォーマット）
 - ラリーのスタートリストおよび競技結果（電子および／あるいは印刷フォーマット）
 - メディア安全ブック（電子および／あるいは印刷フォーマット）任意
- 競技の暫定結果および最終認定順位と結果、ブルテンや決定事項のような正式書

類は、公示の時刻と共にデジタルおよび／または物理的な公式通知掲示板に公示されなければならない。

電子的に公開される書類は、一旦オーガナイザーのウェブサイトに掲載されたならば、すべての競技参加者および競技役員に通知され修正がマーカーで強調されない限り、修正されないこと。公開前にFIAの承認が必要な一切の書類は、FIAの承認なしに修正されないこと。

19.2 ロードブック／アイテナリー

すべてのクルーは、走行が義務付けられるアイテナリー（行程）の詳細な記載があるロードブックを受け取る。道路方向指示図解、および指示図解の間、決められた車道により、ラリーの走行が義務付けられるアイテナリーがこのロードブックに規定されている。さらに、スペシャルステージでは、レッキ（下見走行）あるいはステージの初回走行で競技参加者が車道の逸脱をする可能性があると考えられる部分に、オーガナイザーはバリアあるいはその他の障害物を構築することができる。なされたすべての変更は当該ステージスタート前にすべての競技参加者に通知されなければならない。ロードブックは、PDF形式のみ、または部分的にPDF形式にて利用できる。電子ロードブックの使用は、競技会特別規則書に記載されなければならない。遅くともエントリーリストの発行時に利用可能でなければならない。

逸脱があった場合は、すべて競技審査委員会に報告される。

19.3 タイムカード

19.3.1 各クルーは以下について責任を負う：

- タイムカード
- タイムカードをコントロールで提出すること、およびその記入の正確性
- タイムカードへの一切の記入事項

19.3.2 タイムカードに記入が許される唯一の者は適切なマーシャルである。ただし、「競技参加者使用欄」とされている箇所は除く。

19.3.3 一切のコントロールのマークあるいは署名がない場合、またタイムコントロールでの時間記入がない、あるいは各コントロールでタイムカードを手渡さなかった場合、当該クルーは、そのコントロールにてリタイアしたものとみなされる。この情報は、セクションの終了時に競技長により宣言される。

19.3.4 クルーのタイムカードに記入されたタイムと、ラリーの正式書類に記入されたタイムに相違がある場合、競技長の取調べの対象となる。

20. FIA査証の発行

付則IX－組織上の要件明細を参照

保険

21. 保険適用

21.1 保険適用の記載

競技会特別規則書には、オーガナイザーが掛ける保険についての詳細が記載され

ていなければならない。保険証券には競技参加者、プロモーター（ある場合）、およびFIAとラリーの競技役員が指定されること（適用されるリスクと保険金の記載）。保険金額はUSドルあるいはユーロ（Euros）で表示されること。

21.2 一般損害責任保険の適用

21.2.1 エントリーフィーに含まれていなければならない保険料は、第三者に対する公民責務に適用される適切な保険（一般損害責任保険）を保証しなければならない。

21.2.2 一般損害責任保険は、ラリー競技会に参加する競技参加者あるいはその他の個人または法人がかかる個別の保険に追加して、その既得権を侵すことなく、適用されるものとする。

21.2.3 保険は少なくとも、シェイクダウン、フリー走行および予選ステージに有効でなければならない。ラリーのアイテナリーを走行する競技参加者については、最初の競技要素の開始からラリー終了、あるいは最終的なリタイア（permanent retirement）あるいは失格（disqualification）の宣言がなされるまでを保証しなければならない。リタイアした車両が再スタートする場合は、最終的なリタイアとはみなされない。

21.3 保険適用の除外

サービス車両およびレッキに使用される車両は、オーガナイザー発行の特別なプレートを表示しているものであっても、ラリーの保険契約は適用されない。

エントリー

22. エントリー手続き

22.1 エントリーフォームの提出（エントリー申請）

ラリーに参加を望む一切のFIA競技者ライセンス所持者は、決められたエントリーフィーと完成されたエントリーフォームを、競技会特別規則書に明記されている、ラリーの競技会事務局に締め切り日までに送付しなければならない。電子エントリー申請（インターネット）が受け入れられ、エントラントの本人署名により遅くとも書類検査までに確認される。エントリーフォームは、有効な競技参加者ライセンスの写しが伴っていないなければならない。

22.2 エントリーフォームの修正

競技参加者はエントリーフォームに記載した車両を、同じクラスの別の車両に、車検の時までは自由に変更できる。

22.3 ASNの許可

外国の競技参加者、ドライバーおよびコ・ドライバーは、国際競技規則の第3.9.4条に従い、許可証を提示しなければならない。

22.4 競技参加者および／あるいはクルー構成員の変更

競技参加者の変更はエントリー締め切りまでは認められる。競技会にエントリーした競技参加者のみがこの要請を行うことができる。

エントリー締め切り後、クルーの1名を以下による合意を得て、変更することができる：

- ー 書類検査の開始前に、オーガナイザーによる。
- ー 書類検査開始後、スタートリスト発表前に、競技審査委員会による。

FIAのみが、エントリー締め切り後に両方のクルー構成員あるいは競技参加者の変更を許可することができる。

22.5 競技参加者およびクルー構成員の誓約

エントリーフォームに署名をすることにより、競技参加者およびクルーは、国際競技規則およびその付則、本規則およびラリーの競技会特別規則書に明記されるスポーツの管轄権に自らを服従させる。

23. エントリー締切日

23.1 エントリー締め切り日の遵守

各個々のラリーのエントリー締め切り日は、選手権登録の締め切りとは関係なく遵守されなければならない。

23.2 エントリー締め切り日

標準のエントリーの締切日はラリースタート開始の前2週間より遅くならない。

24. エントリーフィー

24.1 エントリーフォームの受理

エントリー申請は、エントリーフィー全額支払われた場合のみ受け付けられる。

24.2 エントリーフィーの還付

エントリーフィーは以下の場合に全額還付される：

- ー エントリーが受け入れられなかった申請者に対して。
- ー ラリーが開催されなかった場合。

24.3 エントリーフィーの一部返還

エントリーフィーは、競技会特別規則書に規定される状況に続いて、一部返還される場合がある。

25. クラス

25.1 エントリークラスの変更

車検の際、提出された車両が、当該車両がエントリーしたグループおよび／あるいはクラスに対応していないと判断された場合、競技審査委員会はFIAテクニカルデリゲートあるいは車検委員長により推挙された適切なグループおよび／あるいはクラスにその車両を移動させることができる。

車両の識別

26. シーズン割り当て番号

WRCにのみ適用される。

27. 競技車両番号（ゼッケン）

27.1 一般

27.1.1 オーガナイザーは各クルーに、識別番号を提供する。その番号は、車検前に通知される車両外面の位置に貼り付けなければならない。

27.1.2 この識別表示の範囲内で一切の広告が義務付けられ、競技参加者が拒否することはできない。これらのパネルの改造は一切認められない。

27.2 前部ドアパネル

27.2.1 幅1cmの白色囲み線を含め、幅67cm、高さ17cmの2枚の前部ドア用パネル。これらのそれぞれのパネルにはマットブラックで競技車両番号ボックスを形成し、常にドアパネルの前方部にあること。ゼッケン数字は蛍光黄色（PMS803）で、高さ14cm、線幅2cmとする。このドアパネルの残りの部分はオーガナイザーの必須の広告用にとり置かれる。

27.2.2 各パネルは、前部ドアの前端に水平に、番号を前にして配置される。プレートの上端は、ウインドウの最下部の7cm～10cmしたになること。

27.2.3 車両の外装に使われている色以外、このパネルから10cm以内に一切の表示物がないこと。

27.3 リアウインドウ

最大で幅30cm、高さ10cmの1枚のリアウインドウパネルが、リアウインドウの中央底部に配置される。隣接する15cm×15cmの領域には、明瞭な背景の上に高さ14cmの蛍光オレンジ色（PMS804）で書かれた競技車両番号が入る。この番号は反射するものであってよく、視線の高さで後方から見えなければならない。

27.4 サイドウインドウ

リアサイドウインドウのそれぞれには、高さ20cmで線幅が25mmの2つの番号が、蛍光オレンジ色（PMS804）で書かれ、それらは反射するものであってよい。これらの番号は、クルー氏名に隣接し、リアサイドウインドウ上に配置されること。

27.5 屋根パネル

27.5.1 幅50cm、高さ52cmの1枚の屋根パネルが、頂点を車両の前方に向けて屋根上に配置される。幅50cm高さ38cmのマットホワイトの背景に、マットブラックで幅5cm高さ28cmの競技車両番号が掲示される。

27.5.2 オーガナイザーの必須の広告はすべて、番号の上および／あるいは下で、同じ幅（50cm）と高さ14cm（あるいは2×高さ7cm）の領域に収まらなければならない。

27.5.3 屋根パネルを競技参加者に配布するかどうかは、オーガナイザーの裁量に任される。

27.6 フロントプレート

幅43cm高さ21.5cmの長方形に収まる1枚のプレートで、少なくとも競技車両番号とラリーのフルネームが入るもの。

28. ドライバーおよびコ・ドライバーの氏名

28.1 リアサイドウインドウ

ドライバーとコ・ドライバーの名のイニシャル（含複数）と姓は、ライセンスを得たASNの国の国旗と同様に、車両の両側のリアサイドウインドウ上に、競技車両番号に隣接して掲示されなければならない。その氏名は以下の仕様でなければならない：

- 白のヘルベチカ字体
 - イニシャル（含複数）とそれぞれの氏名の最初の文字は大文字で、それ以外は小文字
 - 高さ6cmで、線幅は1.0cm
- ドライバー名は、車両の両側で上側の名前となる。

28.2 ドアプレート／競技車両番号／ドライバー名



29. 広告

29.1 競技参加者は以下を条件として、どのような種の広告も車両に貼り付けることが許される：

- 国内法規およびFIAの諸規則で許可されていること。
- 違反をしないものと思われること。
- 政治的、宗教的性質ものでないこと。
- 競技車両番号に関する規則を遵守していること。
- ウインドウを通してのクルーの視界に影響しないこと。
- 国際競技規則第10条6項2の規定に合致していること。

29.2 自動車製造者の名称がラリー名称に関連すること、またあるいはオーガナイザーの義務付ける広告スペースに表示されることはできない。

29.3 義務付けられるオーガナイザーの広告内容は、エントリー受付締め切り前に、当該ラリーの競技会特別規則書に、あるいは公式ブルテンに明確に記載されなければならない。

29.4 オーガナイザーの任意広告

29.4.1 オーガナイザーは競技参加者に任意広告を掲載するよう求める場合がある。この要請を競技参加者が断る場合、エントリーフィーは2倍を超えない範囲で増額され、いかなる場合にも追加の料金は2000ユーロまでに制限される。

29.4.2 任意広告主のビジネス分野は、常に主催者により指定されなければならない。このような広告を競技参加者が断る場合、自動車、タイヤ、燃料あるいは潤滑油の銘柄に言及する任意広告について競技参加者に追加料金は課されない。

29.4.3 競技会特別規則書に明記されるオーガナイザーの任意広告を受け入れる競技参加者は、そのためのスペースをとり置かなければならない。そのスペースは必須広告スペースの2倍を超えることはできない。広告の変更は一切禁止される。

29.4.4 オーガナイザーの任意広告は競技会特別規則書に明記されなければならない。任意広告がブルテンに公示され、競技参加者の広告と競合する場合は、競技参加者は追加の料金を支払うことなく、その任意広告を拒否することができる。

29.5 選手権の識別表示および宣伝

29.5.1 選手権のプロモーター（該当する場合）は、追加の広告要件を出すことができる。選手権のプロモーター（いる場合）には、ステッカーセットを使用して選手権の識別表示と広告を行うために、以下の領域を確保される。

- ウインドスクリーンの上部にある既存の競技参加者用の高さ15cmの下スペース（高さ15cm、ウインドスクリーンの全幅）。ただし、それがラリー開催国の国内法規に合致することを条件とする。
- 第27.2.1項に記載されているフロントドアパネルのすぐ下に高さ6cm、幅67cmのスペース。
- 車のダッシュボード上の高さ10cm、幅20cmまでのスペースで、選手権プロモーターの車載カメラに映るスペース。

29.5.2 選手権の識別表示内の一切の広告は、第29.1項および第29.2項に合致していなければならない。

書類検査と車両検査

30.書類検査

30.1 タイムスケジュール

ラリーに参加するドライバーとコ・ドライバーは発行されている特別規則書のタイムテーブルに従って書類検査に参加しなくてはならない。遅刻の罰金は競技会特別規則書に詳記されている。

30.2 必要な書類

書類検査の間に以下の元本及び有効な書類がチェックされる：

- －競技参加者ライセンス
- －ドライバーおよびコ・ドライバーの競技ライセンス
- －ドライバーおよびコ・ドライバーの有効運転免許証
- －ドライバー及びコ・ドライバーのパスポート、あるいは身分証明書
- －すべての外国の競技参加者および／あるいはドライバーは、ASN発行の競技参加証
- －全詳細を完成させたエントリーフォーム
- －車両登録書類

主催者が審査を望むすべての書類（例：自動車保険内容の証明）は、競技会特別規則書に記載されなければならない。

31. ラリーの競技要素のスタート前の車検

31.1 一般

31.1.1 競技会特別規則書に詳細がない限り、車両はチーム代表者によって車検に提出することができる。

31.1.2 車検では、競技参加者は、ヘルメットを含めた着衣類および使用予定のFIA承認頭部保持装置のすべての装備を提出しなければならない。付則L項第III章を遵守しているかが検査される。

31.1.3 当該レジョナル選手権規定に定められる場合、車両はそのサンプガードをギアボックスとディファレンシャルの封印のために取り外し、重量計測のために車両に保管しておかなければならない。

31.1.4 クルーは車両の認証を受けた公認書式すべてを提示しなければならない。

31.1.5 車検員は、車両の認証確認を求める。シャシーおよびシリンダーブロックはマーキングされる。

31.1.6 競技前車検にて封印された構成部品のみがラリーを通じて使用できる。こういった構成部品は封印された状態を保たなければならない。

31.1.7 車検後に車両が技術的および／あるいは安全に関する規則に合致していないことが判った場合、車両は規則に準拠するよう作られ、競技会特別規則書に記載された時間と場所で再度車検を受けなければならない。もしそれでも車が規定に準拠しない場合、チーフテクニカルデリゲートの提案を受けた上で、競技審査委員会はスタートを不許可とすることができる。

31.2 タイムテーブル

構成部品の封印および車両重量の検査を含めた車検のタイムテーブルは、競技会特別規則書あるいはブルテンで発行されること。

32. ラリー中の検査

32.1 追加の検査

車両に加え、着衣類を含めた適合性および適格性についての安全項目の検査がラリー競技会中いつでも、FIAテクニカルデリゲートあるいは車検委員長の単独裁量および指示により、競技審査委員会にそれが周知されたうえで、適用のある場合はシェイクダウン、フリー走行／予選ステージを含め、実施できる。

32.2 競技参加者の責務

32.2.1 競技参加者はラリー競技会を通じて、自身の車両の技術的適合性について責任を負い、関連する公式書類一切を提供できること。

32.2.2 識別用のマーク（第31条1項6および16条、17条を参照）が貼り付けられる場合、それがラリー競技前車検からラリー競技の終了まで、あるいは封印を切ることが本規則で認められている時まで、無傷の状態であることを確認するのは競技参加者の責務である。マークが紛失している場合、競技審査委員会に報告される。

32.2.3 検査の間に取り扱われた車両の一切の部品が正確に再登載されていることを確認するのも競技参加者の責務である。

32.2.4 一切の不正、特にオリジナル通りであると提示された識別用マークに手が増えられていた場合、競技審査委員会に報告される。

33. 最終検査

33.1 最終パルクフェルメ

33.1.1 フィニッシュの正規手順が終了した後、車両はパルクフェルメに入れられ、競技審査委員会によって解放されるまでそこに留まらなければならない。

33.1.2 暫定順位認定 が競技会特別規則書（あるいはブルテン）に明記された時刻に公示される。その時刻は、最終車検の実施中であっても、最終の競技車が最終コントロールにチェックインした後の現実的なできるだけ早い時刻とする。

33.2 車両の選択

車両の分解を伴うラリー競技後の車両検査が、競技審査委員会の裁量で、あるいは抗議または競技長および／あるいはFIAテクニカルデリゲート（車検委員長）の競技審査委員会への勧告により実施される場合がある。

33.3 公認書類

オリジナルのFIA公認書類のすべて、およびその他の必要な証明書類が最終検査に利用可能でなければならない。レジョナル車両は、それに対応するオリジナルのASN書類が利用できなければならない。

ドライバーの行為

34. 行動

34.1 一般規則

34.1.1 クルーは常にスポーツに関わる態度で行動しなければならない。

34.1.2 車両がパルクフェルメ規定の下にある時（第63条1項）、車両を動かすこ

とができるのはクルーおよび競技役員のみで、それ以外のすべての時間は、誰でも手で押すことができる。自力によるもの、あるいは手押しされるまたは本規則にて認められている以外は、車両のいかなる方法による動きも禁止される。例外的にスペシャルステージ上で、ラリーロードへ戻すため、あるいはラリールートを空けるために、車両を牽引あるいは押すことが許される。

34.1.3 エキジビションドライブは、ラリーの競技会特別規則書にて許可されている場合のみ実施できる。

34.1.4 クルーは常に、スペシャルステージの方向にのみ運転しなければならない（ターンで向きを変える場合のみは除く）。

34.1.5 一般ロードセクションおよびステージのスタートでは、競技車両は4つの自由に回転するホイールとタイヤでのみ運転できる。本条項を遵守しない一切の車両は第54条によりリタイアしたものと見なされ、競技審査委員会より追加の罰則が課せられる場合がある。

34.1.6 ドライバーの視界を著しく妨げるほど酷くダメージを負ったフロントガラスでの競技中の一切の運転は禁止されている。関係するクルーは競技審査委員会の指示に従って競技を禁止される場合がある。第54条により該当する場合は、修理後にクルーは再スタートできる。

フロントガラスを所定の位置に取り付けずにスペシャルステージを走行することは一切認められておらず、両クルーがEN1938仕様に従う保護ゴーグルあるいはフルフェイスヘルメットのバイザーを閉めて着用する場合にのみ許される。

上記いずれにおいても、警察はそれぞれの国の道路交通法規のもと、車を停止し進行を防ぐ場合がある。

34.2 レッキおよび／あるいはシェイクダウンのロードセクション中

34.2.1 レッキはプラクティスではないことが強調される。レッキおよびシェイクダウンの両方の時間枠中、ラリー開催国のすべての道路交通法規が厳密に遵守されなければならない、その他の公道利用者の安全と権利が重んじられなければならない。

34.2.2 スペシャルステージのレッキ／シェイクダウン中、またロードセクションの一切の速度違反は、次の通りの競技長による罰金が課せられる：制限速度を超えたkm/hごとに：**25ユーロ**

競技長によるこのような規定の適用の一切は、当該競技参加者に競技長より通知される。

34.2.3 レッキ中のその他の規則違反は、第34条3項4に従い、競技審査委員会による罰則を受ける。

34.2.4 罰金の総額は、警察によって課せられる一切の罰金によって変更されることはない。

34.2.5 同じラリーでのレッキ中で2度目の違反があった場合、罰金は2倍になる。

34.3 ラリー中の過度の高速／道路交通法

34.3.1 ラリー競技会を通じて、クルーの両名ともに、国内の交通規則を遵守しなければならない。

34.3.2 ラリーに参加しているクルーが交通違反を犯した場合、違反を発見した警察官あるいは競技役員は、通常の公道利用者に対するのと同じ方法で、違反者にその旨を通知しなければならない。

34.3.3 警察あるいは競技役員が違反したドライバーを停止させない決定をした場合、それにも関わらず、以下を条件として、適用できる規則に定められている一切の罰則の適用を求めることができる：

- － 違反の通告が、暫定最終順位認定の掲示前に、公式の経路を通じ書面にてなされている
- － 違反の宣言が、違反ドライバーを特定するのに十分な詳細を述べており疑いの余地がなく、違反の場所と時刻が正確である
- － 違反の事実に様々な解釈が展開できない。

34.3.4 ラリーの競技要素中の違反に対する罰則：

a) 最初の違反：

- － 速度違反：制限速度を超えたkm/hごとに罰金25ユーロが競技長により課せられる
- － 速度違反以外の違反：競技審査委員会により罰則が適用される

b) 第二回目の違反：

- － 速度違反：制限速度を超えたkm/hごとに罰金50ユーロが競技長により課せられる
- － 速度違反以外の違反：競技審査委員会により罰則が課せられる

c) 第三回目の違反：5分間のタイムペナルティが競技長により課せられる。

d) 第四回目の違反：競技審査委員会のみにより失格処分が適用される。

競技長によるこのような規定の適用の一切は、当該競技参加者に競技長より通知される。

34.4 第34条2項及び第34条3項に定める罰則は、審査委員会が必要と判断した場合、追加の罰則を科すことを妨げるものではない。

レッキ

35. レッキ

35.1 レッキ車両

35.1.1 共通要件

- － 車両は単一色に塗装されていなければならない、広告やステッカーなどがないこと。
- － 車体下部の保護体が許可される（グループN規定に従う）。
- － 2つの追加の公道公認済み前照灯が許可される。
- － クルーは"軽量"インターコムシステムを使用することができる（ヘルメットなし）。
- － 車載ナビゲーション装置を取り付けることができる。
- － 以下の仕様に適合する車両を使用できる：

35.1.2 標準車両

- － 全く改造されていない、一般公衆に販売されている通りの標準車両。

35.1.3 量産車両

- － エンジン量は量産エンジンであること（グループN規定に従う）。
- － ギアボックスは量産ギアボックスであること（グループN規定に従う）。
- － エキゾーストは、ラリー開催国の許可される法規公差範囲内の最大騒音レベ

- ルの、量産エキゾーストであること。
- ー サスペンションはグループN規定に従うこと。
- ー 付則J項第253条8項1～8項3の規定に合致する鋼鉄製の安全ケージの取り付けが認められる。
- ー 車両の内装色に類似した色のバケットシートが認められる。
- ー 付則J項グループN規定の範囲内で、リムは自由。

35.2 レッキ車両のタイヤ

レッキ車両に使用されるタイヤは：

- a) 公道公認済みのアスファルト用量産タイヤであること。
- b) 競技会特別規則書に他の定めがない限り、グラベル用タイヤは自由。

35.3 レッキの制約

ラリー競技会特別規則書の発表がされてからは、選手権ラリーにエントリーした、あるいはエントリーしようとしており、そのラリーのスペシャルステージで使用される一切の道を運転することを望むドライバーあるいはそのコ・ドライバー、またはその他のチーム員のいずれも、オーガナイザーの書面による許可を得てからのみ、それを行うことができる。本条項規則に違反するドライバーは、競技審査委員会に報告される。

35.4 レッキ走行

35.4.1 タイムテーブル

レッキは、オーガナイザーが作成したタイムテーブルにしたがって実施されなければならない。レッキへの参加は義務ではない。

35.4.2 レッキのタイムテーブルの遵守

ラリー競技会特別規則書の発表がされてからスペシャルステージが終了するまでの間、公共交通用には開放されているがエントリーしているクルーに関係のある一切の者がラリーのスペシャルステージのルートを通るあるいは通過することは（徒歩は除外）、競技長の明確な許可を得てのみ可能であり、ラリーでは使用されなくなる。それでもなお第35条3項は尊重されなくてはならない。スーパースペシャルステージのレッキは、ラリーの競技要素に含まれている場合、レッキタイムテーブルの一部とはみなされない。

35.4.3 通過の回数

各スペシャルステージを各クルーが通過する回数は2回に制限される（2回走行するスペシャルステージは1回のスペシャルステージとみなされる）。レッキ中は、通過回数を記録するために各スペシャルステージのスタートとストップのポイントにコントロールマーシャルが配備される。クルーは、スタートとフィニッシュのコントロールを通過してのみ、スペシャルステージに入るあるいは出ることが認められる。これ以外のチェックもスペシャルステージ内で実施される場合がある。

35.4.4 レッキ中の速度

オーガナイザーは、スペシャルステージ内の速度制限を決定できる。

このような制限は、競技会特別規則書に明記されなければならない、レッキの間、常に検査できる。レッキ中の速度を監視するため、FIAテクニカルリストNo.98：ラリー車両トラッキングシステムからのトラッキングシステムを使用することが義務付けられる。レッキ中のシステムの妨害は、当該競技参加者が審査委員会に

通知されることになる。

35.4.5 シェイクダウンステージ

レッキのスケジュールにシェイクダウンを組み入れることは義務付けられない。

35.4.6 人数

スペシャルステージの各通過の間、クルーのみが車両の搭乗を許可される。

シェイクダウン

36. シェイクダウン要件

36.1 一般

シェイクダウンステージは、メディアおよびプロモーション両方の目的で、および競技参加者がその車両を試すために組織することができる。ラリーのプログラムにシェイクダウンを含めるのはオーガナイザーの任意である。

36.2 シェイクダウンの開催

36.2.1 シェイクダウンステージは、ラリー競技中のステージであるかのように開催され、適切な安全方策すべてを含むこと。ステージはラリーの代表的であること。

36.2.2 シェイクダウンステージはスーパースペシャルステージ、あるいはラリーのアイテナリーのステージの一部を利用して開催できる。

36.2.3 第34条2項の適用のため、シェイクダウンはレッキの一部とみなされる。

36.2.4 シェイクダウンの路面は、スペシャルステージの大半の路面と同一とすること。

36.3 免責事項

ラリーにエントリーしていない乗員がシェイクダウンの間に搭乗する場合、オーガナイザーにより提供される免責事項誓約書に署名していなければならない。

36.4 技術的要件

シェイクダウンの前に、車両は車検に合格していなければならない。本規則に言及のあるエンジnbrック、コンプリートトランスミッションおよび機械部品の封印が適用される車両は、それが実施されなければならない。

36.5 シェイクダウン中の故障

シェイクダウンの間に車両が故障した競技参加者は、それでも、セレモニアルスタートに出席が求められる。

36.6 搭乗するドライバーおよび同乗者の装備

シェイクダウンの間、車両に搭乗する者は、付則L項第III章-ドライバーの装備の規定に合致した、公認済みクラッシュヘルメット、すべての要求される安全保護衣類および装備を身に付けていなければならない、安全ベルトを正しく締めていなければならない。いかなる違反も罰則が課せられる。

36.7 シェイクダウン中のサービス

ラリーの特別規則書にその他の定めがない限り、サービスはメインサービスパー

クでのみ実施することができる。

37. フリー走行／予選

これらの規則については、当該選手権の規則（適用がある場合）を参照のこと。

スタートおよび再スタート

38. プロモーション活動

WRCにのみ適用される。

39. セレモニアルスタート

ラリーのプロモーションおよびメディア向け関心を高めるために、セレモニアルスタートが組織される。セレモニアルスタートのスタート間隔と順番は、オーガナイザーの裁量に任される。すべてのセレモニーの予定および場所は、競技会特別規則書に記載されなければならない。競技車両に搭乗しているクルーがセレモニアルスタートに参加できない場合、競技審査委員会が通知を受け、必要な車検を受け合格することを条件として、その車両に割り当てられたスタート時刻に、ラリーの残りをスタートすることができる。当該クルーは、それでもなお、ドライビングスーツを着用し、予定時刻にセレモニアルスタートに出席しなければならない。

40. ラリースタート

40.1 スタートエリア

ラリーの競技要素スタートの前に、オーガナイザーはスタートエリアにすべての競技車両を集合させることができ、そこには競技会特別規則書に詳細のあるスタート時刻の前に車両が運転されてこなければならない。スタートエリアへの遅延到着についての罰金のみが、競技会特別規則書に明記されなければならない。スタートエリアでは一切のサービスが禁止される。

40.2 スタート時点での最大遅延

セクションのスタートに15分を超えて現れた一切のクルーはそのセクションのスタートが認められない。

41. スタート順と間隔

41.1 改定されたスタート順要件

スタート順は、最終アイテナリーに詳細が示されるスペシャルステージの総距離の少なくとも10%が走破されるまで、変更されない。

41.2 ドライバーの再配置

競技長は、安全上の理由で、競技審査委員会が認識した上で、ドライバーを再配置あるいは車両間のタイム間隔を変更することができる。

41.3 レグ1のスタート順

レグ1のスタート順は以下のとおり：

- － FIA優先ドライバー
- － それに続くその他すべての競技参加者のスタート順はオーガナイザーの裁量に任される。

41.4 その後のレグのスタート順

その後のレグのスタート順は、タイムペナルティとレグ終了時にスーパースペシャルステージが実施された場合を除いて、前回レグ最終スペシャルステージのフィニッシュ時のステージタイムに従う順位認定に基づく。生中継のTV放映への関心を高める目的で、選手権のプロモーターはレグ終了時点での車両の走行順序を変更する要請ができる。

41.5 スタート間隔

すべての車両は、選手権規定あるいはラリーの競技会特別規則書にその他の定めがない限り、1分間の間隔をもってスタートする。

コントロール

42. コントロール — 一般要件

42.1 コントロールとゾーンの標識

すべてのコントロール、すなわち、通過およびタイムコントロール、スペシャルステージのスタートおよびストップコントロールを含むフィニッシュ、リグルールパーク、給油エリア、タイヤマーキングゾーンおよびメディアゾーンは、付則Iに示される図および距離に合致するFIA承認の規格化された標識によって示され、ロードブックに記載されること。

42.2 保護バリア

コントロールの前後最低5mの領域は、コントロールの作業実施のため、道路の両側がバリアで保護されていること。

42.3 コントロールエリアでの停車時間

いかなるコントロールエリアの停車時間も、コントロール作業実施に必要な時間に制限される。

42.4 作業準備

42.4.1 コントロールは、首位の競技車両が通過するターゲットタイムの少なくとも30分前には機能するように準備されていること。

42.4.2 競技長が別に決定を行わない限り、最終の競技車両の到着予定時刻の後、最大+15分の遅延時間にてコントロールは終了する。

42.5 コントロールおよび方向

42.5.1 クルーはコントロールに正確な順序でラリールートの方角へチェックインしなければならない。

42.5.2 コントロールエリアへ再入場することは禁止される。

42.6 マーシャルの指示

42.6.1 クルーはいかなるコントロールにおいても、マーシャルの指示に従うことが義務付けられる。これに従わなかった場合は競技審査委員会に報告される。

42.6.2 すべてのコントロール役員は識別できなければならない。各コントロールにて、役員長は他との区別が明瞭なタバード(袖なし上衣)を着用していなければならない。

42.7 メディアゾーン (適用のある場合)

バリアで保護されたメディアゾーンが、すべてのサービスパーク、リモートサービスゾーン、タイヤフィッティングゾーン (第57条2項1に基づくものを除く)、すべてのリグループ (サービス前の夜間リグループの場合を除く) の黄色のタイムコントロールボードの手前、またフィニッシュでの表彰式手順前のホールディングパーク内に設置される。このメディアゾーンに立ち入ることは、適切なパスを所持している者に限られること。オーガナイザーは、クルーがメディアゾーンに最低15分立ち寄れるような行程あるいはタイムスケジュールを組むことができる。メディアゾーンはロードブックに更に明確に記述しなくてはならない。

42.8 車載カメラのデータ交換およびカメラメンテナンスポイント

オーガナイザーは、アイテナリー内に、車載カメラ (OBC) のデータ交換ポイントを設置できる。このポイントはブルテン (競技長が発行できる) にて通知されなければならない。ビデオデータの交換およびカメラ機材の調整/メンテナンスのみに利用されなければならない。

メディアゾーン、リグループあるいはパークフェルメ、およびリモート給油ゾーンの出口においても、競技長の合意を得た上で、ビデオデータ交換およびカメラの保守ができる。この作業がチーム員の立会いのもとでのみ行われることが必要とされる場合、競技参加者代表者は、この要請をラリースタート前に競技長に通知しておかなければならない。

実施されるこのような作業のすべては、マーシャルあるいはラリー競技役員の監督の下で実施される。

43. 通過コントロール

これらのコントロールは付則1に示される標識で識別でき、そこにおいては、マーシャルが単純に、クルーから渡されたタイムカードに直ちにスタンプを押す、および/あるいは署名しなければならない。

44. タイムコントロール

44.1 運営

これらのコントロールでは、マーシャルがカードを手渡された時刻にマークする。タイムは分単位まで記録される。

44.2 チェックイン手順

44.2.1 チェックイン手順は、車両がタイムコントロールエリアの入口標識ボードを通過した時点で開始される。

44.2.2 入口標識ボードとコントロールの間では、クルーはいかなる理由であっても停止すること、あるいは異常な低速で走行することは禁止される。

44.2.3 実際の計時およびタイムカードへのタイム記入は、2名のクルー構成員と車両がコントロールエリアに入り、コントロールテーブルの間近にてのみ実施される。

44.2.4 チェックインタイムはクルー構成員の1名がタイムカードを適切なマーシャルに手渡した丁度その時刻に対応すること。

44.2.5 その後、手書きあるいは印刷装置のいずれかにより、適切なマーシャルがカードを手渡された実際の時刻をカードにマークし、それ以外は記入しない。

44.2.6 目標チェックインタイムはスペシャルステージのスタート時間あるいは前回のタイムコントロールの時間に認められる目標タイムを加えることで得られる時刻である。これらのタイムは分までの表示で表される。

44.2.7 目標チェックインタイムはクルーのみが責任を負い、コントロールテーブルの公式時計を見ることができる。マーシャルはこの目標チェックインタイムについてクルーに一切の情報を提供できない。

44.2.8 クルーは、仮に車両が目標チェックインタイムのその分の間に、あるいはそれ以前にコントロールエリアに入ったとしても、早着についてなんらの罰則も受けない。

44.2.9 クルーは、適切なマーシャルへのカードの手渡し目標チェックインタイムのその分の間に行われた場合、遅延についてなんらの罰則も受けない。

44.2.10 目標チェックインタイムと実際のチェックインタイムに差が少しでもあれば、以下の通りに罰則が適用される：

a) 遅れた場合：時間差1分ごとあるいは1分以下につき10秒。

b) 早着の場合：時間差1分ごとあるいは1分以下につき1分。

44.2.11 ラリーの競技会特別規則書に明記されているあるいはその後のブルテンに記載されていることを条件として、オーガナイザーはクルーが罰則なくタイム前にチェックインすることを許可できる。

44.2.12 クルーがチェックイン手順を遵守しなかったことが発覚した場合、コントロールのチーフマーシャルは直ちにその件を書面報告にして競技長に送らなければならない。

44.2.13 競技長の裁量にて、早着について罰則を受けたクルーは、当初想定されていたタイムに出発するのに必要な時間について、中立化時間をとることができる。

44.3 スペシャルステージに続くタイムコントロール

タイムコントロールが、次のスペシャルステージのスタートコントロールに続く場合、以下の手順が適用されること：

44.3.1 公道セクションのフィニッシュ地点のタイムコントロールにて、適切なマーシャルがタイムカードにクルーのチェックインタイムとその暫定ステージスタートタイムの両方を記入する。クルーがステージのスタートの準備をし、スタートラインに着くまでに、3分間がなければならない。

44.3.2 2組以上のクルーが同じ分にチェックインした場合、彼らのその後のスペシャルステージの暫定スタートタイムは、前回のタイムコントロールに到着し

た相対的タイムの順とすること。前回のタイムコントロールに到着したタイムが同じである場合は、さらにその前のタイムコントロールに到着したタイムが考慮され、順番が決められるまで同様に行う。

44.3.3 タイムコントロールにチェックインし、競技車両は次のスペシャルステージのスタートコントロールまで運転され、そこからクルーは本規則に規定される手順に従いスタートする。

44.3.4 暫定タイムと実際のスタートタイムに差がある場合、競技審査委員会が別に決める場合を除き、スペシャルステージのスタートでマーシャルが記入したタイムに拘束力がある。

44.3.5 ステージスタートタイムは、その後、次のタイムコントロールのチェックインタイムを算出するためのスタートタイムとなること。

44.4 タイヤウォーミングゾーン (TWZ)

44.4.1 タイムコントロールとスペシャルステージのスタートとの間にタイヤウォーミングゾーンを設けるかどうかは、オーガナイザーの任意とする。

TWZとして使用するためには、道路はスペシャルステージのように設定されなければならない。

ただし、レスキューカーはスペシャルステージのスタート後も待機する。

44.4.2 タイヤウォーミングゾーンを設けるためには、タイムコントロールからスペシャルステージの次のスタートまでの距離は最低**500m**とする。TWZは、ロードブックに記載されなければならない。

44.4.3 TWZは、タイムコントロールの後に「TWZ」ボードがある所で始まり、「TWZ End」ボードで終了する。ドライバーは危険な場合は、いつでも車を停止することができなければならない。TWZ内での意図的な停車や逆走は厳禁とされる。「TWZ End」のボードとスペシャルステージのスタート地点の間は、最低**100m**の間隔がある。そこでクルーはスタートラインの位置まで歩くような速度で走行しなければならない。

44.4.4 スペシャルステージのスタート手順は、第**48**条に規定されている。3分のギャップは、クルーがタイヤを温め、スペシャルステージのスタートに備えるため、TWZの長さを考慮して増やすことができる。

44.4.5 TWZを走行する前に、クルーは第**53**条**1**項に定める装備をしなければならない。

44.4.6 本条によって改正されないすべての規則は、変更されないままとし有効である。

44.4.7 オーガナイザーは、競技会特別規則書において本規定を修正することができるが、上記の規定を変更することはできない。

45. 認められる最大遅延時間

45.1

いかなる個々の目標タイムについても**15**分を超える遅延、あるいは積算して各セクションあるいはレグ終了時点で**30**分を超える遅延があった場合は、当該競技参加者はそのコントロールでリタイアしたものとみなされ、第**44**条**2**項**10.a)**の通りに遅延到着について蓄積された合計罰則時間は**30**分の遅延の罰則とされる。クルーはそれにも関わらず、適用のある場合、当該選手権に特に定められた条項

の下で再スタートできる。そのような遅延時間の計算では、実際のタイムが適用され、ペナルティタイム（1分ごとに10秒）は適用されない。

45.2 早着

早着は、いかなる状況であっても、クルーの認められる最大遅延時間の減算を許すものではないこと。

45.3 認められる最大遅延時間超過の通知

第45条1項に定める許される最大遅延時間を越えた通知は、セクションの終了時点でのみなされる。

46. リグループコントロール

46.1 リグループコントロールの手続き

46.1.1 リグループコントロールに到着次第、クルーは自分達のスタートタイムについての指示を受け取る。次にクルーはマーシャルの指示通りに運転する。

46.1.2 すべてのクルーは、タイムコントロールに隣接して設けられた公衆の立ち入りのできる、サインゾーンに最大5分間居る準備を整えなければならない。

46.2 リグループからの退出

夜間リグループの後、およびパワーステージ（適用のある場合）のスタートの前を除き、車両はリグループに到着した順で再スタートすること。ただし、理由の如何を問わず、競技長は競技審査委員会の了解を得て、いかなる車両の再配置をも命ずることができる。

スペシャルステージ

47. 一般

47.1 計時

スペシャルステージの計時は10分の1秒までとする。

フリー走行および予選ステージの計時は1000分の1秒までとする。

48. スペシャルステージスタート

48.1 スタートポイント

スペシャルステージは、スタートラインに車両を配置するスタンディングスタートから開始される。

48.2 スタート手順

48.2.1 電子スタート手順は、スタートラインからクルーが明確に視認できるものとし、カウントダウン時計および／あるいは連続照明システムのいずれかで表示できる。いずれの表示でも、システムはラリーの競技会特別規則書に記載されていないなければならない。

48.2.2 不変のスタートライン（グラベルおよび雪でも同様）がそこになければならず、反則スタートの光電管はスタートラインから**50cm**先になければならない。

48.2.3 実際のスタートタイムがタイムカードに書かれた後は、そのタイムカードは可能な限り迅速にクルーに戻されなければならない。

48.2.4 スタートラインに車両が到着したら、正確なスタート位置を定めるためにマーシャルが置いた杖の後方に車両の前部を位置させること。車両が正しい位置に停止する前ではなく、スタート時間の**1分**前にマーシャルはその杖をどかし、クルーは自動カウントダウン時計を参照することとする。スタート時間までは車両の位置のその後の変更は認められず、競技審査委員会へ報告される。

48.3 マニュアルスタート手順

クルーにタイムカードを返却した後、マニュアルスタート手順を利用する競技会では、スタートマーシャルが大声で、**30秒－15秒－10秒**とカウントダウンし、最後の**5秒**は**1秒**ずつ読み上げる。最後の**5秒**が経過したら、スタート合図が出される。

48.4 クルーの責任による遅延スタート

48.4.1 クルーの過失責任によりスタートが遅れた場合、マーシャルはタイムカードに新しいタイムを記入し、罰則**1分**が遅延**1分**あるいは**1分**以下について課せられる。

48.4.2 割り当てられた時刻にスペシャルステージをスタートするのを拒否するクルーは、すべて競技審査委員会に報告され、スペシャルステージ走行か否かが決められる。

48.4.3 スタート合図が出されてから**20秒**以内にスタートラインからスタートしない一切の車両は、リタイアしたものとみなされ、直ちに安全な場所に移動される。この車両はレジョナル選手権規定第**54**項により翌日の再スタートが許される。

48.5 スペシャルステージの遅延

ステージの実施に**20分**以上の遅れが出た場合、観客は、次の競技車両が通過する前に、ステージの再開始がなされようとしていることを知らされなければならない。またそれに代えて、ステージは中止されること。

48.6 反則スタート

反則スタート、特にスタート合図前にスタートする違反については、以下の罰則が課せられる：

第一回目の違反：**10秒**

第二回目の違反：**1分**

第三回目の違反：**3分**

それ以上の違反：競技審査委員会の裁量に任される。

これらの罰則は、競技審査委員会が必要と判断した場合に、より重い罰則を課すことを妨げるものではない。タイム算出には、実際のタイムが使用されなければならない。

49. スペシャルステージフィニッシュ

49.1 フィニッシュライン

スペシャルステージのフィニッシュタイムは車両が速度を落とし始められると思われ、少なくともストップの200m手前のフライングフィニッシュで記録される。フライングフィニッシュと停止ラインの間のエリアは、湾曲、鋭利なあるいは見間違うようなコーナーあるいはゲートのような障害物または危険な妨害物が一切ない状態であること。黄色の警告サインと停止サインの間で止まることは禁止され、違反は競技審査委員会に報告される。計時記録はフィニッシュラインで、電子ビームを利用して行われ、ストップウォッチで予備計時を行う。計時委員は、赤地にチェッカーフラッグのついた標識で示される、フィニッシュラインと同じ高さに配置されなければならない。

49.2 ストップポイント

クルーは、タイムカードにフィニッシュタイム（時間、分、秒、および10分の1秒）を記入してもらうために赤い"STOP"サインで示されるストップポイントに行かなければならない。計時委員が直ちにマーシャルに正確なフィニッシュタイムを伝えられない場合は、マーシャルのみがタイムカードにスタンプを押すことができ、タイムは次のリグループコントロールにて記入される。

50. パワーステージ

関連する選手権規定を参照する（適用される場合）。

51. スーパースペシャルステージ

51.1 スーパースペシャルステージの特徴

51.1.1 2台以上の車両が同時にスタートする場合、各スタート地点の走路設計は類似したものでなければならない。各車両には同様のスタート手順が適用されなければならない。異なるスタート位置からのステージ距離を均衡化するために、車両のスタートラインを互い違いに配列することができる。

51.1.2 スーパースペシャルステージをラリーのアイテナリーに入れることは任意である。

51.2 スーパースペシャルステージの実施

スーパースペシャルステージの実施、スタート順およびタイム間隔についての特別規定は、すべてオーガナイザーの裁量に任される。しかしながら、この情報はラリーの競技会特別規則書に含まなければならない。

51.3 安全計画

51.3.1 マーシャルによって展開される赤旗、あるいはレッドライトのシステムが、競技参加者に停止または減速の合図をするよう配置されなければならない。第53条5項に規定される手順が守られなければならない。

51.3.2 安全を保証するために、ステージを競えなかった競技参加者の車両は、オーガナイザーによりステージの終了地点、あるいは退避に安全な場所に輸送さ

れる場合がある。

52. スペシャルステージの一時停止

スペシャルステージがいかなる理由にせよ一時停止あるいは中止された場合は、影響を受けた各クルーは、競技長によってもっとも公平と判断されるタイムが割り当てられる。それに対応する通知が競技長により公示される。しかしながら、ステージの中断の責任を一人で、あるいは共同で負うクルーはこの方策によって利益を得ることはできない。

53. 競技参加者の安全

53.1 クルーの装備

どのようなタイプのスペシャルステージ上でも、またストップコントロールまでは、車両が走行中は、クルーは公認済みのクラッシュヘルメット、付則L項第III章 - ドライバーの装備に合致した、すべての要求される安全着衣および装備を装備品製造者が意図する通り身に着けていなければならない。安全ベルトは正確に装着されなければならない。いかなる違反も競技審査委員会による罰則を受ける。

53.2 車両の装備

53.2.1 安全緊急制御盤（追跡システム）がオーガナイザーによって提供されている場合、システムはドライバーおよびコ・ドライバーがハーネスを締めて着座しているときに容易に操作できなければならない。

53.2.2 SOS/OKサイン

各競技車両は、少なくとも42cm×29.7cm（A3）の寸法の、裏面に緑の"OK"サインを記した赤色の"SOS"サインを搭載していること。サインは車両内に搭載され、両ドライバーともに容易に手の届くところになければならない。

53.2.3 各競技車両は、赤い三角反射表示板を搭載していなければならない。

53.3 スペシャルステージでの事件

53.3.1 緊急の医務対応が必要な事故の場合、以下が適用される：

- 緊急コンソール（トラッキングシステム）のSOSスイッチができる限り早く起動されなければならない（適用のある場合）。
- 可能な場合、赤い"SOS"サインを後続の車両および支援しようとしているヘリコプターに、直ちに提示すること。
- 可能な限り迅速に、赤い反射三角表示板は、後続のドライバーに警告するため、車両が道をそれていたとしても、車両より少なくとも50m手前の、車両と同じ側の道に、目立つよう置かれなければならない。

53.3.2 "SOS"サインをそれらに提示したクルー、あるいは事故に遭った車両が見え、OKサインが提示されていない場合、直ちにおよび例外なく、支援を行うために停車すること。すべての後続車両も停止すること。その現場に来た2番目の車両は、次のラジオポイントに連絡するために進むこと。その後の車両は、緊急車両のためにルートを開けておくこと。この手順により停止したすべてのクルーには、第52条に従いタイムが割り当てられる。

53.3.3 緊急な医務介入が必要ではない事故の場合、あるいはその他の理由で停止している車両の事故、あるいはスペシャルステージのそばである場合、一時的

であっても恒久的であっても、次が適用される。

- 緊急コンソールのOKスイッチが1分以内に起動されなければならない（適用のある場合）
- 緑色の"OK"サインが後続車両および支援しようとしているヘリコプターに、直ちに示されなければならない。クルーが車両から離れる場合、"OK"サインがすべての後続クルーに明確に見えるように提示されなければならない。
- 赤い反射三角表示板は、後続のドライバーに警告するため、車両が道をそれていたとしても、クルーの一人により車両より少なくとも50m手前の、車両と同じ側の道に、目立つよう置かれなければならない。

53.3.4 緊急コンソールのディスプレイにSOS、OK、ハザード信号が表示されている場合、この信号はSOS/OKボードの表示または赤色の反射三角掲示板と同じである。

53.3.5 いかなる理由においても、上記いずれかの状況でOK/SOSボードを提示することが可能ではない場合、車の外でクルーによって示される明らかに明確に理解できるジェスチャーで置き換えることができる：

- 腕を上げ、親指を立てて示す“OK”
- 頭の上で腕を交差して示す“SOS”



53.3.6 上記の規則に従うことができるが怠ったクルーはすべて、競技長に報告される。

53.3.7 ロードブックには、事故の場合の手続きを示したページが含まれていること。

53.3.8 ラリーをリタイアした一切のクルーは、できる限り早くオーガナイザーにそれを知らせなければならないが、不可抗力の場合は除く。これに従わなかった一切のクルーは、競技審査委員会の裁量により罰則が課せられる。

53.4 クルーメンバー以外の者を巻き込むスペシャルステージでの事件

クルーメンバー以外の者が怪我をする事故に巻き込まれた場合、車両は直ちに停止し、第53条3.1に定める手順が実施されなければならない。

53.5 赤旗の使用

53.5.1 電子赤旗（適用のある場合）

電子赤旗がすべての競技車両で使用される。ラリーコントロールから起動された場合は、緊急コンソールのスクリーンが赤に変わり、“RED FLAG”のメッセージが示される。クルーは直ちに“ACKNOWLEDGE”ボタンを押して電子赤旗を確認し、第53条5.3に定める通りに進めなければならない。

53.5.2 ラジオポイントの赤旗

赤旗は競技長の指示によってのみクルーに対して提示される。旗はロードブックにマークされているラジオポイントでのみ、付則H項、第5条2.7に定める色のラジオポイントのシンボルマークの付いた明確に他と区別ができるジャケットを着用したマーシャルによってのみ提示される。事件の現場手前のすべてのラジオポイントでは旗が提示される。赤旗は各ラジオポイント（約5km毎に設置）で利用可能でなければならない。

赤旗以外の旗は、スペシャルステージのいかなる地点でも展開することはできない。

53.5.3 赤旗の意味

提示された赤旗を通過する際、および／あるいは電子赤旗を受けた場合、いずれか早い方で、ドライバーは直ちに減速し、スペシャルステージの終了までその落とした速度を維持しなければならない。一切のマーシャルあるいは緊急介入車両のドライバーの指示に従わなければならない。この規則に従わなかった場合は、競技審査委員会の裁量により罰則が課せられる。

53.5.4 赤旗を提示されたクルーには、そのステージについて第52条に従い名目上のタイムが割り当てられる。

53.5.5 スーパースペシャルステージで異なる合図のシステム（例：点滅灯火）が使用される場合、完全な詳細が競技会特別規則書に含まなければならない。

53.5.6 ステージが一時中断されたり、停止された場合、クルーはスペシャルステージを通過することが求められ、ドライバーにどのように進むのかを知らせるため、赤旗がスタート地点で提示されなければならない。

53.5.7 レッキ中の赤旗ポイント

無線ポストのシンボルマークのついたサインが、レッキ中、各ラジオポイントの位置で提示されなければならない。このサインはラリーで使用されているものより小さくてよいが、クルーが位置をメモすることができるよう、レッキ中のクルーに明瞭に見えるものでなければならない。

54. リタイア後の再スタート

54.1 一般

54.1.1 ラリー競技会特別規則書に別途定めがない限り、1つのセクションを完走できなかったクルーは、夜間リグループに続く次のセクションのスタートからラリー再スタートを行ったとみなすことができる。ただし、ロードブックの後ろにある書式“最終リタイア届”を完成しできる限り早く、可能な場合は、再スタートリスト発表の前に、オーガナイザーにそれ預けることにより、競技長がそれ以外の確認をする場合は除く。

54.1.2 競技長がリタイアを通知されてからは、クルーは自分のタイムカードを提出しなければならない。リタイアがスペシャルステージあるいはストップコントロールであった場合、そのステージタイムは記録されず、第54条2項が適用されること。

54.1.3 本規則第45条らの規則に基づき、最大遅延を超えた場合、当該競技参加者は、次の夜間リグループの後で再スタートすることが認められる。当該競技参加者が最大遅延時間を越えたタイムコントロールから、第54条2の通りタイムペナルティが適用される。

54.1.4 ラリーの最終日のセクションからリタイアした一切のクルーは、順位の認定がなされない。

54.1.5 優位に立てると認識して意図的にリタイアしたと競技審査委員会に判定を受けた一切のクルーは、競技審査委員会による判定を受け、再スタートが許可されない場合がある。競技審査委員会は当該競技参加者および／あるいはクルーに対し、国際競技規則の第11条9項に従い制裁を課すことができる。

54.2 罰則

54.2.1 再スタートを行うすべてのクルーには罰則が適用される。各ステージあるいは各スーパースペシャルステージを走行しなかった場合のタイムペナルティは10分。

54.2.2 このタイムペナルティは、走行しなかった各ステージについて、そのドライバーのクラスでの最速タイムに加算される。それには、クルーがリタイアしたスペシャルステージあるいはスーパースペシャルステージが含まれる。

54.2.3 リタイアを夜間リグープ前の最終スペシャルステージあるいはスーパースペシャルステージの後でした場合、それでもなお当該クルーはその最終スペシャルステージあるいはスーパースペシャルステージにてリタイアしたとみなされる。もしこれが影響するクルーがその最終ステージ当該クラス内で最速のタイムを取得した場合は、自身のタイムが罰則適用に考慮される。

55. 再スタート前の修理

55.1 サービスの位置と許される時間

レグをフィニッシュできなかったすべての車両は上記に従い、競技参加者の裁量にて修理を実施できる。修理の前に車両を直接サービスエリアに持ち込むことができ、FIAテクニカルデリゲートまたは車検委員長の修理の許可あるいは不許可が下りるまで、パルクフェルメ条件下で待機する。しかしながら、車両は次のレグの前に、最初の車両の予定スタート時刻の1時間前に遅れることなく、夜間リグープに来なければならない。

55.2 修理された車両の車両検査

車両は当初のボディシエルとラリー前の車検でマークされたエンジンブロック、シーリングされたすべてのパーツを保持していなければならない。当該競技者は主催者からアドバイスを受けるために、再車検の間その場にいないなければならない。

サービス

56. サービス — 一般条件

56.1 サービスの実行

56.1.1 最初のタイムコントロール以降、競技車両のサービスはサービスパークおよび第60条で認められる通りにのみ実施でき、その例外は、再スタートを試みるリタイア車両を修理することである。

56.1.2 車載の器材のみを使用し、外部からの物質的援助を一切受けず、クルー

は、特に禁止されている場所を除き、いつでも車両にサービスを実施することができる。

56.2 チーム員およびサービス制約

56.2.1 チーム員が居ること、あるいはチームの輸送手段（ヘリコプターを含み）は、以下を除き、その競技車両の1km以内は禁止される：

- － サービスパークおよびリモートサービスゾーン（R S Z）
- － 車両がリグループにある間
- － 給油ゾーン
- － タイヤ取り付けエリア
- － 公式洗車エリアにて、1台につき1名のチーム員
- － ブルテンにて認められる箇所
- － スペシャルステージにて（タイムコントロールの開始を示す黄色の標識から、スペシャルステージの終了地点のストップサインまで）
- － 車両がメディアゾーンに居る間
- － ロードブックに示される通りのルートを行く競技車両が、チーム員と同じ道（含複数）を同じ時間に使用することが求められている場合。ただし、それらが同じ場所で同じ時間に止まらないことを条件とする。

56.2.2 a) 食料、飲料、衣類および情報（データカード、ロードブックなど）をクルーに渡すあるいはクルーから渡されることは、クルーが以下にある間に許可される：

- － タイヤ取り付けエリアにて許可された人員より、そのエリアの中でのみ、
- － サービスパーク、リモートサービスエリア、リグループあるいは車両がメディアゾーンに居る間。

b) リグループがサービスパーク近くにあり、クルーがロードセクションの最後でチェックを待っている場合、クルーは対メディア義務を果たしたあとで、サービスベイに行くことが認められる。

56.2.3 車両が再スタート出来ない、あるいはサービス前にパルクフェルメからサービスエリアまで自力で走行できない場合、競技役員／マーシャルおよび／あるいはチーム員が車両をその専用サービス場所まで押すこと、あるいはけん引することが認められる。

57. サービスパーク

57.1 一般

ラリーを通じ、1か所のメインサービスパークが設置されること。オーガナイザーは、それでも、ラリーの間に再配置を支持する正当性をFIAに提起することができる。各競技参加者は自身のサービスベイをグランドシートで保護する責務がある。

57.2 サービスパークのスケジュール

サービスパークにおける各車両のスケジュールは、以下の提案を伴いラリー競技の行程に従う：

57.2.1 夜間リグループに続く、最初のSSの前の15分間。

セクション1については義務付けられないが、ラリーの競技要素および夜間パルクフェルメの後を除く。

- ー パルクフェルメ内で、技術検査が実施できる。
- 57.2.2 2つのステージグループの間の30分間。
 - ー リグループ中に設定可能な3分テクニカルゾーンに先行して。
- 57.2.3 夜間リグループ前の各セクション終了時に45分間。
 - ー パルクフェルメ内で、10分間の技術検査が実施できる。
- 57.2.4 フィニッシュ前の10分間
 - ー 10分間のテクニカルゾーンに先行して。

57.3 サービスパーク認識表示

サービスパークはラリーのアイテナリーの中に示され、入口と出口で、タイムコントロールが実施される。(付則 I に定められる25mの距離を5mに削減すること)。

57.4 サービスパーク内での速度

サービスパーク内での速度は、30kphを超えられない。あるいは競技会特別規則書に明記されている場合はそれ未満とする。この速度制限を遵守しなかった場合は、次の通り競技長により罰則が課せられる：

- ー 速度制限を1km/h超えるごとに25ユーロ。

競技長によるこのような規定の適用の一切は、当該競技参加者に競技長より通知される。

57.5 外部の補助

サービスパークの中では、オフィシャル／マーシャルおよび／あるいはチーム員が車両を牽引する、運ぶあるいは押すことが許可される。

57.6 サービスパークのレイアウト

57.6.1 オーガナイザーはサービスパークの中に、各競技チームに「サービスパークエリア」を割り当てる（長さ、幅、および配置が決められる）。チーム車両はすべて、割り当てられたエリアに駐車しなければならない。これらの車両は「Service（サービス）」あるいは「Auxiliary（オージリアリ）」プレートを搭載していなければならない。

57.6.2 割り当てられたエリアに完全に入っていないすべての車両は、サービスパークへの歩道路がついた隣接のパーキングエリアに駐車しなければならない。これらの車両には「Auxiliary（オージリアリ）」プレートが割り当てられる。

57.7 サポート選手権の追加の要件

WRCにのみ適用される。

58. サービスパークでのタンク内除去および／あるいは補充

サービスの一部として必要な場合、(すなわち、燃料タンクの交換、燃料ポンプの交換、燃料フィルターの交換、その他燃料回路の一切の部分の交換)、タンク内を空にすることおよび／あるいは補充が、以下を条件として、サービスパーク内で許可される：

- ー 作業はオーガナイザーが認識している状態で実施される。
- ー 競技参加者は、消火器を持った操作担当者をそばに待機させる。
- ー 燃料回路が開放された状態および／あるいはタンク内抜き取り作業中および

- ／あるいは補充作業中に、車両には一切のその他作業が実施されない。
- － 車両の周囲には適切な安全が確立されている。
- － 次の給油エリアに到達するために十分な燃料量のみを追加する。

59. フレキシサービス

59.1 一般

45分のフレキシサービスにより、共通の出入りロタイムコントロールで、パルクフェルメから競技車両を出し、隣接のサービスパークに移すことができる。それ以外の指示があればラリーの競技会特別規則書にて公示されなければならない。10分間の技術チェックが、夜間リグループ前のフレキシサービスが実施される前にパルクフェルメに含まれなければならない。先頭車両がパルクフェルメに到着した時から開始される、フレキシサービス時間の調整ウインドウはオーガナイザーの裁量に任されるが、ラリーのアイテナリー上に示されなければならない。

59.2 フレキシサービスの実施とタイムスケジュール

59.2.1 45分間のフレキシサービスの実施のため、クルーはパルクフェルメに入る。クルーはその次に、サービスパークへ入るか、車両をパルクフェルメに残す。

59.2.2 競技車両は、すべてのタイムカード提出に関する正規手続きを守り、関連の罰則を承知した上で、競技参加者の許可を受けた代表がパルクフェルメから1度のみサービスパークに運転することができ、またその逆が認められる。

59.2.3 車両が再スタート出来ない、あるいはフレキシサービス前にパルクフェルメからサービスエリアまで自力で走行できない場合、マーシャルおよび／あるいはチーム員が車両をその専用サービス場所まで押すこと、あるいはけん引することが認められる。

59.2.4 競技車両は、45分間が経過し終える前に、罰則を受けることなくパルクフェルメに戻ることができる。

59.2.5 フレキシサービス時間の運用期間は主催者の裁量に任されるが、ラリーのアイテナリーで宣言する必要がある。RRSR付則II 第4条5を参照。

60. リモートサービスエリア (RSA)

60.1 一般

リモートサービスエリア設営でき、それらは：

- － 入口と出口に設置されたタイムコントロールにより範囲を限定されなければならない。
- － いかなる1台の車両についても、15分間を超えてはならない。
- － サービス車両の提供するタイヤの変更、および本RSA規定の下でのすべてのサービスができなければならない。
- － 入口タイムコントロールの手前で、3分間のテクニカルゾーンに先行して設置することができる。
- － 出口タイムコントロールの後で、タイヤマーキングゾーンを組み入れていなければならない。
- － 適切なパスを持つ、本RSA規定の下で許可されているチーム員、ラリー競技

役員およびメディア関係者のみが入ることができなければならない。

- プロモーション的価値を高めるために、オーガナイザーはRSAを街中や人口の多い中心地に設けることが奨励される。

60.2 チーム員の数

60.2.1 リモートサービスエリアでは、以下の人員が車両（含複数）に作業を実施することができる：

- 1台の車両につき、クルーに加えてチーム員4名まで。これらのチーム員は車両がこのエリアにいる間、同じ者でなければならない。
- 優先ドライバーの競技参加者、あるいは数台エントリーの競技参加者は、1台の車両につき、クルーに加えてチーム員4名まで。これらのチーム員は車両がこのエリアにいる間、交代することができる。

60.2.2 提供される推奨ルートを使用している時に、これらのエリアおよびサービスパークに同じチーム員が参加できるように、エリアが予定されなければならない。ドライバーの飲料容器の補充は、車両への作業とはみなされない。

60.2.3 第60条2項1、同条項2項2および3項3に基づき認められる場合を除き、チーム員は一切このエリアに入ることとはできない。

60.3 使用できる器材および工具

60.3.1 リモートサービスエリアでは、以下が認められる：

- ジャッキ、シャシースタンド、カースロープ（ランプ）、ホイールナットスパナ、トルクレンチ、工具および普通の水を使用すること
- 競技車両に搭載の器材、あるいは部品および工具を使用すること
- 一切の必要な照明を含め、バッテリー操作工具を使用すること
- 充填用の装置を使用し、普通の水を、車両機構に追加すること
- ブレーキエア抜きおよび車両の清掃器材／材料を使用すること

60.3.2 グランドシートを使用しなければならない。

60.3.3 リモートサービスエリア内に配置され、追加の要員（4名のチーム員以外）が操作を行うコンピューターへケーブルで競技車両と連結することが許可される。この操作要員は車両あるいはラリー車両の取り付けられた一切の部品に触ることとはできない。

60.3.4 追加の照明を車両上あるいは中に取り付けることが、リモートサービスエリアにて認められる。追加の照明、タイヤおよびその取り付けに必要な工具は、サービス車両にてRSAに輸送することができる。

60.3.5 車両から使用された一切の器材あるいは部品は、RSAに残すことができ、車両の出発後に撤去できる。

60.4 リモートサービスエリア車両パス

競技車両1台につき1枚の車両用パスが、チーム員、使用可能な器材および工具をRSAへ輸送するため、オーガナイザーにより発行される。

60.5 タイヤ取り付けエリア (TFA)

各タイヤ取り付けエリアにて：

- エリアの出入り口のタイムコントロールが定義されなければならない。
- TFAのターゲットタイムは15分とすること。
- TFAでのすべての作業は、クルーとクルーにつき1名のチームメンバーのみ

- が、競技車両に搭載された装備だけを使用して作業する。チーム員により追加のジャッキとウマ4つを持ち込むことができる。
- ただし、使用する追加のタイヤをサービス車両でエリアに運び込むことができ、チーム員がラリー車に取り付ける準備をすることができる。
 - 1名のチーム員がタイヤ交換のために、また第13条8項で認められる通り、ゾーン内に立ち入ることができる。
 - すべての車両は、タイヤ取り付けエリアを通過すること、およびホイールを変更しない場合であってもタイヤマーキングゾーンに停止することが義務付けられる。
 - 各車両が停止しなければならない、ホイール／タイヤマーキングおよびバーコード読み取りゾーンは、各タイヤ取り付けゾーンの出口に設営される。
 - TFAへのタイヤの輸送については、各ラリーの特別規則書に明記される。

燃料 — 給油

61. 給油および手順

61.1 場所

61.1.1 燃料タンクの交換について詳細に記されているものを除き、競技参加者は競技会特別規則書に別の定めがない限り、ロードブックに示された指定給油エリア (RA) あるいはガソリンスタンドでのみ給油できる。

給油エリアは以下の場所に設けることができる：

- サービスパークの出口
- リモートサービスエリアの出口
- ラリー競技上のリモート場所。

61.1.2 一切の給油エリアはラリーのアイテナリー上およびロードブックに示されること。2か所の夜間リグループの間には、1か所をサービスパーク内とする、最大3か所のRAを予定することができる。可能な限り、安全上の理由から、主催者はラリールート上でリモート給油エリアを使用しないようにセクションの長さを適応させることを推奨されている。FIAは、不当なリモート給油エリアを含むアイテナリーの変更を要求することができる。

61.1.3 給油エリアの出入口は、ガソリンスタンドは除き、青色の缶あるいはポンプのシンボルマークで表示されること。

61.1.4 消火設備の準備および／あるいは適切な安全方策が、すべての給油エリアでオーガナイザーにより手配されることが求められる（ガソリンスタンドには適用されない）。

61.1.5 ラリーの競技ルート上にガソリンスタンドがない場合、オーガナイザーは付則J項に従い、中央供給システムにより、クルーに燃料供給1回の配給を手配することができる。このような給油ポイントも給油エリアと同様のすべての安全条件を遵守しなければならない。

61.2 給油エリア内での手順

61.2.1 RA内では、競技車両への燃料補給に直接かかわる活動のみが許可される。

61.2.2 すべてのRAにて、5kphの速度制限が適用される。

61.2.3 **RA**に立ち入るために、給油作業に携わるすべての人員は、火災に対する適切な防護を提供する衣服を着用しなければならない。それら衣類は、少なくとも次のものを含んでいなければならない：長ズボン、長袖の上着、閉じた靴、グローブ、およびバラクラバ。

61.2.4 燃料供給業者あるいはオーガナイザー、給油エリアの運営に責任を負う誰もが、上面が吸収剤で、下面が不浸透性の環境対策マットによって地面を保護する責務を負う。

この要件が競技参加者に指定された場合には、特別規則書に記載されなければならない。

61.2.5 給油の責務は、競技参加者にのみ義務としてかかる。

61.2.6 エンジン給油作業を通じて停止していなければならない。

61.2.7 給油中、クルーは車両の外にすることが求められる。

61.2.8 車両の給油手順を支援するためだけの目的で、各クルーのチーム員2名が、**RA**に立ち入ることができる。

61.2.9 **RA**より車両を押し出すことは、クルー、2名のチーム員および／あるいは競技役員によって、罰則を受けることなく実施できる。

61.3 ガソリンスタンドでの手順

61.3.1 ドライバーは、ロードブックにマークされているガソリンスタンドのポンプあるいはオーガナイザーの配給ポイントから分配される市販用利用可能なポンプ燃料を使用することができる。この燃料は競技参加者の車両のタンクに直接分配されなければならない。

61.3.2 クルーは、車両外部からの物質的支援を受けることなく、車載の器材とポンプのみを使用しなければならない。

61.3.3 FIA指定の燃料カップリングのみを装備し、ガソリンスタンドからの燃料を使用する車両は、アダプターを車両内で持ち運んでいなければならない、それをラリー競技前車両検査で提示しなければならない。

62. 燃料使用

本規則について、関連の選手権規則を参照のこと。すべてのタイプの燃料が付則J項第259条9項に合致しなければならない。

パルクフェルメ

63. パルクフェルメ規定

63.1 適用

以下の時に車両にはパルクフェルメ規定がかけられる：

63.1.1 リグループパークに入った時点から、そこを出るまで。

63.1.2 コントロールエリアに入るおよび／あるいはチェックインを行った時点から、そこを出るまで。

63.1.3 ラリーの競技要素終了地点に到達した時点から、競技審査委員会がパルクフェルメ解除を許可するまで。

63.2 パルクフェルメに立ち入りを認められる人員

63.2.1 車両をパルクフェルメに停止させると直ちに、ドライバーはエンジンを止め、クルーはパルクフェルメを出なければならない。特定の役務を行うラリーの競技役員を除き、一切の者はパルクフェルメの立ち入りが禁止される。

63.2.2 クルーは、自分たちのスタートタイムの10分前からパルクフェルメに入ることができる。

63.3 パルクフェルメ内で車両を押すこと

パルクフェルメ内で車両を押すことは、役務中の競技役員および／あるいはクルー構成員のみが許可される。

63.4 車両カバー

車両カバーは使用できない。

63.5 パルクフェルメ内での修理

63.5.1 車検員が、車両の安全性に影響があるほどに重大な欠陥が生じている状態であると判断する場合、FIAテクニカルデリゲート／車検委員長の許可を得て、車検員の立会いの下で、チーム員1名が修理、あるいは付則J項に従い、FIAテクニカルリストに掲載され車載されているFIA公認安全項目（すなわち、安全ベルト、消火器）を交換することが認められる。

63.5.2 安全上の理由でのみ、競技長に事前に許可を得て、許可されたマーシャルあるいは車検員の監督の下で、クルーと最大3名のチーム員は、ウインドウ（含複数）の変更を行うことができる。

63.5.3 上記の修理完了にかかった時間が、当初予定されていたスタート時間の遅れをもたらした場合、クルーは修理の完了以降に新しいスタート時間を与えられ、その遅れについて分あるいは分以下あたり、1分の罰則が課せられるが、関連の規則によって決められている許可される最大遅延時間を超えないものであること。

63.6 燃料カットオフシステムの起動

WRCでのみ適用

63.7 ラリー終了後のパルクフェルメ

プロモーターあるいはオーガナイザーより提供された追跡システムの装置および車載カメラは、FIAテクニカルデリゲート／車検委員長の合意を得た上で、マーシャルの制御下でのみ、取り外すことができる。

競技結果およびラリー競技後の事務的要件

64. ラリーの競技結果

64.1 競技結果の確立

競技結果は、すべてのスペシャルステージのタイム、すべてのロードセクションで課されたタイムペナルティ、さらにすべてのその他のタイムで表示された罰則を合算して確立される。

64.2 競技結果の公示

ラリーの間、公表される順位認定は以下の通り：

64.2.1 非公式順位認定：ラリーの間にオーガナイザーによって配布される順位認定

64.2.2 部分的非公式順位認定：レグ終了時点で公示される順位認定

64.2.3 暫定順位認定：ラリーの終了時にオーガナイザーが発表する順位認定

64.2.4 最終順位認定：競技審査委員会により承認された順位認定

64.2.5 出走リストおよび／あるいは暫定順位認定が遅れた場合、公式通知掲示板で競技長によるコミュニケーションにより新しいタイムが案内されなければならない。

64.3 レグあるいは選手権ラリーでの同着

ラリーで同着の場合、スーパースペシャルステージではない最初のスペシャルステージで最速タイムを出した競技参加者が勝者と宣言される。これによっても勝者が決まらない場合は、第2番目、第3番目、第4番目・・・のスペシャルステージが考慮される。この原則はラリー中、いつでも適用できる。

64.4 競技結果のプロモーション

ラリーの個々のレグの競技結果をプロモーションする広告は、いかなる形態のものも禁止される。競技参加者はしかしながら、メディアの速報に、ラリー全体の競技結果を言い表すような含みが一切ないことを条件に、レグ「優勝」の言及をすることができる。

65. 抗議および控訴

65.1 抗議あるいは控訴の申し立て

すべての抗議および／あるいは控訴は、国際競技規則の第13条および第15条の規則に従って、また適用のある場合にはFIA懲罰規律および裁判規定に従い申し立てをしなければならない。

65.2 抗議デポジット（内金）

65.2.1 抗議のデポジット（内金）は、1,000ユーロで（あるいはその日のレートで換算した同額のUSドル）現金で支払われなければならない。

65.2.2 銀行送金による入金の場合、抗議には支払証明書を添付しなければならない。これを怠った場合、または審査委員が支払証明が満足のいくものではないと判断した場合、抗議は認められないものとする。

65.2.3 送金先銀行口座の詳細は以下の通り：

Crédit du Nord

50, rue d'Anjou

F-75008 パリ

銀行コード：30076

カウンターコード：02020

口座番号：25368000200keyRIB34

IBANコード：FR 76 3007 6020 2025 3680 0020 034

スイフトコード：NORDFRPP

送金の理由が明示されなければならない。

65.2.4 国際モータースポーツ競技規則第13条10項2に従って抗議が認められた場合、または部分的に根拠があると判断された場合は、審査委員の決定を受けてFIAがデポジット（内金）を返却する。

65.3 追加のデポジット

65.3.1 抗議が、車両の明確に決められた部品の分解と再組み立てを必要とするものである場合、追加のデポジット（内金）が国際競技規則第13条4項3に従い、競技審査委員会によって定められる場合がある。

65.3.2 抗議が根拠のないものであるとされた場合、車両の作業および輸送により発生した費用は抗議申請者の負担とされ、是認された場合は抗議を受けた側の競技参加者が支払う。部分的に成立していると判断される場合には、追加のデポジットは分割して返却することができる。

抗議が根拠のないものであるとされた場合、そしてその抗議に費用が追加のデポジット以上に発生している場合（車検、輸送など）、その差額は抗議申請者が支払う。また逆に、支出費用が下回った場合、その差額は返却される。

65.4 控訴

国内控訴手付金についての情報が、競技会特別規則書に含まれること。
国際控訴手付金は、FIAにより毎年発表される。

66. ラリー表彰式

66.1 ポディウム（表彰台）セレモニー

ラリーの競技要素は、「フィニッシュタイムコントロールイン (finish Time Control IN)」にて終了する。

66.2 表彰式

すべての競技参加者／クルーへの賞典の授与は、ランプ上で行われるが、最終順位で上位3位は「オリンピック形式」の表彰式が利用される。オーガナイザーが望む場合、その同日の夜に社交／スポンサー／市民の集会を催すことができる。クルーの参加が予定される場合は、競技会特別規則書に明記されていなければならない。

67. FIA年間表彰式

67.1 出席の要請

FIA選手権を優勝した一切のドライバーおよびコ・ドライバーは、FIAに招待された場合は、FIA年間表彰式に出席しなければならない。

67.2 欠席

不可抗力の場合を除き、欠席の場合はFIAにより罰金が課せられる。

テスト

68. テスト

WRCおよびERCにのみ適用される。

V1A — FIAヨーロッパラリー選手権

一般原則

1. 一般的選手権条件

FIAはレジョナルラリー選手権（以下「選手権」）を組織し、そのすべての権利を有する。以下の規則は、次の特定の選手権およびトロフィーの1つあるいは複数に適用される：

- FIAヨーロッパラリー選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門
- FIAヨーロッパラリー選手権チーム部門
- FIA ERC3選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門
- FIA ERC4選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門
- FIAジュニアERC選手権ドライバー部門

選手権およびポイント

3. 選手権要件

3.1 選手権のポイント

3.1.4 FIAヨーロッパラリー選手権ドライバーズおよびコ・ドライバー部門では、V1A 第50条4の通り、「パワーステージ」の認定順位に応じ、以下の基準に従って追加ポイントが授与される。

- 1位 5ポイント
- 2位 4ポイント
- 3位 3ポイント
- 4位 2ポイント
- 5位 1ポイント

3.2 最終選手権順位認定のための競技結果数

3.2.1 選手権に考慮されるリザルトの最大数は、シーズン中に実際に争われたラリーの数から1引いた数と同数とする。

3.3 選手権ラリーの数

3.3.1 2023年FIAヨーロッパラリー選手権は、最大8のラリーから成る。

4. FIAヨーロッパラリー選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門

4.1 告示

FIA ERC選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門は、第12項に決められた通りの参加資格を有する車両で競われる対象ラリーに参加するドライバーおよびコ・ドライバーが対象の選手権である。

4.2 参加

4.2.1 ERCドライバー選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門でポイントを

得るには、競技参加者はポイントを獲得する目的で最初にエントリーするラリー競技のエントリー締め切り日の前に、<https://registrations.fia.com/rally>にある登録書式を使ってFIAに登録していなければならない。

4.2.2 ERCチャンピオンシップの登録は3,220ユーロで、ドライバーの名前またはチームの名前で登録できる。

4.2.3 1回の登録により、ERC1優先権がその資格のあるドライバー（含複数）およびV1a第19項4によるその他すべての項目について与えられることになる。

5. FIAヨーロッパラリー選手権チーム部門

5.1 告示

FIA ヨーロッパラリー選手権チーム部門は、国際競技者免許を所有する法人が対象の選手権であり、第12項に決められた通りの参加資格を有する車両を使用して予選ラリーに参加するラリーである。

5.2 参加

ヨーロッパラリー選手権チーム部門でポイントを得るには、競技参加者はそのチーム名で最初にエントリーするラリー競技のエントリー締め切り日の前に<https://registrations.fia.com/rally>にある登録書式を使って、ERC、ERC2、あるいはERC4では第4条2項あるいは第6条2項の通り、FIAに登録していなければならない。登録されたチームが1のイベントに3台以上の車両をエントリーさせる場合は、参加確認が終了する前に、チームチャンピオンシップのポイントを獲得するためにその3台の車両をFIAに申告する必要がある。申告が行われない場合、チームの当該イベントのポイントは追加されない。

5.3 ポイントの付与

登録済チームは、各ラリーの最終認定順位でそのチームの上位2台の車両に対してポイントを獲得できる（第3項1による）。車両はERC、ERC3、あるいはERC4にエントリーすることができる。同じチームによりエントリーされた追加車両は、ポイントを得ることはできず、その他の参加車両からポイントを減ずることもできない。

6. FIA ERC3およびERC4

6.1 公示

6.1.1 FIA ERC3選手権は、第12条2項1に決められた通りの資格を有する車両を使用し、選手権対象ラリーに参加するドライバーおよびコ・ドライバーの選手権である。

6.1.2 FIA ERC4選手権は、第12条2項2に決められた通りの資格を有する車両を使用し、選手権対象ラリーに参加するドライバーおよびコ・ドライバーの選手権である。

6.2 参加

6.2.1 ERC3あるいはERC4でポイントを得るには、競技参加者は、最初にエント

リーするラリー競技のエントリー締め切り日の前に、FIAに登録していなければならない。各選手権の登録料は、ERC3については2,140ユーロ、ERC4については1,070ユーロとされ、ドライバー名あるいはチーム名にて登録することができる。

6.3 ポイント

6.3.1 ポイントを付与するにあたり、その特定のラリーにてポイントを獲得する資格のある登録チーム、ドライバーおよびコ・ドライバーに、最終認定順位から個別順位が引き出される。各選手権で得たポイントは常にドライバーおよびコ・ドライバーの名前で配点される。

7. ジュニアERC選手権

7.1 公示

7.1.1 FIA ジュニアERC選手権は、第7条5項1に定められる通りの対象ラリーに、グループラリー4およびラリー5の資格を有する車両（付則J項第260条に合致）を使用し参加するドライバーの選手権である。

7.2 参加

ジュニアERC選手権のポイントを獲得するために、ドライバーは競技の年の1月1日に27歳未満でなければならない、エントリーする最初のラリーのエントリー締め切り日前にジュニアドライバーアグリーメントを利用しプロモーターに登録を行わなければならない。

7.3 エントリー受領が10に満たない場合、FIAはその選手権開催を一時取り止める権限を有する。

7.4 ジュニアERC登録ドライバーには、ラリーエントリーフィーの減額が適用される。

7.5 ポイント

7.5.1 ジュニアERC選手権の資格対象ラリーは、特定のカレンダーに一覧表示される。ジュニアERCラリーが中止された場合、代替のラリーが、登録したジュニアERCドライバーの過半数の同意を条件として指定される。

7.5.2 ポイントを付与するにあたり、その特定のラリーにてポイントを獲得する資格のあるジュニアERC登録ドライバーに、最終認定順位から個別順位が引き出される。

7.5.3 ジュニアERC選手権で得たポイントは常にドライバー名で配点される。

7.5.4 賞典は、ジュニアERC選手権の最終認定順位で入賞したドライバーに与えられる。賞典は、ドライバーアグリーメントで決められている諸条件に従うものとする。

7.6 使用できるタイヤ

7.6.1 すべてのタイヤはRRSR付則Vと合わせてRRSR第13条に合致しなければならない。

7.6.2 ジュニアERC選手権指定タイヤサプライヤーがラリーにて販売したタイヤのみが使用できる。

7.6.3 以前のラリーでドライバーに登録された一切のタイヤは、同じドライバーがラリーで使用する前に、チェックと新規登録のためにタイヤサプライヤーに提示しなければならない。タイヤメーカーは、シーズン中に登録されたタイヤリストを維持するものとする。

7.6.4 一度ラリーで購入した、あるいは第7条6項3に従って持ち越されると、各タイヤのバーコードは各ドライバーに登録され、更新されたリストがFIAテクニカルデリゲートに提供される。

7.6.5 ドライバーは、自身の車両に使用登録されたタイヤのみを使用することができる。

7.7 車両検査

7.7.1 機械的構成部品のマーキングおよび封印

ジュニアERC選手権出場の各車両に搭載された1つのトランスミッションが、車検で封印される。さらに、車両1台につき1つまでのスペアトランスミッションが、ラリー競技前車検あるいはラリー競技中にマーキングを受けることができる。FIAはそれ以外の部品の封印あるいはマーキングを要求することができる。

8. 選手権での同着

8.1.4 ジュニアERC選手権において、全く同一のポイント獲得数で、対象ラリー最大数で全く同一の順位にあるドライバーの順位を決定する規則は、当該ドライバーが参加した対象ラリーのすべてのスペシャルステージでの平均順位を計算した結果に従う。

9. 優先ドライバーの基準

9.1 FIA優先ドライバー

レジョナル競技規則第9条1項に定められるドライバー。

9.3 ERC優先ドライバー

以下の優先権が次の通りのドライバーに帰属する：

9.3.1 V1a第5項2により、ERC登録ドライバーあるいはERC登録チームによってエントリーしたドライバーに対してERC1優先。

9.3.2 V1a第6項2により、ERC3登録ドライバーあるいはERC3登録チームによってエントリーしたドライバーに対してERC3優先。

9.3.3 V1a第6項2により、ERC4登録ドライバーあるいはERC4登録チームによってエントリーしたドライバーに対してERC4優先。

10. ラリー競技会の特性

10.1 競技会の継続時間

10.1.1 ラリーの継続時間およびスケジュール（推奨される最大時間）

車検開始からラリーの暫定順位認定が掲示されるまでのラリー継続時間は4日間である。

推奨されるスケジュールは以下の通り

DAY1 レッキ

書類検査 (夕方)

車検 (夕方)

DAY2 レッキ

書類検査 (午前)

車検 (午前)

シイイクダウン (午後)

予選ステージ (午後)

セレモニアルスタート (夕方/オプション)

スーパースペシャルステージ (夕方/オプション)

DAY3 レグ1**DAY4 レグ2**

フィニッシュポディウム

10.1.4 サービス間のスペシャルステージの数

2つのサービスの間で、4を超えるスペシャルステージ（スーパースペシャルステージがある場合はそれを除く）を含むアイテナリー構成を組む場合は、FIAおよびプロモーターの書面による承認を受けなければならない。

10.2 ヨーロッパ選手権ラリーの距離

スペシャルステージの総距離は、180kmから210kmに設定される。

参加資格のある車両**12. ERCラリーにエントリーできる車両****12.2 追加の要件**

12.2.1 FIA ERC3選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門に参加する車両の要件

すべての車両はFIAラリー3グループについての2023年FIA付則J項の規則に合致していなければならない。

12.2.2 FIA ERC4選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門に参加する車両の要件

すべての車両はラリー4およびラリー5グループの2023年FIA規則付則J項に合致していなければならない。

12.2.3 ジョーカー宣言

各ラリー2車両について競技参加者は、車検の前にジョーカーリストの指名が履行され署名されたものを提出しなければならない。

タイヤとホイール**13.1.13 すべてのERC1、ERC3、ERC4プライオリティー競技参加者のためのタイヤ**

タイヤは、FIAに指定されたタイヤ会社から供給されなければならない。

13.3 ラリー2あるいはラリー2キット車両で参加するすべてのERC1競技参加者

13.3.1 すべてのタイプのタイヤ

- FIAが発行するリストで指定されたタイヤタイプのみが承認される。
- サプライヤーは最新のバーコードとタイヤの一致リスト(コンパウンド含む)を保持し、各ラリー前の車検が終了する前にFIAテクニカルデリゲートに提出する必要がある。
- FIAテクニカルデリゲートは、特定の競技者に特定のバーコードナンバーを割り当てたり、禁止する場合がある。
- FIAテクニカルデリゲートは、FIAに提出された参照サンプルと比較分析するために、新品あるいは使用済みタイヤをピックアップする場合がある。

13.3.2 ターマックタイヤ

- 各サプライヤーは、FIAによって公開されたリストで、供給された3つのコンパウンドの中から1つの特定のドライタイヤ(同じパターン)を指定することができる。
- 各サプライヤーは、FIAによって公開されたリストで、1つの特定のウェットタイヤを指定することができる。

13.3.3 グラベルタイヤ

各サプライヤーは、FIAによって公開されたリストで、供給された3つのコンパウンドの中から1つの特定のグラベルタイヤ(同じパターン)を指定することができる。

14. **タイヤ供給**

14.1 **指定タイヤ供給者**

FIAは、毎年fia.comにてヨーロッパラリー選手権の指定タイヤ供給者のリストを公表する。V1a第13条3項によるラリー2およびラリー2キット車両の指定タイヤタイプ(パターンおよびコンパウンド)は、シーズンを通して有効である。各サプライヤーは、シーズンを通してターマックタイプ1つとグラベルタイヤ1つを変更する権利を有する。これらの変更は恒久的で元に戻すことはできず、1ヶ月前には通知しなければならない。

15. **タイヤの量**

15.1 各選手権ラリーにて使用するタイヤの総量は、各ラリーの競技会特別規則書に詳細が記載されていなければならない。

15.1.1 RC2およびRGTクラスでエントリーするすべてのドライバーは、各ラリー競技の間に最大16本のタイヤを使用することができる。

15.1.2 RC3クラスにエントリーするすべてのドライバーは、各アスファルト路面ラリー競技の間に最大16本のタイヤを使用することができ、各グラベル路面ラリー競技の間に最大12本のタイヤを使用することができる。

15.1.3 RC4、およびRC5クラスにエントリーするすべてのドライバーは、各ラリー競技の間に最大12本のタイヤを使用することができる。

15.2 シェイクダウン、フリー走行、および予選

15.2.1 予選に参加資格のある競技参加者については、車両に搭載されているスペアホイール（含複数）を除き、タイヤはV1a第15条1項による総量の中から取られる。フリー走行およびシェイクダウンのタイヤはタイヤ総量に数え入れない。

機械構成部品

16. 機械構成部品

16.3 トランスミッション

16.3.1 FIA優先およびERC優先ドライバーのそれぞれの車両は、1つのスペアギアボックスおよびスペアディファレンシャル1式（フロントおよび／あるいはセンターおよび／あるいはリア）を各ラリーで利用できる。ラリー前車検については、車両はそのサンプガードをギアボックスとディファレンシャルの封印のために取り外し、重量計測のために車両に保管しておかなければならない。

16.4 封印された構成部品の交換

ラリー前の車検の後、封印された構成部品のいかなる交換も競技者からe-mail: erc-technical@fia.com.へ通知されなければならない。その通知は部品の交換前に受理されなくてはならない。

標準書類およびスケジュール

19. FIA標準書類

19.4 登録チームおよびドライバー用パッケージ

右記に対する料金:	ERC チームリーガル エントリー	ERC チームプライベート エントリー	ERC チーム ジュニア ERC エントリー
ERC 優先	ERC1/ ERC3/ ERC4	ERC1/ ERC3/ ERC4	ERC4
車両プレート（車両1台につき）:			
• VIP(またはゲスト)プレート	1	0	0
• サービスプレート	2	1	1
• 関係者プレート	1	1	0
サービス: ^(a)			
• ERC サービスエリアへの 立ち入り	あり	あり	あり
• サービスパーク利用領域	1台に 150m ² 追加 1台に+50m ²	1台に 100m ² 追加 1台に+50m ²	1台に 90m ² 追加 1台に+50m ²
車両1台につき許可される資料およびパス: ^(b)			
• ロードブックセット	2	1	1
• プログラム	2	1	1
ERC パーマネントパス (車1台につき)			
• クルー	2	2	2
• チーム	8	6	6

(^a) = 利用可能なスペースおよびオーガナイザーおよびプロモーターのアグリーメント条件に従う。

(^b) = 最低要件 - 追加資料は、競技参加者とラリーオーガナイザーとの間の交渉に従う。

車両の識別

27. 競技番号（ゼッケン）および広告

27.5 ルーフパネル

27.5.3 ルーフパネルの取り付けが義務付けられる。

レッキ

35. レッキ（レッキ：下見走行）

35.4.5 シェイクダウンまたは予選ステージ

第37条1項1に従い、有資格ドライバーに対し、レッキスケジュールの中にシェイクダウンあるいは予選ステージを含めることが義務付けられる。

シェイクダウン／フリー走行／予選

37. フリー走行／予選

37.1 一般

37.1.1 ラリー2グループ車両で出場する、すべてのFIA、ERC1優先ドライバー（登録済ドライバー）のラリー競技スタート順を確立するために、45分間サービスに続く少なくとも最初のリグループまで、常に第41条1項に従い、フリー走行／予選ステージが組織される。このステージは、その他の競技参加者にとっては、予選が完了した後のシェイクダウンステージとすることができる。

37.1.2 ラリー2グループ車両で出場する、すべてのFIAおよびERC1優先ドライバーは予選へ参加しなければならない。

37.1.3 フリー走行／予選ステージは：

- － ラリー競技中のステージと同様に実施され、すべての適切な安全方策を含むこと。
- － ラリー競技プログラムの一部を構成するが、ラリーの競技結果の一部は構成しないこと。
- － ラリーの代理となること。
- － 理想的には3kmから5kmの間の距離であること。

37.1.4 フリー走行あるいは予選の間に損傷した車両の競技参加者は、それにも関わらず、セレモニースタートに参加が求められる。

37.2 フリー走行の実施

37.2.1 フリー走行ステージは、メディアおよびプロモーション両方の目的で、および競技参加者がその車両を試すために組織することができる。

37.2.2 有資格ドライバーは、オーガナイザーが明らかに示す時間枠の範囲内で、最大2回通過を完了できる。

37.3 フリー走行中の故障

フリー走行を完走できない車両の競技参加者は、フリー走行セッションが終了した後、当該車両をオーガナイザーがステージの終了地点へ回収するまで待つことが求められる。

37.4 免責事項

ラリーにエントリーしていない乗員がフリー走行の間に搭乗する場合、オーガナイザーにより提供される免責事項誓約書に署名していなければならない。

37.5 予選ステージの実施

37.5.1 フリー走行で2回の通過が可能とされた後、ラリー2グループ車両で出場する、すべてのFIAおよびERC1優先ドライバーは、その時のドライバーのヨーロッパラリー選手権認定順位順に、各車両の間隔をアスファルトラリーでは1分間、グラベルラリーでは2分間として、予選ステージをスタートする。

37.5.2 予選ステージの間、エントリーしているドライバーとコ・ドライバーのみが車両に搭乗していなければならない。

37.5.3 前回のヨーロッパラリー選手権ドライバー部門の順位認定を得ていないドライバーの順序は、競技審査委員会が決定する。

37.5.4 スタート順リストは、ラリー競技会特別規則書に記載されている時刻に発表される。スペシャルステージのスタートについて規定されている手順が適用される。予選の後、有資格ドライバーはシェイクダウンステージに戻ることは認められない。

37.5.5 予選において同着の場合、当該競技参加者は予選ステージのスタート順の順序で順位付けされる。

37.6 予選ステージの不参加あるいはステージ間の故障

37.6.1 予選ステージの間、あるいはそれに続く公道セクションで故障した一切の車両は、予選ステージが終了したならば、オーガナイザーによってパルクフェルメに回収される。オーガナイザーは、第37条7項に従って車両がパルクフェルメ状態に残っているよう確認しなくてはならない。

37.6.2 予選ステージに参加しなかった、あるいは正確に完走しなかった一切のドライバーは、最後にシード認定順位を受ける。ステージを完了しなかったドライバーが複数名いる場合、認定順位は予選ステージのスタート順リストの順番に従う。

37.7 予選ステージ後のパルクフェルメ

予選ステージを一旦スタートした車両への一切のサービス作業は禁止される。予選ステージに参加するすべての車両は、オーガナイザーの指定するパルクフェルメへ直ちに直接向かわなければならない、競技審査委員会によって解放されるまでそこに留まらなければならない。

37.8 スタート順番の割り当て

次のドライバーは、予選ステージの認定順位に応じて、ラリーのスタート順番を選択する資格を有する。

- 予選ステージ上位15位まで
- FIA優先ドライバー

- ー 前のシーズンのヨーロッパラリー選手権上位15位まで
- ー 予選ステージスタート前1時間に遅れることなく、FIAにより選抜され、競技審査委員会により指名されたドライバーすべて

37.8.1 最速の有資格ドライバーは第1番目を選択し、次に2番目、3番目と続く。

37.8.2 有資格ドライバーは、1番と有資格ドライバー数との間で順位を選択することができる（例：23名のドライバーが選択可能な場合、1番と23番の間で選択することができる）。

予選ステージを走った他のすべての競技参加者は、その認定順位に従ってスタートリストにシードされる。

37.8.3 順番選択の時間に遅延した一切のドライバーは、自動的に最後の順番を充てられる。

37.8.4 この手順の場所と日時は、ラリーの競技会特別規則書に指定されなければならない。

37.9 早いあるいは遅いチェックイン

予選ステージスタート前のタイムコントロール（TCQC）のチェックインを早く行った、あるいは遅くなった場合、不正参加とみなされ、第37条6項2が適用される。

37.10 反則スタート

予選ステージの間の反則スタート、特にスタート合図前にスタートしたものは、不正参加とみなされ、第37条6項2が適用される。

37.11 サービス

フリー走行のタイムテーブル開始から、予選ステージの個々のスタートタイムまでの間は、メインサービスパークあるいはオーガナイザーが特にその目的のために指定したサービスパークでのみサービスを実施することができる。

37.12 技術的要件

適用を受ける車両については、エンジン、コンプリートトランスミッションおよびレジョナルラリー選手権の競技規則に定められる機械部品は封印されなければならない。

スタートおよび再スタート

41. スタート順および間隔

41.3 スタート順 レグ1

41.3.1 レグ1のスタート順は、以下の順番となる：

- ー 第37条8項に従い、1番目 FIA、ERC1優先ドライバー
- ー 2番目 その他これに続くすべての競技参加者のスタート順は、オーガナイザーの裁量に任される。

41.4 その後のレグのスタート順

41.4.1 部分的な認定順位で最初の15台のERC1優先ドライバーは、第41条4項

のそれらの認定順位の逆順で、1つの混合グループとなって再スタートする。
その他すべてのドライバーは、通常、第41条4項のそれらの認定順位の順で再スタートする。

41.5 スタート間隔

最初の15台の車両は、2分間隔でスタートする。その他のすべての車両は、競技会特別規則書にその他の定めがない限り、1分間の間隔でスタートする。

スペシャルステージ

50. 「パワーステージ」

50.1 公示

ヨーロッパラリー選手権の各ラリーは、オーガナイザーがテレビ中継を強化する目的で、「パワーステージ」と呼ばれるスペシャルステージを1か所組み入れること。

50.2 特性

このステージは：

- － ラリーの最終ステージであること。
- － プロモーターとFIAが合意した時刻に実施される。
- － すべての順位認定された競技参加者が出走する競技会の1ステージとして開催されること。
- － ラリーを代表するステージであること。
- － メディアゾーンと最低40分のリグループに先行すること。規則第63条5項2および第56条2項2 a) は、このメディアゾーンとこのリグループには適用されない。
- － 1000分の1秒単位で計時されること。
- － FIAとプロモーターが協議し、その承認を得たうえで選択されたものであること。

50.3 ライブTV中継される車両のスタート順と間隔は、FIAとプロモーターが競技長と協議の上決定する。これらのクルーのスタート順および間隔は、競技長によりパワーステージ前のリグループで発表される。

50.4 「パワーステージ」ポイントの付与

- － ポイントは、第3条1項1に規定される通りの配点基準に従って付与される。
- － ポイント付与を目的とし、パワーステージの順位認定は、ステージタイムにこのステージで課された反則スタートペナルティを含む、その他すべてのタイムペナルティを加えて算出されること。
- － ポイントを獲得するためには、ドライバーはラリーの最終順位認定に入っていないなければならない。
- － ドライバーが、パワーステージの順位認定には表示されるが、ラリーの最終公式順位認定に表示されない場合は、パワーステージのポイント付与のために、競技審査委員会は次の競技参加者をパワーステージ順位で繰り上げるか

どうかを決定する。

- パワーステージを開始する資格を有するすべてのERC1ドライバーがステージを完走する機会を得る前に、パワーステージが決定的に停止されてしまった場合、競技審査委員会は、パワーステージのポイントを一切与えないことを決定することができる。
- パワーステージを所定の順序でスタートしないクルーは、第3条1項1に規定されるパワーステージの得点を獲得することができない。そのようなクルーは、他のドライバーの得点を減らすことはできない。

- 50.5** 生放送のため、ステージのストップコントロールの後にインタビューと表彰式が行われる。オーガナイザーは、ステージのストップコントロール直後にロードセクションにいる車両とそのクルーを停止させ、これに参加させることができる。これらのクルーは、ステージのストップコントロールでオフィシャルに指示され、そのオフィシャルは必要であれば次のロードセクションの許容時間を変更することができる。

燃料—給油

61. 給油と手順

61.1 場所

61.1.6 ジュニアERC選手権の競技参加者は、使用する燃料は各ラリーの競技会特別規則書に示されている商業用の給油スタンドの燃料のみを使用しなければならない。

62. 燃料の使用

62.1 技術的要件

62.1.1 FIAは常に、また理由を開示することなく、FIA燃料を別の国際モータースポーツ競技規則（付則J項第259条9項）に従った燃料に替える権利を留保する。

62.1.2 すべての競技参加者は、FIA指定の給油カップリングを取り付けるよう要請される。

62.1.3 FIAは不適合燃料を使用した結果について一切責任を負うことはできない。

62.1.4 FIAはいかなる競技参加者の燃料をも、常に検査する権限を留保する。いかなる時も車両は見本抽出のために3リットルの燃料を搭載していなければならない。

62.1.5 優先ドライバーの車両は特に、FIA燃料見本カップリング（FIAテクニカルリストNo.5）を取り付けなければならない。競技参加者は、燃料の見本抽出のために、カットオフ装置の付いた燃料パイプを車内に積んで持ち運ばなければならない。パイプは接続した時点で、車両の外側の地面に届くのに十分な長さがなければならない。

62.1.6 FIA指定の給油カップリングのみを装備し、付則J項第259条9項による燃料を使用する車両は車両にアダプターを搭載し、それをラリー競技前車検で提示

しなければならない。

テスト

68. テスト

68.4 ドライバーおよび／あるいは登録チームについてのテスト規制

ドライバーおよび／あるいは登録チームは、ラリー大会本部周囲半径300kmの範囲で、ラリー競技開始の2週間前の間にテストを行うことは禁止される。但し、当該オーガナイザーに対シエントラントが要請を行う場合は除く。その要請には以下が含まなければならない：

- －正確な場所（GPSポイントを含む）
- －開始および終了日
- －ドライバー氏名（含複数）
- －車両シャシー番号（含複数）。

いかなるテストセッションも、1競技参加者につき最大1日に制限される。

テストの許可は、ラリーオーガナイザーによって書面にて当該競技参加者に発行されなければならない、その写しはFIAに提出されなければならない。

V1B - FIAヨーロッパラリートロフィー

一般原則

1. 一般的条件

FIAはレジョナルラリートロフィー（以下「トロフィー」）を組織し、そのすべての権利を有する。以下の規則は、次の特定のトロフィーの1つあるいは複数に適用される：

- － FIA ヨーロッパラリートロフィー（ERT）ドライバーおよびコ・ドライバー部門
- － FIA ERT3トロフィードライバーおよびコ・ドライバー部門
- － FIA ERT4トロフィードライバーおよびコ・ドライバー部門
- － FIAジュニアERTドライバー部門

トロフィーおよびポイント

3. トロフィー要件

3.1.4 第3条1項1で定義されたポイントは、各クラスの最終順位を考慮し各ラリーに与えられ、スタートリストに掲載された資格のある競技参加者数に応じた係数が掛けられる：

- － スタート数が3以下： 係数1
- － スタート数が4～7： 係数2
- － スタート数が8以上： 係数3

3.2 最終トロフィー順位認定のための競技結果数

各トロフィーの順位認定は各参加者の上位6つの結果数を考慮して確立される。

3.3 トロフィーラリーの数

同一国では最大2ラリーを開催できる。

4. FIAヨーロッパラリートロフィードライバーおよびコ・ドライバー部門

FIAヨーロッパラリートロフィードライバーおよびコ・ドライバー部門は、第12条に定める参加資格のある車両を使用して、対象ラリーに参加するFIA優先ドライバーリストに掲載されていないドライバーおよびコ・ドライバーのみが参加できる。

7. ジュニアERTトロフィー

7.1 FIAジュニアERTトロフィーは、第4条下で資格があり、競技の年の1月1日時点で27歳未満の者でなければならない。

7.2 ERTジュニアトロフィーには、特定のポイント配分はなく、第3条1項4に従って授

与されたものからポイントが取得される。

8. トロフィーでの同着

RRSR第8条が適用される。

8.1.3 さらに順位が決まらない場合、スペシャルステージの距離が一番長かったステージの予選で一番良い結果を出したドライバーが勝者となる。この基準でも順位をつけられない場合、FIAは各クラスのスタート数によって決定する。

10. ラリー競技会の特性

10.1 競技会の継続時間

10.1.1 ラリーの継続時間およびスケジュール（推奨される最大時間）

車検開始（マーキングおよび封印を含む）からラリーの暫定順位認定が掲示されるまでのラリー継続時間は72時間である。シェイクダウンが実施される場合、6時間が追加される。スーパースペシャルステージが行われる場合は4時間が追加される。

10.3 ヨーロッパトロフィーラリーの特性

グラベルラリーでのスペシャルステージの総距離は、最短で100kmとする。

ターマックラリーでのスペシャルステージの総距離は、最短で150kmとする。

参加資格のある車両

12. FIAヨーロッパラリートロフィーに参加する資格のある車両

12.3 国内で公認された車両は、主催国の国内グループ／クラスに当てはまる場合は、ヨーロッパラリートロフィーに参加することができ、当該ASNはその参加を認めるが、トロフィーのポイントは獲得することはできない。

タイヤとホイール

13. タイヤとホイール

13.7 ハンドカット

タイヤのハンドカットは、ターマックイベントで以下の条件下でのみ許可される。

- ー これが可能かは競技会特別規則書にて記載されなくてはならない。
- ー ハンドカットはタイヤ製造者によってFIAへ提出されたパターンに従われなくてはならない。

15. タイヤの量

- 15.1 競技会特別規則書に定めがない限り、タイヤの最大量の規定はない。

機械構成部品

18. 追加の車両要件

18.2 トラッキングシステム

FIAヨーロッパラリートロフィー対象のラリー競技では、FIAテクニカルリストNo.98:ラリー車両トラッキングシステムの安全トラッキングシステムの使用が強く推奨される。2024年からはFIAテクニカルリストNo.98からのトラッキングシステムの使用が義務付けられる。

レッキ

35. レッキ

35.4 レッキの走行

35.4.3 各スペシャルステージの各クルーに許可された通過数は、競技会特別規則書で3回にまで増やすことができる。

スタートおよび再スタート

41. スタート順および間隔

41.3 スタート順 レグ1

予選ステージが設定される場合を除き、レグ1のスタート順は、以下の順番となる：

- － 1番目はFIA優先ドライバー
- － 2番目はその他これに続くすべての競技参加者のスタート順は、オーガナイザーの裁量に任される。

予選ステージが設定される場合、その規定は競技会特別規則書に完全に定義されていなければならない。

41.5 スタート間隔

すべての車両は、競技会特別規則書にその他の定めがない限り、1分間の間隔でスタートする。

燃料－給油

62. 燃料の使用

62.2 技術的要件

62.2.1 FIAは常に、また理由を開示することなく、FIA燃料を別の国際モータースポーツ競技規則（付則J項）に従った燃料に替える権利を留保する。

62.2.2 すべての競技参加者は、標準タンクを保持している車両を使用するドライバーを除き、FIA指定の給油カップリングを取り付けるよう要請される。

62.2.3 FIAは不適合燃料を使用した結果について一切責任を負うことはできない。

62.2.4 FIAはいかなる競技参加者の燃料をも、常に検査する権限を留保する。

62.2.5 FIA指定の給油カップリングのみを装備し、付則J項第259条2項による燃料を使用する車両は車両にアダプターを搭載し、それをラリー競技前車検で提示しなければならない。

V2 — FIAアフリカラリー選手権

一般原則

1. 一般的選手権条件

FIAはレジョナルラリー選手権（以下「選手権」）を組織し、そのすべての権利を有する。以下の規則は、次の特定の選手権の1つあるいは複数に適用される：

- FIAアフリカラリー選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門
- FIA ARC2選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門
- FIA ARC3選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門
- FIA ARC4選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門
- FIAジュニアARC選手権ドライバー部門

選手権およびポイント

3. 選手権要件

3.1.2 ARC選手権ではレグのボーナスポイントは付与されない。

3.2 最終選手権順位認定の競技結果数

すべての競技結果が考慮される。

3.5 登録

選手権でポイントを獲得するには、<https://registrations.fia.com/rally>で見つけられる登録フォームを使用して、FIAに登録しなければならない。

登録は、遅くともポイントを得たい最初のラリーの開始前までに（第2条1に規定される通り）、競技参加者の名前（国際競技者ライセンスに記載されているもの）のみで行わなければならない。ただし、ポイントは遡って付与されない。

6. FIA ARC2選手権、FIA ARC3選手権

6.1 告示

- 6.1.1 FIA ARC2選手権は、第12条2項2に合致した車両を使ってラリーに参加するドライバーとコ・ドライバーのための選手権である。
- 6.1.2 FIA ARC3選手権は、第12条2項3に合致した車両を使ってラリーに参加するドライバーとコ・ドライバーのための選手権である。
- 6.1.3 FIA ARC4選手権は、第12条2項4に合致した車両を使ってラリーに参加するドライバーとコ・ドライバーのための選手権である。

6.3 ポイント

- 6.3.1 ポイントを付与には、その特定のラリーにてポイントを獲得する資格のあるドライバーおよびコ・ドライバーが、最終認定順位から別々の順位認

定で表される。各選手権で得たポイントは、常にドライバーとコ・ドライバーの名前で配点される。

7. FIAジュニアARC選手権

7.1 告示

FIAジュニアARC選手権は、競技の年の1月1日時点で28歳未満のドライバーでなければならない。

7.3 ポイント

7.3.2 ポイントを付与には、その特定のラリーでポイントを獲得する資格のあるジュニアARCラリーのドライバーの別個の順位認定が最終認定順位から表される。

7.3.3 ジュニアARC選手権で得たポイントは、常にドライバーの名前で配点される。

10. 競技会の特性

10.2 ラリーのためのプログラム

10.1.2 ラリーは総距離1,200kmを超えないこと。ラリーのため閉鎖された道路上での計時を行う速度テストである。スペシャルステージの総距離は、180kmから300kmの間に設定される。

10.1.3 地面の質に応じ、スペシャルステージ毎に最大3回まで走行に使用するよう計画することが許可されている。ラリー開始を許可される車両の最大数はそれに応じて調整しなければならない。

10.2.2 WRCラウンドの一環として開催されるラリーを除き、ラリー期間はレッキを含めて4日間に制限される。

10.2.5 地元のドライバーへのレッキは、ラリー前の週末に開催される可能性がある。

競技役員

11. 競技役員およびデリゲート

11.2 FIAデリゲート

11.2.1 FIAテクニカルデリゲート

FIAテクニカルデリゲートは競技長と連携し、すべての技術的案件に責任を負う車検委員長となり、その費用（旅費宿泊費）は選手権の当該競技会のオーガナイザーが支払う。

参加資格のある車両

12. ARCラリーに参加資格のある車両

12.2 追加の要件

12.2.1 2023年付則J項第281条、第282条、第283条および第286A条に合致するT4 クロスカントリー車両 (SSV/UTV) はARCラリーに参加する資格がある。それらはT4クラスの中で、特に大会特別規則書で認められているものでなければならない。

12.2.2 FIA ARC2選手権に参加する車両の要件

すべての車両はグループN4およびR4 (VR4) 車両のFIA付則J項に合致しなくてはならない。

12.2.3 FIA ARC3選手権に参加する車両の要件

すべての車両はラリー3グループのFIA付則J項に合致しなくてはならない。

12.2.4 FIA ARC4選手権に参加する車両の要件

すべての車両はRC4およびRC5クラスの車両のFIA付則J項に合致しなくてはならない。

12.3 国内／レジョナル車両

12.3.1 レジョナル・ラリーカー

南アフリカモータースポーツにより公認されたラリーカーがFIAアフリカラリー選手権に参加でき、ポイントを獲得することができる。

車両の識別

27. 競技番号

27.2 ドアパネル

27.2.4 サイズが50cm×52cmの2枚のドアパネルが認められる。5cm幅(厚み)で高さ28cmの黒色の競技番号が、幅50cm高さ38cmの白地に表示される。オーガナイザーの広告が、このドアパネルの上14cmに配置される場合がある。

レッキ

35. レッキ

35.4.5 シェイクダウンあるいは予選ステージ

第37条1項1に基づき、参加資格のあるドライバーのシェイクダウンあるいは予選ステージをレッキスケジュールに含むことが義務付けられる。

35.4.7 レッキはコンボイ方式、あるいは規制されたフォーマットで実施されなければならない、オーガナイザーによって管理されなければならない。

シェイクダウン／フリー走行／予選

37. フリー走行／予選

37.1 一般

- 37.1.1 すべてのARCに参加資格のあるドライバーは、初めのレグスタート順を確立するために、フリー走行／予選ステージが組織される。このステージは、その他の競技参加者にとっては、予選が完了した後のシェイクダウンステージとすることができる。
- 37.1.2 すべてのARCに参加資格のあるドライバーは予選へ参加しなければならない。
- 37.1.3 フリー走行／予選ステージは：
- － ラリー競技中のステージと同様に実施され、すべての適切な安全方策を含むこと。
 - － ラリー競技プログラムの一部を構成するが、ラリーの競技結果の一部は構成しないこと。
 - － ラリーの代理となること。
 - － 理想的には3kmから5kmの間の距離であること。

37.2 フリー走行の実施

- 37.2.1 フリー走行ステージは、メディアおよびプロモーション両方の目的で、および競技参加者がその車両を試すために組織することができる。
- 37.2.2 有資格ドライバーは、オーガナイザーが明らかに示す時間枠の範囲内で最大2回通過を完了できる。

37.3 フリー走行中の故障

フリー走行を完走できない車両の競技参加者は、フリー走行セッションが終了した後、当該車両をオーガナイザーがステージの終了地点へ回収するまで待つことが求められる。

37.4 免責事項

ラリーにエントリーしていない乗員がフリー走行の間に搭乗する場合、オーガナイザーにより提供される免責事項誓約書に署名していなければならない。

37.5 予選ステージの実施

- 37.5.1 練習で許可された2回の走行の後、参加資格があるドライバーは、アフリカラリー選手権ドライバー部門のその時の順位で、各車2分間隔で予選ステージを開始する。
- 37.5.2 予選ステージの間、エントリーしているドライバーおよびコ・ドライバーが車両に搭乗していなければならない。
- 37.5.3 アフリカラリー選手権の順位認定を得ていないドライバーの順番は、競技審査委員会が決定する。
- 37.5.4 スタート順リストは、ラリー競技会特別規則書に記載されている時刻に発表される。スペシャルステージのスタートについて規定されている手順が適用される。予選の後、有資格ドライバーはシェイクダウンステージに戻ることは認められない。

- 37.5.5 予選において同着の場合、当該競技参加者は予選ステージのスタート順の順序で順位付けされる。
- 37.5.6 そのラリーの競技会特別規則書が許可している場合、優先ドライバーもシェイクダウンステージに参加することができる。

37.6 予選ステージの不参加あるいはステージ間の故障

- 37.6.1 予選ステージの間、あるいはそれに続く公道セクションで故障した一切の車両は、予選ステージが終了したならば、オーガナイザーによってパルクフェルメに回収される。
- 37.6.2 予選ステージに参加しなかった、あるいは正確に完走しなかった一切のドライバーは、優先ドライバーのスタートリストの最後にシードされる。ステージを完了しなかったドライバーが複数名いる場合、スタート順番は予選ステージのスタート順リストの順番で充てられる。

37.7 予選ステージ後のパルクフェルメ

予選ステージを一旦スタートした車両への一切のサービス作業は禁止される。予選ステージに参加するすべての車両は、オーガナイザーの指定するパルクフェルメへ直ちに直接向かわなければならず、競技審査委員会によって解放されるまでそこに留まらなければならない。

37.8 スタート順番の割り当て

予選ステージで上位5番目までに認定された競技参加者は、それぞれのスタート位置を選ぶ。

- 37.8.1 最速のドライバーは第1番目に選択し、次に2番目、3番目と続く。6番目からのスタート順は予選ステージの認定順位と同じとなる。
- 37.8.3 指定された時間に遅延した一切のドライバーは、自動的に最後の順番に充てられる。
- 37.8.4 この手順の場所と日時は、ラリーの競技会特別規則書に指定されなければならない。

37.9 早いあるいは遅いチェックイン

予選ステージスタート前のタイムコントロール（TCQC）のチェックインを早く行った、あるいは遅くなった場合、不正参加とみなされ、第37条6項2が適用される。

37.10 反則スタート

予選ステージの間の反則スタート、特にスタート合図前にスタートしたものは、不正参加とみなされ、第37条6項2が適用される。

37.11 サービス

フリー走行のタイムテーブル開始から、予選ステージの個々のスタートタイムまでの間は、メインサービスパークあるいはオーガナイザーが特にその目的のために指定したサービスパークでのみサービスを実施することができる。

37.12 技術的要件

適用を受ける車両については、エンジン、コンプリートトランスミッションおよびレジョナルラリー選手権の競技規則に定められる機械部品は封印されなければ

ならない。

スタートおよび再スタート

41. スタート順と間隔

41.3 スタート順 レグ1

レグ1のスタート順は、以下の順番となる：

- － 第37条8項に従った、ARCに参加資格のあるドライバー
- － それに続くその他のすべての競技参加者のスタート順は、競技長の裁量に任される。

41.4 その後のレグのスタート順

ARCに参加資格のあるすべてのドライバーは、RRSR第41条4項1によって認定された順位に従い結合するグループ順で再スタートする。

コントロール

45. 許可される最大遅延時間

- 45.1 2箇所のタイムコントロールの間のターゲットタイムについては30分を超える遅延、あるいはラリーの各セクション終了時点で30分を超える遅延、またはラリー全体の総遅延時間が60分を超える場合、当該競技参加者はそのコントロールでリタイアしたと考えられ、第44条2項10aに従って遅れて到着して発生した合計ペナルティは60分の遅れに対するものとする

スペシャルステージ

47. スペシャルステージのスタート

47.6 反則スタート

フライングスタート検知システムのないスタートでは、車両のホイールはスタート合図が出されるまで回転させてはならない。

53. 競技参加者の安全

53.6 トラッキングシステム

選手権のすべてのラリーにおいて、ラリー競技中常にすべての競技車両の位置、挙動、および状態を監視するために、実況の追跡、データ記録および緊急合図装置が使用されなければならない。競技車両はデータ記録およびトラッキング装置が取り付けられ、それによってラリーのスペシャルステージおよび公道セクションの間、すべての競技車両の正確な位置、挙動および状態を追跡する。スペシャ

ルステージでは、オーガナイザーが決めたルートの中線から外れるのに公差6mが認められる。この公差以上にルートを逸脱する一切の車両は、違反の状況および指定ルートからの逸脱の理由が調査された後、競技長によって5分間の罰則が課せられる。ロードブックにフォローされていない、あるいは掲載が漏れているチュールリップダイアグラムがあり、それが審査委員に報告されている場合は、これは適用されない。

サービス

56. サービス作業 — 一般条件

56.3 航空機による支援

航空機からの連絡を含む、クルーへの航空機による支援行為は一切禁止される。

V3 — FIA中東ラリー選手権

一般原則

1. 一般的選手権条件

FIAはレジョナルラリー選手権（以下「選手権」）を組織し、そのすべての権利を有する。以下の規則は、次の特定の選手権の1つあるいは複数に適用される：

- FIA中東ラリー選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門
- FIA MERC2ドライバーおよびコ・ドライバー部門
- FIA MERC3ドライバーおよびコ・ドライバー部門
- FIA MERC4ドライバーおよびコ・ドライバー部門
- FIAジュニアMERCラリー選手権ドライバー部門

選手権およびポイント

3. 選手権要件

3.2 最終選手権順位認定のための結果数

3.2.1 選手権に考慮されるリザルトの最大数は、シーズン中に実際に争われたラリーの数から1引いた数と同数とする。

3.3 選手権ラリーの数

3.3.1 FIA中東ラリー選手権は最大7ラリーで構成される

3.5 登録

選手権でポイントを獲得するには、<https://registrations.fia.com/rally>で見つけられる登録フォームを使用して、FIAに登録しなければならない。
登録は、遅くともポイントを獲得したい最初のラリーの開始前までに（第2条1に規定される通り）、競技参加者の名前（国際競技者ライセンスに記載されているもの）のみで行わなければならない。ただし、ポイントは遡って付与されない。

7. FIA MERCジュニア選手権

7.1 公示

FIAジュニアMERC選手権に参加資格のあるドライバーは、競技の年の1月1日時点で26歳未満で、第12条2項4に定義されている車両で参加しなければならない。

10. ラリー競技の特性

10.1 継続時間

10.1.1 ラリーの最大継続時間は、レッキの開始から最終結果掲示までで5日間である。

10.1.2 スペシャルステージの総距離は、180kmから250kmの間とする。

参加資格のある車両

12. FIA MERCラリーにエントリーする資格のある車両／

12.1 追加の要件

12.2.1 FIA MERC選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門に参加する車両の要件

2023年付則J項第281条、第282条、第283条および第286A条に合致するT4クロスカントリー車両（SSV／UTV）はMERCラリーに参加する資格がある。それらはT4クラスの中で、特に大会特別規則書で認められているものでなければならない。

12.2.2 FIA MERC2選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門に参加する車両の要件

すべての車両は以下のついでFIA付則J項に合致しなければならない：

- － グループラリー2キット車両（VR4K）
- － グループN4車両
- － グループR4（VR4）

12.2.3 FIA MERC3選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門に参加する車両の要件

すべての車両はグループラリー3のFIA付則J項の規定に合致していなければならない。

12.2.4 FIA MERC4選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門および、FIAジュニアMERC選手権ドライバー部門に参加する車両の要件

すべての車両はRC4およびRC5クラスについてのFIA付則J項に合致しなければならない：

タイヤとホイール

13. タイヤとホイール

13.1 車両のすべてのタイヤおよびすべての競技参加者について

13.1.5 タイヤ数量

各選手権ラリーにて使用するタイヤの総量は、各ラリーの競技会特別規則書に詳細が記載されていること。

- － RC2およびRGT車両でエントリーする競技参加者は、各ラリー競技の間に最大18本のタイヤを使用することができる。
- － RC3、RC4およびRC5車両でエントリーする競技参加者は、各ラリー競技の間に最大14本のタイヤを使用することができる。
- － シェイクダウンに参加する競技参加者のタイヤは、マーキングを受けない。

レッキ

35. レッキ

35.4 レッキの実施

35.4.4 レッキ中の速度

レッキ中のすべてのスペシャルステージでは、**80kph**の最大速度制限が課せられる。しかしながら、オーガナイザーがこれ以下の速度制限を決めることができる。すべてのスペシャルステージのレッキの間、レッキ車両の速度、ルートの適合性および位置を監視する、**GPS**トラッキング装置によるシステムが使用されなければならない。これらのトラッキング装置の搭載に関する詳細および時間は、ラリーガイドおよび情報ブルテンに掲載される。

35.5 事務的要件

レッキの登録は、競技会特別規則書および／あるいは情報ブルテンに述べられている通りに実施される。その際に、レッキ番号プレート、およびタイムカードが発行される。

レッキ車両の識別番号はフロントウインドスクリーン（中央上部）と左右のリアサイドウインドウに貼り付けられなければならない。番号はレッキの間常に見える状態を保たないとならない。

35.6 ブリーフィング

ブリーフィングのプログラムへの掲載は任意である。オーガナイザーがブリーフィングを行うことを決定する場合：

- a) ブリーフィングは、**レグ2**のレッキ終了後に、競技長、競技長代行あるいは指名された競技役員によって開催されなければならない。
- b) ブリーフィングでは、ラリーの組織に関する競技会特別規則書内の特定事項を対象とし、規則の解釈に関わる説明を行い、特定および／あるいは一般事項いずれに関しても安全についての条項をドライバーに念押しする。
- c) ブリーフィングの開催日時、出席要請は競技会特別規則書に明記されていなければならない。
- d) クルーの少なくとも1名の出席が義務付けられる。
- e) ブリーフィング欠席のクルーには競技長により**100ユーロ**の罰金が課される。
- f) チームマネージャーはブリーフィングに出席することができる。

スペシャルステージ

53. 競技参加者の安全

53.6 トラッキングシステム

53.6.1 本選手権のすべてのラリーでは、ラリー中のすべての車両の位置、挙動および状態を監視するため、実況サテライトあるいは**GSM**トラッキング、データ記録および緊急合図装置が使用されなければならない。

53.6.2 競技車両に取り付けられたデータ記録装置に手を加えることあるいは妨害する試みの一切、あるいはクルーによる干渉のより追跡を記録できなくする

一切の装置は、競技審査委員会に報告され、失格に至るまでの罰則が課せられる場合がある。

53.6.3 広々した土地では、偶発的あるいはそうでなくても、迷い出る一切の可能性を避けるために、すべてのスペシャルステージの正確なルートが明瞭にマークされなければならない。正確なラリールートの使用がマーシャルによってもチェックされる。

53.6.4 いかなる逸脱も競技審査委員会に報告され、委員会はその裁量にて罰則を課す場合がある。

燃料—給油

62. 燃料の使用

62.1 技術的要件

62.1.1 FIAは常に、また理由を開示することなく、FIA燃料を別の国際モータースポーツ競技規則（付則J項第252条9）に従った燃料に替える権利を留保する。

62.1.2 すべての競技参加者は、FIA指定の給油カップリングを取り付けるよう要請される。

62.1.3 FIAは不適合燃料を使用した結果について一切責任を負うことはできない。

62.1.4 FIAはいかなる競技参加者の燃料をも、常に検査する権限を留保する。いかなる時も、車両は燃料見本抽出のために最低3リットルの燃料を搭載していなければならない。

62.1.5 優先ドライバーの車両は特に、FIA燃料見本カップリング（FIAテクニカルリストNo.5）を取り付けなければならない。競技参加者は、カットオフ装置の付いた燃料パイプを、燃料の見本抽出のために、利用可能としなければならない。パイプは接続した時点で、車両の外側の地面に届くのに十分な長さがなければならない。

62.1.6 FIA指定の給油カップリングのみを装備し、付則J項第252条9による燃料を使用する車両は車両にアダプターを搭載し、それをラリー競技前車検で提示しなければならない。

62.4 単一燃料供給 — ラリーレバノン

中東ラリー選手権の対象であるラリー・オブ・レバノンについて、付則J項第252条9項に明記された仕様に合致する燃料がラリーのオーガナイザーによって供給され、それがすべての競技参加者により使用されなければならない。

その他の手順

69. ラリー競技後の記者会見

次のクルーはラリー競技後の記者会見に出席しなければならない：

- ラリーの最終順位認定にて、1位および2位となったクルー。
- ラリーの最終順位認定にて、MERC2で1位となったクルー。
- ラリーの最終順位認定にて、MERC3で1位となったクルー。

- ラリーの最終順位認定にて、MERC4で1位となったクルー。
- ラリーの最終順位認定にて、ジュニアMERC選手権で1位となったクルー。

V4 – FIAアジア・パシフィックラリー選手権

一般原則

1. 一般的選手権条件

FIAはレジョナルラリー選手権（以下「選手権」）を組織し、そのすべての権利を有する。以下の規則は、次の特定の選手権の1つあるいは複数に適用される：

- FIAアジア・パシフィックラリー選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門
- FIAジュニアAPRC選手権ドライバー部門
- FIAAPRC3選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門
- FIAAPRC4選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門
- FIAAPRCアジアラリーカップ ドライバーおよびコ・ドライバー部門
- FIAAPRCパシフィックラリーカップ ドライバーおよびコ・ドライバー部門

選手権およびポイント

3. 選手権要件

3.1 APRCカップポイント

3.1.3 最終順位認定の中で、登録されたドライバーが運転した車両のみが、非登録ドライバーの車両順位を考慮することなく、その相対的位置を考慮して、ポイントを獲得する資格を有する。登録されたドライバーのそれぞれのコ・ドライバーは、コ・ドライバー選手権に対応するポイントを獲得する資格を有する。

3.2 最終カップ順位認定のための最大競技結果数

各APRCカップは、このカップのすべての競技結果数を考慮し、最終順位認定を確立する。

3.3 APRCカップラリーの数

各APRCカップは最小3ラリー競技数を、最大5ラリー競技数を有すること。APRCファイナルを含めて同国で開催できるのは最大2競技まで。

3.4 APRCファイナル

3.4.1 APRCファイナルの参加資格を有するためには、登録されたドライバーが少なくともAPRCカップの1つである1競技においてスタートを切らなければならない。

3.4.2 アジアFIAゾーン、オーストラリア、およびニュージーランドのASNは、APRCファイナルに5名の競技参加者またはドライバーを指名することができる。他のASNは1名の競技参加者またはドライバーを指名することができる。

3.4.3 APRCカップに登録されている競技参加者およびドライバーでAPRCファイナルに出場する競技参加者・ドライバーについては、追加登録費用は発生しない。APRCファイナルのみに参加する競技参加者・ドライバーは、第3.5項に基づき登録を行わなければならない。

- 3.4.4 APRCファイナルはFIAアジア・パシフィックラリー選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門、およびFIAジュニアAPRC選手権ドライバー部門、およびFIAAPRC2選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門の勝者を宣言する。賞典は勝者にのみ授与される。

3.5 APRCカップの登録

- 3.5.1 APRCカップのポイントおよび賞典授与の資格を得るには、各競技参加者、ドライバーは、FIAに登録しなければならない。
- 3.5.2 登録は両方のAPRCカップに有効である。
- 3.5.3 登録料は1,000ユーロである。
- 3.5.4 適切な料金および国内車両承認フォーム（必要な場合）を添えた登録がAPRC事務局 (aprcsecretariat@rallynz.org.nz) に送付され、事務局はFIAに登録リストを提供する。料金は各競技参加者およびドライバーが支払わなければならないが、競技参加者とドライバーが同一である場合には追加の費用は発生しない。
- 3.5.5 コ・ドライバーについての追加の費用は発生しない。
- 3.5.6 登録は、当該競技参加者が参加を望む最初のラリーのエントリーリスト締め切り日の前いつでも行うことができる。

4. FIAアジア・パシフィックラリー選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門

4.1 告示

FIAアジア・パシフィックラリー選手権は、APRCファイナルに第12条の通りの資格のある車両で参加するドライバーおよびコ・ドライバーのための選手権である。

4.2 参加

参加をするには、登録ドライバーが第3条4項1に従って資格を得なければならない。登録ドライバーは、自分で選択したコ・ドライバーを伴いAPRCファイナルに参加できる。

4.3 タイトル

タイトルは、非登録ドライバーの順位を考慮することなく、APRCファイナルで最高認定順位を得た登録ドライバーとそのコ・ドライバーで成るクルーに与えられる。

6. サポート選手権

6.1 FIAAPRC3選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門

- 6.1.1 FIAAPRC3選手権は、ラリー3グループ車両を使用し、APRCファイナルに参加するドライバーとコ・ドライバーのための選手権である。
- 6.1.2 参加するには、登録ドライバーが第3条4項1に従って資格を得なければならない。登録ドライバーは、自分で選択したコ・ドライバーを伴いAPRCファイナルに参加できる

6.2 FIA APRC4選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門

- 6.2.1 FIA APRC4選手権は、RC4およびRC5クラスの車両を使用し、APRCファイナルに参加するドライバーとコ・ドライバーのための選手権である。
- 6.2.2 参加するには、登録ドライバーが第3条4項1に従って資格を得なければならない。登録ドライバーは、自分で選択したコ・ドライバーを伴いAPRCファイナルに参加できる。

7. FIAジュニアAPRC選手権ドライバー部門

7.1 告示

FIAジュニアAPRC選手権は、第12条の通りの資格を有する車両を使用しAPRCファイナルに参加したドライバーのための選手権である。

7.2 参加

参加するには、競技の年の1月1日に28歳未満の年齢の登録ドライバーが、第3条4項1に従って資格を得なければならない。

7.3 タイトル

タイトルは、APRCファイナルの認定順位が最も高い有資格ドライバーに、その他すべてのドライバーの順位を考慮することなく、与えられる。

8. APRCカップでの同着

RRSR第8条が適用される。

- 8.1.3 さらに順位が決まらない場合、スペシャルステージの距離が一番長かったカップラリーで一番良い結果を出したドライバーが勝者となる。

10. 競技会の特性

10.2 ラリーのプログラム

10.2.1 ラリーの継続時間およびスケジュール（推奨される最大継続時間）：

水曜日	レッキ（任意）
木曜日	レッキ、車検
金曜日	車検および／あるいはシェイクダウンおよび／あるいはメディアおよび／あるいはプロモーション、 レグ1セクション1のスタート（適切である場合）
土曜日	レグ1
日曜日	レグ2、表彰式

10.2.6 距離

スペシャルステージの総距離は、120kmから280kmの間に設定される。
サービスパークとサービスパークの間の最短距離は30kmとし、最長80kmとする。
1つのレグの最短距離は：45kmのスペシャルステージ

10.3 走路表面のタイプ

グラベル、雪あるいは凍結の道路表面は、少なくともスペシャルステージの総距離の60%は使用されなければならない。ターマックあるいはコンクリート表面のステージが許可されるが、いかなるセクションにおいても、ターマックあるいはコンクリート表面がスペシャルステージ総距離の60%を超えないことを条件とする。各スペシャルステージのコンクリートあるいは舗装区間は長さが15kmを超えてはならない。

参加資格のある車両

12. APRCラリーにエントリーする資格のある車両

12.3 国内車両／レジョナル車両

- 12.3.1 現シーズン中にAPRCの競技会を開催している国のASNによって公認あるいは承認された車両は、APRCカップとファイナルイベントに参加し、ポイントを獲得することが許可されている。
- 12.3.2 これらの車は、付則J項253条に規定されている安全要件を遵守する必要がある。
- 12.3.3 各ラリーに先立ち、APRC事務局はFIAに対し、承認を得るために国内／レジョナル車両のリストを提案する。FIAは、承認された国内／レジョナル車両に適合クラスを決定する。
- 12.3.4 性能のバランスと安全性を保つために、FIAにより国内／レジョナル車両の最低重量をいつでも見直すことができる。

12.4 追加条項

APRC技術書類に一覧される代替部品および公認されたものと同一の寸法の部品の使用が認められる。

タイヤとホイール

13.1 すべてのタイプの車両およびすべての競技参加者について

13.1.2 成形タイヤ

ハンドカットおよび特定のトレッドパターンの変更が認められる。タイヤはマーキングされない。

13.1.4 バーコード番号

タイヤは成形されたバーコード番号を付けることが要求されない。

13.1.5 タイヤの量

使用できるタイヤの量についての制限はない。

機械的構成部品

16. 機械的構成部品

16.3 トランスミッション

16.3.1 FIA優先ドライバーおよびAPRC登録ドライバーの各車両は、各ラリーにて、1つのスペアギアボックスおよびスペアディファレンシャル1セット（フロントおよび／あるいはセンターおよび／あるいはリア）を使用することができる。APRCテクニカルデリゲートあるいは競技長の裁量にて、追加の車両がブルテンにより選ばれる場合がある。

18. 追加の車両要件

18.2 追跡システム

18.2.1 一旦車両に搭載されたならば、装置の供給業者が、その車載電子安全追跡装置に触れることができるのは、当該競技参加者の許可を得て競技役員の立会いの下でのみ認められる。

標準書類およびスケジュール

19. FIA標準書類

19.4 ラリーガイド

オーガナイザーが2冊のラリーガイドを発行することが求められる：

- ー ラリーガイド1 ー ラリーのスタート20週前。これにはチームがラリーのための手配を計画できるような情報が含まれる。
- ー ラリーガイド2 ー ラリーのスタート3週間前。これには、付則II-3に要求される情報がすべて含まなければならない。

車両の識別

27. 競技番号（ゼッケン）および広告

27.2 ドアパネル

27.2.4 フロントドアパネルは、APRCスポンサーのために幅67cm高さ17cmの追加スペースを含めるものとする。ラリーに参加するすべての車両は、この追加パネルを持っているものとする。

スタートおよび再スタート

39. セレモニアルスタート

39.1 セレモニアルスタートの後、車両はパルクフェルメに配置できず、タイムカードは発行されない。

41. スタート順および間隔

41.3 スタート順

ラリーのレグ1については、APRC登録競技参加者は1つのグループになって最初にスタートするが、競技長が安全のために競技審査委員会が認識した上で、1名あるいは複数名のドライバーを再配置する場合は除く。

41.5 スタート間隔

すべてのAPRC登録競技参加者は、レグ1を2分間隔でスタートする；その他の競技参加者の間隔はオーガナイザーの裁量にて決められる。

コントロール

45. 許可される最大遅延時間

- 45.1 ターゲットタイムに30分を超えて遅れる場合、あるいは各セクション終了時に累積遅延時間が30分を超える場合、当該競技参加者はそのコントロールでリタイアしたと考えられ、第44条2項10aに従って遅れて到着して発生した合計ペナルティは30分の遅れに対するものと考慮される。

スペシャルステージ

53. 競技参加者の安全

- 53.2.7 各ラリーでは、SOS無線オペレーターと連絡をとる時にクルーが使用できる、ロードブックの安全関連の記載ページに標準の2カ国語（英語とその地域の言語）表記をすることが求められる。

サービス

56. サービス行為 — 一般条件

56.2 チーム員およびサービスの関する制約

56.2.3 クルーのクールスーツあるいはベスト

クルーのクールスーツの再循環用補充を目的として、クルーのクールベストあるいは氷をクルーへ手渡すあるいはクルーから渡されることは、リモート給油ゾーンの直後あるいはオーガナイザーによって競技会特別規則書により、あるいはブルテンによって示されるその他の場所で許可される。

57. サービスパーク

- 57.2.2 ステージの2つのグループの間のすべてのサービスは、20分間のフレキ

シサービスとなる。

59. フレキシサービス

59.3 フレキシサービス – 20分

複数のチーム車両に対し異なる時間にサービスを行う機会を提供するため、リグループにつながる20分サービスの場合にも、FIAレジョナルラリー選手権規定の第59条1項および59条2項が適用される。

フレキシサービス時間の調整ウインドウはオーガナイザーの裁量に任されるが、ラリーのアイテナリー上に示されなければならない。

各レグの終了時点で（最終レグを除き）、45分間のフレキシサービスが提供される。

競技結果と競技会後の事務的要件

66. ラリー表彰式

66.2.1 クルーの両方の構成員およびチーム代表者は、表彰式と同じ夜に開催される公式会合が競技会特別規則書に一覧が掲載されている場合、その一切に出席しなければならない。

66.3 競技役員の役割

各競技参加者は、競技会特別規則書のプログラムに含まれる任意の競技役員の役割に最低2名の代表者を送らなければならない。

V5 – FIA NACAM（中米）ラリー選手権

一般原則

1. 一般的選手権条件

FIAはレジョナルラリー選手権（以下「選手権」）を組織し、そのすべての権利を有する。以下の規則は、次の特定の選手権およびトロフィーの1つあるいは複数に適用される：

- FIA NACAMラリー選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門
- FIA NACAM3ラリー選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門
- FIA NACAM4ラリー選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門
- FIAジュニアNACAMラリー選手権ドライバー部門

選手権およびポイント

3. 選手権要件

3.1 選手権ポイント

3.1.4 コ・ドライバーの順位認定

コ・ドライバーはラリーに共にエントリーするドライバーと同一量のポイントを割り当てられる。コ・ドライバーがシーズンの間でドライバーを変更した場合、累積されたすべてのポイントは失効し、新しいポイント獲得が0から始まる。

3.2 最終選手権認定順位のための競技結果数

順位認定は、すべての競技参加ラリーを考慮して確立される。

3.3 選手権ラリーの数

FIA NACAM地域の中で実施されなければならない選手権のラリーの最大数は6つである。

3.4 登録

選手権ポイントと賞典に資格を有するには、各ドライバーとコ・ドライバーはNACAM事務局を経由して、FIAにNRCの登録を個々に行わなければならない。

3.5.1 登録要件

ドライバーとコ・ドライバーに加えて、各競技参加者もNACAM事務局を経由して、FIAにNACAMラリー選手権の登録を行わなければならない。

3.5 登録料金

選手権のエントリーフィーはすべてのクラスについて4,000USドルである。各ラリーはすべてのクラスについて2,000USドルのエントリーフィーとする。

3.6 登録締め切り日

選手権のエントリー締め切り日は2023年3月6日である。この日を過ぎてからの変更は唯一コ・ドライバーの変更あるいは新しい競技参加者の受け入れのみを可能

とする。各ラリーのエントリーフィー支払いの締め切り日は、ラリーの書類検査日とする。

3.7 パワーステージのポイント

NACAMラリー選手権ドライバー部門およびコ・ドライバー部門について、追加ポイントが以下の配点で、第10条7の「パワーステージ」の認定順位に従い授与される。

1位	3ポイント
2位	2ポイント
3位	1ポイント

6. サポート選手権

6.1 FIA NACAM3選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門

FIA NACAM3ラリー選手権は、FIA付則J項に合致するラリー3グループ車両でイベントに参加するドライバーとコ・ドライバーのための選手権である。

6.2 FIA NACAM4選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門

FIA NACAM4ラリー選手権は、FIA付則J項に合致するRC4およびRC5クラス車両でイベントに参加するドライバーとコ・ドライバーのための選手権である。

6.3 ポイント

ポイントを付与するにあたり、その特定のラリーにてポイントを獲得する資格のあるドライバーおよびコ・ドライバーに、最終認定順位から個別順位が引き出される。各選手権で得たポイントは常にドライバーおよびコ・ドライバーの名前で配点される。

7. FIAジュニアNACAM選手権ドライバー部門

7.1 公示

FIAジュニアNACAM選手権は、FIA付則J項に合致するラリー4およびラリー5クラス車両でイベントに参加するドライバーのための選手権である。

7.2 参加

参加するには、登録ドライバーは競技の年の1月1日に26歳未満の年齢でなければならない。

7.3 ポイント

7.3.2 ポイントを付与するにあたり、その特定のラリーにてポイントを獲得する資格のあるジュニアNACAMドライバーに、最終認定順位から個別順位が引き出される。

7.3.3 ジュニアNACAM選手権で得たポイントは常にドライバー名前で配点される。

10. 競技会の特性

10.1 継続時間

ラリーの継続時間およびスケジュール（推奨されるもの、および最大継続時間）：

木曜日	車検および／あるいはメディアおよび／あるいはプロモーション
金曜日	レッキ 車検および／あるいはメディアおよび／あるいはプロモーション セレモニアルスタート スーパースペシャルステージ（適用のある場合）
土曜日	レグ1、ポディウムフィニッシュ、表彰式（適切である場合）
日曜日	レグ2、またはスーパースペシャルステージ、ポディウムフィニッシュ、表彰式

10.2 距離

スペシャルステージの総距離は、100kmから275kmの間に設定される。各スペシャルステージの最大長さは36kmである。サービスパークの間のスペシャルステージの最短距離は30kmとし、最長80kmとする。1つのレグの最短距離は：60kmのスペシャルステージ。

10.6 タイトル

各ラリーはそのタイトルにFIA NACAMの頭字語およびNRCのロゴをすべての公式書類で含むこと。

10.7 「パワーステージ」

10.7.1 告示：

各NACAM選手権ラリーでは、オーガナイザーは「パワーステージ」と呼ばれるスペシャルステージを1箇所組み入れること。

10.7.2 特性

このステージは：

- ー 通常ラリーの最終ステージであること。
- ー すべての順位認定された競技参加者が出走する競技会の1ステージとして開催されること。
- ー 計時は1000分の1秒までなされること。

10.7.3 このステージ開催の詳細は、競技会特別規則書に含まれていなければならない。

10.7.4 「パワーステージ」ポイントの付与

ポイントは第3条7項に決められる通りの配点基準で与えられる。

ポイントを配点する目的で、パワーステージの順位認定はステージタイムと、そのステージで課された、反則スタートペナルティを含む、その他一切のタイムペナルティを使用して算出されること。

ポイントを得るには、ドライバーはラリーの最終公式順位認定に入っていないなければならない。

パワーステージが、パワーステージに参加資格のあるすべてのドライバーがステージを完走する機会を持つ前に決定的に中断されてしまった場合、競技審査委員会はそのパワーステージに一切のポイントを与えないことを決定できる。

参加資格のある車両

12.2 NACAM FIAレジョナルラリー選手権ラリーにエントリーする資格のある車両

FIA公認車両に加え、NACAMラリー選手権では次の車両も選手権への参加を認める：

- ー三菱ランサーエボリューション9 MR (RC2-N4)
- ー三菱ランサーエボリューション10 MR (RC2 N4)
- ー三菱ランサー2.0リットル (RC4-グループN 1600cc超、2000ccまで)
- ーフォードフィエスタ1600 (1390cc超、1600ccまでの自然吸気RC4グループR2)
- ーフォードフィエスタRR2 (927cc超、1067ccまでのターボRC4グループR2)
- ーマツダ2 1500cc(RC5-グループR1)

これらの車両の詳細な技術仕様は、NACAMラリー選手権事務局に要求できる。

機械構成部品

18 追加の車両装備

18.2 トラッキング（追跡）システム

FIA NACAMラリー選手権では、安全トラッキングシステムの取り付けは義務ではないが、強く推奨される。

標準書類およびスケジュール

19. FIA標準書類

19.1 ロードブック

ロードブックはレグ1のスタートの遅くとも5日前に、公式ウェブサイトを経由し、すべての競技参加者に利用可能でなければならない。

19.2 ラリーガイド

ラリーガイドはラリースタートの遅くとも4週前に、公式ウェブサイトより、すべての競技参加者に利用可能でなければならない。これにはチームがラリーのための手配を計画できるような情報が含まれる（開催地ホテル、レンタカー会社、牽引サービス、燃料およびタイヤの入手など）。

エントリー

25. クラス

25.2 クラス／グループの最小競技参加者数

1クラスの最小競技参加者数は2である。

クラスにエントリーした競技参加者数が1つのみである場合、その競技参加者は1

つ上のクラスに参加しポイントを獲得すること。

車両の識別

27. 競技番号（ゼッケン）および広告

27.1 車両番号

各ドライバーに割り当てられた競技番号は全選手権を通じて同一であり、番号一式はNRCにより提供される。

27.2 交換品

競技参加者が番号をもう1セット必要である場合、少なくとも2週間の余裕をもってNRCに求め、各セットにつき100 U S ドルを支払う。

27.6 フロントおよびリアプレート

少なくともNRCのロゴとラリーの名称すべてが表示される、幅43cm高さ21.5cmの長方形に収まる2枚のプレートが、1枚はボンネットに、もう1枚はリアウィンドウに取り付けられなければならない。

27.7 ウィンドスクリーンバンド

ウィンドスクリーンの上部に取り付けられる、幅180cm高さ15cmの1枚のバンドには、ドライバーとコ・ドライバーの国旗、NRCロゴマークおよび選手権スポンサーのロゴマークが表示されること。クルーは上述のバンドの下に、チーム広告を張り付けることができるが、選手権のウィンドスクリーンバンドのためのスペースの邪魔になってはならない。

ラリー後の競技結果と書類検査の要件

67. 年間FIAアメリカ賞典授与式

67.1 出席の要請

FIA NACAMラリー選手権を優勝したドライバーとコ・ドライバーは、NACAMラリー委員会により招聘を受けた場合、年間FIAアメリカ賞典授与式に出席しなければならない。

67.2 欠席

不可抗力の場合を除き、欠席はFIAによる罰金の対象となる。

V6 – FIA Codasur（南米）ラリー選手権

一般原則

1. 一般条件

FIAはレジョナルラリー選手権（以下「選手権」）を組織し、そのすべての権利を有する。以下の規則は、次の特定の選手権の1つあるいは複数に適用される：

- CODASURラリー選手権 ドライバーおよびコ・ドライバー部門
- CODASUR2選手権 ドライバーおよびコ・ドライバー部門
- CODASUR3選手権 ドライバーおよびコ・ドライバー部門
- CODASUR4選手権 ドライバーおよびコ・ドライバー部門

FIA Codasur選手権のラリーが世界ラリー選手権のラリー範囲内で組織される場合、本規則のいくつかの条文は適用されず、WRCラリーの規則が優先される。

選手権およびポイント

3. 選手権要件

一般

選手権について次の3つのタイプの競技会がある：

- レギュラーイベント：2つのレグー総距離は140kmから180kmのルートで構成される。
- 世界ラリー選手権（WRC）に関連して開催されるイベント
- スペシャルイベント：選手権の最終イベント

3.1 ポイントの付与

3.1.1 ポイントは、RRSR第3条1項1に規定される配点基準に従って各タイトルについて与えられる。

スペシャルイベントのラリーの場合、最終認定順位で、およびクラスについて、50%上乗せしたポイントが与えられる。

3.1.3 ポイントの減算

最終順位認定（総合およびクラス別）については、レジョナルラリー競技規則第3条1項3に定めるポイントとなる。ボーナスポイント（レグについてのポイント）の特定のケースでは、レグをその全体について完了できなかった場合は、ポイントは次の割合で合意に基づいて与えられる：

- スペシャルステージの予定走行距離の50%以上走行の場合は、ポイント全点数、
- スペシャルステージの予定走行距離の25%以上50%未満走行の場合は、ポイント半点数、
- スペシャルステージの予定走行距離の25%未満走行の場合は、ポイントは与えられない。

3.2 最終選手権順位認定に考慮される競技結果数

すべての競技結果が考慮される。

3.3 最低参加要件

FIA/Codasurレジョナルチャンピオンのタイトルを獲得する、あるいは選手権の総合順位に入るためには、競技参加者は最低3競技会に参加していること。

3.4 選手権ラリーの数

選手権競技会の最大数は6であり、それがFIA/CODASUR地域にて行われること。

3.5 登録

FIA/CODASUR選手権には事前の登録はない。

6. サポート選手権

6.1 FIA CODASUR2ラリー選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門

FIA CODASUR2ラリー選手権は、V6第12条2項に定める通りのRCN2クラス車両でイベントに参加するドライバーとコ・ドライバーのための選手権である。

6.2 FIA CODASUR3ラリー選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門

FIA CODASUR3ラリー選手権は、FIA付則J項に合致するラリー3グループ車両でイベントに参加するドライバーとコ・ドライバーのための選手権である。

6.3 FIA CODASUR4ラリー選手権ドライバーおよびコ・ドライバー部門

FIA CODASUR4ラリー選手権は、FIA付則J項に合致するRC4およびRC5クラス車両でイベントに参加するドライバーとコ・ドライバーのための選手権である。

6.4 ポイント

ポイントを付与するにあたり、その特定のラリーにてポイントを獲得する資格のあるドライバーおよびコ・ドライバーに、最終認定順位から個別順位が引き出される。各選手権で得たポイントは常にドライバーおよびコ・ドライバーの名前で配点される。

10. 競技会の特性

10.1 継続時間およびスケジュール

ラリーはすべて次のように予定されること：

木曜日 レッキ — 書類検査 — 車検

金曜日 レッキ — 車検 — シェイクダウン — 予選ステージ（任意） — スーパースペシャルステージ（任意）

セレモニースタート（プログラムで予定されている場合）はレグ1のスタート前の木曜日から金曜日に実施できる。

土曜日 レグ1

日曜日 レグ2 — 表彰式

ラリーが世界ラリー選手権の一部である競技会に含まれる場合、継続時間とスケジュールは、競技会特別規則書に詳細が記される。

10.2 距離

スペシャルステージの総距離は、140kmから180kmの間に設定され、2つのレグに分けられる。

WRCと共有されるラリーのスペシャルステージ総距離は、FIACodasurとオーガナイザーの間で合意され、競技会特別規則書に記される。

ラリーがスペシャルイベントとみなされる場合は、スペシャルステージの総距離は、170kmから200kmの間に設定され、2つのレグに分けられる。

レグの距離はその競技ルートの最短35%最長65%以内であるとみなされる。

スペシャルステージの最大長さは40kmである。

参照のため、スペシャルステージの最大平均速度は130km/hとする。

サービスパークの間のスペシャルステージの距離が80kmを超える場合、追加の給油ゾーンが設けられること。

10.3 走路表面のタイプ

スペシャルステージに使用される道路表面は、グラベルあるいはターマック表面が許可される。

競技役員

11. 競技役員とデリゲート

11.2 FIA/CODASURデリゲート

少なくとも以下のデリゲートがFIA/Codasurによって任命されること：

11.2.1 FIA/Codasurテクニカルデリゲート

少なくとも以下のテクニカルデリゲートが競技長と連携を保ち、すべての技術的問題を担当する主たる競技役員となる。

11.2.2 FIA/Codasurオブザーバー

FIA/Codasurオブザーバー（含複数）はラリーのすべての側面を再検討し、適切なFIA報告書書式を記入する。

参加資格のある車両

12. FIA/CODASURレジョナル選手権にエントリーする資格のある車両

12.2 追加の要件

- Maxiラリー：2400cc自然吸気およびRC2クラスで認めれている1600ccターボ
- 2000ccを超えのグループNR4（現行N4）RC2Nと呼称される別クラスを形成している車両。

12.4 国内／レジョナル車両

12.4.6 さらにCodasurラリー選手権はASN認可車両も参加でき、ポイントを獲得することができる。

Codasurに参加する車両の承認の申請は、対応する書類を添えてCodasurラリー委員会に送付されなければならない。FIA/Codasurによって決められた特定の要件/基準を満たすことが求められる。RCおよびRC5のクラスでは、ASN/Codasur公認のされた車両は、FIA公認がされた車両に加えて認められる。

機械的構成部品

16. 機械的構成部品

16.1 エンジン交換

16.1.1 車検と最初のタイムコントロール（TC0）との間で、エンジン故障が発生した場合、罰則の適用なくエンジンを交換することができる。

この交換作業は定められたタイムコントロールの前にテクニカルデリゲートにより確認されなければならない。

16.2 ターボチャージャー

63.2.3 Codasurでは、事前の技術検証にて封印されなかったターボチャージャーを封印しない。それらは使用された場合、競技会中に封印される。

16.3 トランスミッション

16.3.2 Codasurでは、事前の技術検証にて封印されなかったトランスミッションを封印しない。それらは使用された場合、競技会中に封印される。

18. 追加の車両要件

18.2 トラッキングシステム

FIA/Codasurラリー選手権では、車載電子安全トラッキングシステムの使用は義務付けられていない。

標準書類

19. FIA標準書類

19.1 一般

FIA/Codasurラリー選手権には公式のラリーガイドは義務付けられない。

エントリー

22. エントリー締め切り日

22.1 エントリー締め切り日

エントリー締め切り日は競技会特別規則書に記載されること。

外国のクルーについては、組織委員会による指示の通関手続き実施のため、登録は書類検査の1週間前に締め切られることが推奨される。国内クルーについては競技会の行われる週の火曜日までが推奨される。

24. エントリーフィー

24.4 海外の競技参加者のエントリーフィー

主催国で発給されていないライセンスを有する競技参加者はエントリーフィー支払いがないことにするかは、オーガナイザーの任意である。

車両の識別

27. 競技番号（ゼッケン）および広告

27.3 リアウインドウ

FIA/Codasurには適用されない。

27.6 フロントプレート

FIA/Codasurでは任意。

29. 広告

29.3 オーガナイザーの義務広告

オーガナイザーは、高さ40cm×幅25cmのパネルをフロントドアの前方部分に有する。競技会がWRCに関連して開催されるラリーである場合、競技会特別規則書に第27条車両の識別の要件を確立する。

レッキ

35. レッキ

35.4.5 シェイクダウン／予選ステージ

レッキに、シェイクダウンと予選ステージを含めることが義務付けられる。

シェイクダウン – 予選ステージ

36. シェイクダウン

36.2 シェイクダウンの実施

36.2.5 シェイクダウンはグループになって最低 1 時間行われる。
グループ構成はブルテンで公示される。

37. 予選ステージ

37.1 一般

37.1.1 任意で、オーガナイザーは予選ステージを準備することができ、RC2およびRC2Nクラスにエントリーするドライバーが、レグ1のスタート順を確立するために参加する。

エントラント数がそれを正当化し、オーガナイザーが適していると判断する場合、予選ステージのみをRC2クラスに登録したドライバーに計画することができる。

37.1.2 最初の10名の分類されたドライバーが、定められるクラスに10を超えるエントラントがある限り、レグ1のスタート位置を最初の10のスタート位置内で選ぶ権利がある。

それらの位置は、ラリーの開始に予定されるスーパースペシャルステージのものとは対応しない。

37.1.3 予選ステージへの参加は、オーガナイザーが競技会特別規則書に別に決めていない限り、義務付けではなく、義務化される場合は参加しない場合の罰則詳細が記される。

37.1.4 予選ステージは：

- ラリー中のステージのように実施され、適切な安全要件に合致すること
- ラリースケジュールに含まれるが、ラリー結果には含まれない
- ラリーの代表的であること
- 距離は2.50から5kmの間であること

37.1.5 使用されるタイヤは規定に要求される最低1.6mmの深さがあること。

37.1.6 予選ステージに進むのを妨げるような車両損傷がある競技参加者で、スタートセレモニー前に修理を行う者は、それでも第39条にある通り、スタートセレモニーに参加すること。

37.1.7 予選ステージの間で車両が故障した競技参加者は、それでも第39条に概略のある、スタートセレモニーに参加することが求められる。

37.2 事前のシェイクダウン走行

予選ステージ走行に分類されたドライバーは、オーガナイザーが明らかにするタイムテーブルの範囲内で行われる事前のシェイクダウンを行っていることが認められる。

シェイクダウンおよび予選ステージに参加する車両は事前の車検に応じていること。

37.3 予選ステージ走行

37.3.1 予選ステージに参加するドライバーはオーガナイザーに割り当てられた順序で、2分間間で、この予選ステージ走行を開始する。

37.3.2 エントリーしたドライバーとコ・ドライバーは、予選ステージの全体に渡って乗車していること。

37.3.3 スタート順とタイムテーブルはブルテンで発表される。スペシャルイベントのスタートに作成された手順が適用される。

37.4 予選ステージでの車両故障

37.4.1 予選ステージで損傷し、それにより続くレースやステージを完了することができなかった車両は、予選ステージ終了したならば、オーガナイザーにより回収されパルクフェルメに移動される。

37.5 予選ステージ後のパルクフェルメ

予選ステージを一旦スタートした車両への一切のサービス作業は禁止される。予選ステージに参加するすべての車両は、ルートの残りを走行し、オーガナイザーの指定するパルクフェルメに到着し、競技審査委員会によって解放されるまでそこに留まらなければならない。

37.6 スタート順番の割り当て

競技参加者は、第41条3項1に詳細のある通り、予選ステージの結果の順序で、ラリーのスタート順番を選択する。

37.6.1 最速タイムを記録したドライバーが最初にポジションを選択し、2番目に速い速度を達成したドライバーが2番目に選択し、順次そのように選択していく。

37.6.2 発表と、この手順の日時は、ラリーの競技会特別規則書に指定されること。

37.7 早いあるいは遅いチェックイン

予選ステージスタート前のチェックインを早く行った、あるいは遅くなった場合、不正参加とみなされ、第44条2項10が適用される。

37.8 反則スタート

予選ステージの間の反則スタート、特にスタート合図前にスタートしたものは、不正参加とみなされ、第48条6項が適用される。

37.9 サービス

シェイクダウンの開始予定時刻から、予選ステージのスタートタイムまでの間は、メインサービスパークあるいはオーガナイザーが特にその目的のために指定したサービスパークでのみサービスを実施することができる。

スタートおよび再スタート

41. スタート順と間隔

41.3 番号とレグ1のスタート順

車両の番号はオーガナイザーとFIA/Codasurにより、競技参加者の優先、選手権の順位、車両の技術的特徴を考慮して決められる。選手権の第1戦では、前の選手権の最終認定順位が考慮される。

「レギュラーイベント」と呼ばれるすべてのラリーでは、前年のFIA Codasurチャンピオンになった人がいればNo.1を使用する。

レグ1のスタート順は次の通り：

41.3.1 予選ステージが行われる場合、最初の10のスタート位置が、参加者が選択した位置に応じて割り当てられ、10に満たない場合も、1から10の順の間でそれを選んだ者の間で自分の位置を選択する。11番目の位置からは、10未満であれば空いていた位置も埋めるように、競技長が決定し、競技審査委員会が同意する通りに割り当てられる。

予選ステージが予定されていて実施できなかった場合、第41条3項2に定める通りに進行する。

41.3.2 予選ステージが予定されなかった場合、スタート位置は競技長が決定し、競技審査委員会が同意する通りに割り当てられる。

41.4 FIAレジョナル競技規則の同一条項に記載されているのとは別に、レグのスタート順については、クラスRC2およびクラスRC2Nドライバーがひとつのグループになって配置される。

41.5 スタート間隔

各レグをスタートする最初の20名のクルーは、それぞれ2分の間隔を置くこと。それ以外のクルーの間隔は少なくとも1分を空ける。

スペシャルステージ

51. スーパースペシャルステージ

51.4 レグ1、セクション1、スーパースペシャルステージスタート失敗

レグ1のセクション1に含まれるスーパースペシャルステージ（設定のある場合）のスタートに現れず、競技している間になんらかの失敗をし、あるいはスーパースペシャルステージ終了地点とサービスパークの間または夜間リグループの間で動けなくなり、自力で到達できなくなったクルーは、修理が認められ夜間リグループの出口タイムコントロールからラリーを継続することができる。

車両は競技参加者の裁量で修理できる。ただし、同様のことが次のセクションの夜間リグループに最初の車両のスタート予定時刻の1時間前までに報告されなければならない。

スーパースペシャルステージについて確立されたタイムは、この条件に該当するクルーに対して、ラリーの競技会特別規則書に記される。

サービス

57. サービスパーク

57.2 サービスパークスケジュール

57.2.2 ステージの2グループの間の30分

FIA/Codasurは15分の間のフレキシブル時間を、中間サービスパークの入口の前

に設置する。

競技結果および競技会後の事務的要件

66. ラリー表彰式

66.2 表彰式

クルーは公認されたオーバーオールを正規の形で着用し賞典の授与のため出席しなければならない。クルーはCodasurと選手権のスポンサーとの間で合意された条件に従わなければならない。条件の不遵守があった場合は競技審査委員会に報告され、国際競技規則第12条の定めに従って罰則が課される場合がある。条件は競技会特別規則書、あるいはブルテンに記される。

67. 年間表彰式

67.1 FIA年間表彰式

FIA Codasurタイトルのリスト

次のタイトルがFIAにより各選手権シーズンについて授与される：

FIA Codasurラリーチャンピオン (*)

(*) ドライバーおよび／あるいはコ・ドライバーに適用される

67.3 CODASUR表彰式

FIA Codasurタイトルのリスト

次のタイトルがCODASURにより各選手権シーズンについて授与される：

FIA Codasurラリーチャンピオン (*)

FIA CODASUR2チャンピオン (*)

FIA CODASUR3チャンピオン (*)

FIA CODASUR4チャンピオン (*)

(*) ドライバーおよび／あるいはコ・ドライバーに適用される

付則一索引

付則Ⅰ コントロールサイン

付則Ⅱ 標準書類

	書類	入手
1	競技会特別規則書	ウェブサイト+ (印刷物任意)
2	ブルテン	ウェブサイト+ (印刷物任意)
3	ラリーガイド (1 および/あるいは 2)	ウェブサイト+ (印刷物任意)
4	アイテナリー	ウェブサイト+ (印刷物任意)
5	ロードブック	印刷物
6	タイムカード	印刷物
7	エントリーフォーム	ウェブサイト+ (印刷物任意)
8	エントリーリスト	ウェブサイト+ (印刷物任意)
9	ラリーのスタート順リスト および競技結果	ウェブサイト+ (印刷物任意)
10	メディア安全ブック (任意)	ウェブサイト+ (印刷物任意)

次の追加書類が求められるが、フォーマットは自由：

- － 安全計画
- － 地図
- － プログラム
- － 競技会組織ハンドブック
- － 内部書類
- － ヘリコプター情報 (適用のある場合)

付則Ⅲ 安全

付則Ⅳ：表彰式

付則Ⅴ タイヤ

付則Ⅵ：エントリーフィー、管理書類パッケージおよびパーマネントパス

FIA世界ラリー選手権規定参照

付則Ⅶ：スタート灯火合図順序

FIA世界ラリー選手権規定参照

付則Ⅷ：ジュニアWRC

FIA世界ラリー選手権規定参照

付則Ⅸ：組織要件明細

(オーガナイザーのみ - 競技参加者の規則ではない)

付則Ⅹ FIA RGTカップ

付則 (ANNEXE) XI：WRCの権利

FIA世界ラリー選手権規定参照

付則 (ANNEXE) XII：環境管理

FIA世界ラリー選手権規定参照

付則 (ANNEXE) XIII：オンボードカメラ

FIA世界ラリー選手権規定参照

付則 I

1. コントロールゾーン

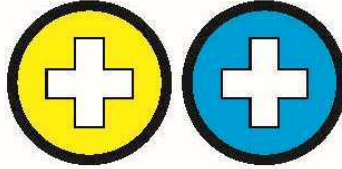
CONTROL TYPE TYPE DE CONTRÔLE	CONTROL ZONE (diameter of signs: about 70cm) ZONE DE CONTRÔLE (diamètre des panneaux de signalisation : 70 cm environ)			
Direction of travel Sens du parcours	⇨	⇨	⇨	
	YELLOW SIGNS - Zone entry PANNEAUX JAUNES - Début de zone	RED SIGNS - Compulsory stop PANNEAUX ROUGES - Arrêt obligatoire	BEIGE SIGNS - End of zone PANNEAUX BEIGES - Fin de zone	
PASSAGE CONTROL CONTRÔLE DE PASSAGE	 ← 25 m min →	 ← 25 m →		
TIME CONTROL CONTRÔLE HORAIRE	 ← 25 m min →	 ← 25 m →		
TC AT SERVICE PARK ENTRANCE CH ENTREE DU PARC D'ASSISTANCE	 ← 5 m →	 ← 5 m →		
TC AT SERVICE PARK EXIT CH SORTIE DU PARC D'ASSISTANCE	 ← 5 m →	 ← 5 m →	Usually leads to RA and/or TZ Mène généralement à une aire de ravitaillement et/ou une zone pneumatiques.	
TIME CONTROL AND SS START CH ET DEPART D'ES	 ← 25 m min →	 ← 50-200 m →	 ← 25 m →	
END OF SS FIN D'ES	 ← 100 m → ADVANCE INDICATION AVERTISSEUR	 ← min. 200m → FLYING FINISH LINE LIGNE D'ARRIVEE	 ← 25 m → STOP CONTROL CONTRÔLE STOP	
OTHER FIA STANDARD RALLY SIGNS (diameter of the signs: about 70cm) AUTRES PANNEAUX DE SIGNALISATION STANDARD DE LA FIA (diamètre des panneaux : 70 cm environ)				
	WHITE SYMBOL ON YELLOW BACKGROUND SYMBÔLE BLANC SUR FOND JAUNE	WHITE OR BLACK SYMBOL ON A BLUE BACKGROUND SYMBÔLE BLANC OU NOIR SUR FOND BLEU		
TYRE MARKING / CHECKING MARQUAGE / VERIFICATION DES PNEUS			One sign for all tyre operations Un panneau pour toutes les opérations liées aux pneus	
REFUELLING AREA AIRE DE RAVITAILLEMENT			One sign for all refuel operations Un panneau pour toutes les opérations liées aux ravitaillements	
SERVICE AREAS AIRES DE SERVICE			One sign for service operations Un panneau pour toutes les opérations liées aux assistances	
MEDIA ZONES ZONES MEDIAS			One sign for media zones Un panneau pour les zones réservées aux médias	
RADIO POINT POINT RADIO	 ← 100 m → WARNING SIGN AVERTISSEUR		Radio point Point radio	
MEDICAL VEHICLE POINT VEHICULE MEDICAL	 ← 100 m → WARNING SIGN AVERTISSEUR		Medical Vehicle point Véhicule médical	

距離数値は、実際可能である限り遵守されること。

*新たな色/デザインが要求されるまでは、以前のものを使用できる。

ラリーのコントロールサイン

2. F I A 標準サインボード

TIME CONTROL CONTRÔLE Horaire  Color of control area entry: YELLOW Color of control: RED Couleur de début de zone : JAUNE Couleur du contrôle : ROUGE	SS START DEPART D'ES  Color: RED Couleur : ROUGE	FLYING FINISH LINE LIGNE D'ARRIVEE LANCEE  Color of control area entry: YELLOW Color of control: RED Couleur de début de zone : JAUNE Couleur du contrôle : ROUGE
STOP CONTROL CONTRÔLE STOP  Color: RED Couleur : ROUGE	PASSAGE CONTROL CONTRÔLE DE PASSAGE  Color of control area entry: YELLOW Color of control: RED Couleur de début de zone : JAUNE Couleur du contrôle : ROUGE	BEGIN OF MEDIA ZONE DEBUT DE LA ZONE MEDIAS  Color: BLUE Couleur : BLEU
BEGIN OF SERVICE AREA DEBUT DE L'AIRE D'ASSISTANCE  Color: BLUE Couleur : BLEU	BEGIN OF TYRE MARKING/CHECKING ZONE DEBUT DE LA ZONE MARQUAGE/VERIFICATION PNEUS  Color: BLUE Couleur : BLEU	BEGIN OF REFUELLING AREA DEBUT DE L'AIRE DE RAVITAILLEMENT  Color: BLUE Couleur : BLEU
RADIO POINT POINT RADIO  Color of the warning: YELLOW Color of the point: BLUE Couleur de l'avertisseur : JAUNE Couleur du point : BLEU	MEDICAL VEHICLE POINT VEHICULE MEDICAL  Color of the warning: YELLOW Color of the point: BLUE Couleur de l'avertisseur : JAUNE Couleur du point : BLEU	END OF ZONE FIN DE LA ZONE  Color: BEIGE Couleur : BEIGE

付則II-標準書類

1. 競技会特別規則書

各ラリー競技会は、競技会特別規則書を作成しなければならない(国際競技規則第20条)。
競技会特別規則書の電子版は、FIAレジョナルラリー選手権競技規則に従い、FIAに送達しなければならない。規則草案の受領後4週間以内に、FIAはすべての修正すべき箇所をオーガナイザーに通知し、公開の許可をする査証(ビザ)を発行する。

競技会特別規則書はFIAレジョナルラリー競技規則に従い、公式のラリーウェブサイトに掲載されなければならない。

オーガナイザーが競技会特別規則書の印刷版を作成する予定がない場合、それが書類に記載されること。印刷物版は、ラリーの競技役員に配布されることが推奨される。

競技会特別規則書の内容

索引

1. 序文

1.1 規則序文は以下同様とする：

「このラリーはFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則、FIAレジョナルラリー選手権競技規則およびその付則、ASN技術規則(国内車両に関連する場合のみ)、WADA/NADA規定、およびFIAアンチドーピング規則に準拠して実施される。各国の道路交通法が適用される。これらによって別段定めがない場合、競技会特別規則書によって定められたルールや規則が適用されるものとする。

本競技会特別規則書の修正、訂正および／あるいは変更は、(オーガナイザーあるいは競技審査委員会により発行される)番号と日付の入ったブルテンによってのみ発表される。

追加の情報は、[発表日]に発行されるラリーガイドに公示され、FIAレジョナルラリー選手権競技規則は<https://www.fia.com/regulation/category/117>に公開される。」

1.2 競技走路面

1.3 SS総距離およびアイテナリーの総距離

2. 組織

2.1 ラリーが対象となっているFIAタイトル

2.2 査証番号 - FIAおよびASN

2.3 オーガナイザーの名称、住所、連絡先詳細(常設事務所)

2.4 オーガニゼーションコミッティ

2.5 競技審査委員会

2.6 FIAデリゲートおよびオブザーバー

2.7 上級オフィシャル

2.8 HQの場所および連絡詳細(TEL & FAX)

3. 時系列表示(日付および時間)のプログラム、必要に応じて場所を明示

- 競技会特別規則書の発表

- ディスカウントエントリーフィーの締切日（適用がある場合）
- エントリー締切日
- エントリーリストの公開
- ロードブック、地図およびラリーガイドの発行
- サービスパークでの追加サービスの発注締切日
- シェイクダウン登録の締切日（要求される場合）
- ラリーHQ開始／終了
- 公式通知掲示板 - 場所
- 器材および書類の引き取り
- 書類検査
- レッキ用のトラッキング装置の引き取り
- レッキのスタート
- メディアセンターおよびメディア許可
- ラリー安全トラッキング装置の引き取り
- 車検 - 構成部品の封印およびマーキング
- 再車検
- エントリーリスト修正版発行
- チームマネージャーおよび／あるいはドライバーのブリーフィング（適用のある場合）
- ヘリコプターパイロットのブリーフィング（適用のある場合）
- シェイクダウンおよびタイムスケジュール
- フリー走行および予選のタイムスケジュール（適用のある場合）
- スタート順の発表と予選のためのTC到着時間（適用のある場合）
- スタート位置選択のための手順実施日時・場所（適用のある場合）
- ラリー競技前記者会見
- セレモニアルスタート（実施される場合）およびleg 1 スタート順リスト発表
- セレモニアルスタート（実施される場合）
- ラリースタートの場所と時間
- leg 1 終了の場所と時間
- その後に続くlegのスタート順リスト発表
- 次のlegのスタート
- 表彰式／賞典授与
- ラリー競技後記者会見
- 最終車検
- 暫定最終順位認定の発表時刻

4. エントリー

- 4.1 エントリー締切日
- 4.2 エントリー手順
- 4.3 受け入れられる競技参加者数およびクラス
- 4.4 エントリーフィー／プライベート競技参加者のためのエントリー支援パッケージ
- 4.5 支払い明細（適用される税金についての一切の明細を含む）
- 4.6 返金

5. 保険

6. 広告および識別表示

7. タイヤ**7.1 ラリーの間に使用指定されるタイヤ**

タイヤの使用について網羅するために、以下の規則条文が推奨される：

2023年レジョナルラリー選手権競技規則に合致することに加え、使用されるタイヤの量およびタイプが以下の通り確認される。

車両のタイヤ	ドライバーの優先	タイヤの最大数	シェイクダウンでの追加	ラリーでの総量

7.2 レッキで使用するタイヤ – 必要であれば**7.3 国内法規あるいは特別な要件（ある場合）****8. 燃料（適用される場合）****8.1 発注手順****8.2 燃料発注締切日****8.3 非優先ドライバーへの配分****9. レッキ****9.1 登録手順****9.2 特定のおよび／あるいは国内制約事項 - スペシャルステージの速度制限****9.3 速度規制検査装置の引き取り場所****10. 書類検査****10.1 提出すべき書類**

- 競技参加者ライセンス
- ドライバーおよびコ・ドライバー 競技ライセンス
- ドライバーおよびコ・ドライバー 有効運転免許証
- ドライバーおよびコ・ドライバー パスポートあるいは身分証明書
- すべての外国の競技参加者および／あるいはドライバーはASN発行の許可証
- 全詳細を完成させたエントリーフォーム
- 車両保険証
- 車両保険登録書類

10.2 タイムテーブル**11. 車検、封印およびマーキング****11.1 車検開催場所およびタイムテーブル****11.2 マッドフラップ（付則J項第252条7項7）****11.3 ウインドウ／ネット（付則J項第253条11項）****11.4 ドライバーの安全装備****11.5 騒音レベル****11.6 特別な国の要件****11.7 安全トラッキング装置の搭載****12. その他の手順****12.1 セレモニアルスタート手順と順番****12.2 電子スタート手順****12.3 フィニッシュ手順（規則と異なる場合のみ）**

- 12.4 認められる早いチェックイン
- 12.5 スーパースペシャルステージ手順および走行順序（適用のある場合）
- 12.6 一切の特別な手順／オーガナイザーのプロモーション活動を含めた活動
- 12.7 ラリー中使用される公式タイム

13. 競技役員の識別

14. 賞典

15. 最終チェック

- 15.1 最終チェック - チームから出席が求められる者、および場所
- 15.2 抗議預託料金
- 15.3 控訴預託料金

付則1 アイテナリー

付則2 レッキスケジュール

付則3 リレーションオフィサー（CRO）の氏名および写真とそのスケジュール

付則4 デカールおよび、補足広告の位置

付則5 オーバーオール、ヘルメットおよびその他一切の安全要件に関するFIA付則L項抜粋

付則6、7など オーガナイザーの裁量による項目

2. ブルテン

ブルテンについては、本規則第2条2項に定義されている。

ブルテンは以下のいずれかによって発行することができる：

- － FIAの承認を得た上でオーガナイザーにより、書類検査開始前までに。例外的に、査証発行の時点で承認される通り、アイテナリーあるいはレッキプログラムの修正については、オーガナイザーによって発行できるが、それでもそのような修正はFIAに通知されなければならない。

あるいは

- － 競技中では競技審査委員会により。しかしながら、アイテナリー修正詳細を掲載するブルテンは、競技長によって発行できる。それでもそのような変更は競技審査委員会に助言されなければならない。

ブルテンには、番号と日付がなければならない。（日付と掲載した時間）。ブルテンは黄色の背景／紙に表示／印刷され、公式通知掲示板（含複数）掲載され、同時に競技会のウェブサイトにも公開されること。

可能な場合は、ブルテンの公示を競技参加者に電子的に通知することが推奨される。イベント中にデジタル公式通知板が使用される場合、ブルテンの発行を競技者に電子的に通知することが義務付けられる。

公示の方法がいかなるタイプのものであれ、競技参加者（あるいはクルー構成員）は、ラリー競技中で実質的に不可能でない限り、ブルテンの受領を署名によって確認しなければならない。

ブルテンはFIAの了承を得た後でのみ、あるいは競技審査委員会が発行した後でのみ（適用のある場合）発行できる。

3. ラリーガイド

このガイドの概念は、メディア、競技役員あるいは競技参加者いずれもが、1つの書類で書類事務作業を済ませられるようにしようとするものである。ラリーガイドは、ラリースタートの少なくとも3週間前に電子的書類として発表することができる。ラリーガイドの印刷版作成はオーガナイザーの任意である。

内容			
条項	見出しと小見出し	SR*	RG
1	序文 / 歓迎の挨拶		
	競技会役員幹部、競技会会長などによる挨拶。	-	X
	「この書類は規定として効力を発するものではなく、情報としてのみ提供される」	-	X
2	連絡先		
	a) 常設連絡先	X	-
	郵送・訪問先住所、TEL&FAX	X	-
	Eメール、インターネットアドレス	X	-
	主要競技役員	X	X
	b) ラリー競技会本部の連絡先	X	X
	住所、TEL&FAX	X	X
	ラリー事務局受付時間	X	X
	c) メディア連絡先	X	X
		-	X
3	プログラムおよび重要な締め切り期限		
	a) ラリー競技会週前のスケジュール	X	X
	b) ラリー競技会週中のスケジュール	X	X
4	エントリー詳細		
	競技会が対象となっているタイトル	X	-
	エントリーフィーのリスト	X	-
	FIA非登録チーム用エントリー支援パッケージ	X	-
5	サービスパークおよび（設置のある場合は）リモートサービスゾーン		
	サービスパークなどについての情報	-	X
	サービスパーク内の施設	-	X
	サービスパークの内容 — 本付則の末尾のリストを参照	-	X
6	双方向無線		

	担当者／担当当局の連絡先	-	X
7	燃料／タイヤ 要件／入手に関する情報		X
8	車両およびスペアパーツの輸入 国内法規／通関／代理店	-	X
9	ヘリコプター 登録手続き／レンタル会社情報	-	X
10	ホスピタリティ手配 ホスピタリティ手配担当者/会社の連絡先	-	X
11	ホテル／宿泊先予約 ホテルリスト 予約の連絡先	- -	X X
12	レッキ GPSトラッキング（スタート番号、引き取り）	X	X
13	車検、封印およびマーキング 日程、場所および時間枠（ブルテン掲載の個々の時間） 車両を車検に持っていく前に必要な準備 安全トラッキング装置の引き取り/返却 最終車検	X - X X	X X X X
14	シェイクダウン/フリー走行および予選（適用のある場合） 一般的情報と時間 （場所、ステージの長さ、サービスパークまでの距離など）	X	X
15	スタート手順 プログラムおよび指示事項	X	X
16	フィニッシュ手順 プログラムおよび指示事項	X	X
17	PR活動 ラリーショーなど	-	X
18	メディア ラリー競技会前の連絡 登録認証手順/基準および期限 登録認証デスク－場所および開室時間 メディアルーム－場所および開室時間 記者会見－時刻と場所 チームのメディア連絡 予想されるメディア放映 （TVおよびラジオ、時間、チャンネルおよび周波数）	- - - - X - -	X X X X X X X
19	医務および安全サービス 緊急電話番号 以下の電話番号： － その地域の病院 － 警察 － 牽引会社 － 薬局	- - - - - -	X X X X X X
20	有用なサービスリスト 天気 タイムゾーン 警備会社	- - -	X X X

付則 注：付則のフォーマットはオーガナイザーの裁量に任される。	SR	RG
見出し		
アイテナリー すべての レグ 前年のアイテナリーとの比較 レッキスケジュール	X - X	X X X
地図 (A4版) 全体図 (各 レグ について) スペシャルステージ地図およびレッキ地図 シェイクダウン地図 (実施される場合) フリー走行および予選 (実施される場合) 関連の市/町 (競技会本部、サービスパーク、病院などを示す)	- - - - -	X ○ X X X
ロードブック、または地域地図、市街地図、旅程を説明する図解 空港から競技会本部まで (あるいはロードコネクション) 競技会本部とサービスパークの間 サービスパークからシェイクダウンまで シェイクダウンからサービスパークまで 競技会本部と車検の間 サービスパークと車検の間 サービスパークとリモート／追加給油ゾーンの間 (実施される場合) サービスパークとリモートサービスゾーンの間 (実施される場合) サービスパークとタイヤ取り付けゾーン間 (実施される場合) 競技会本部とメディアセンターの間 (適用のある場合)	- - - - - - - - - -	X X X X X X X X X X
図面およびレイアウト 車検および騒音検査エリア 安全ボックス導入 リモートサービスゾーン (適用のある場合) ラリー競技会本部 スタートエリア フィニッシュエリア サービスパーク図面	- - - - - - -	X X X X X X X

*競技会特別規則書は付則 II-1 にすべての詳細が記載される。

オーガナイザーは以下ために書式の利用を考慮する：

- －ホテル／宿泊予約
- －サービスパーク施設
- －メディア登録認証
- －レッキ登録
- －追加の資材発注
- －双方向無線書式 (適用のある場合)
- －通関書式 (適用のある場合)

サービスパーク図面のチェックリスト：

- － タイムコントロールIN／タイムコントロールOUT (番号付)
- － パルクフェルメ
- － テクニカルゾーン
- － タイヤマーキングゾーン

- 給油エリア（リモートでない場合）
- 環境上の要件
- サービス車両のサービスパークIN/OUT
- 緊急医療役務、消防医療センターなどの位置
- 予備駐車場
- プレスおよびVIP駐車場
- 観客用駐車場
- ラリーオフィス/インフォメーションセンター
- 公衆トイレ
- 給水
- ゴミ捨て場
- ヘリコプターパッド

4. アイテナリーのレイアウト例

4.1 フリー走行（FP）／予選ステージ（QS）／シェイクダウン（適用のある場合）

QS前のフリー走行スケジュールは、理想的には2時間の枠に組み込まれなければならない、ラリーの競技会プログラムに掲載されなければならない。

Free practice / Qualifying						Tuesday 20 June 2019
TC	LOCATION	SS dist.	Liaison dist.	Total dist.	Target time	First car due
TCFP	Start of Free Practice					08:00
FREE PRACTICE CLOSES AT 10:00						
TCQS						10:30
RAQS	Refuel for Qualifying Stage					
QS	Qualifying Stage	3.86				10:38
TCPF	Parc fermé IN (early check-in permitted)		6.50	10:36	00:18	10:56
Start order selection at xxxx (give location)						12:00

Shakedown						Thursday 20 June 2019
TC	LOCATION	SS dist.	Liaison dist.	Total dist.	Target time	First car due
	(Anytown Pavilion)					
	Shakedown Start		3.55	3.55		16:00
SD	Shakedown Stage	3.48				
	(Anytown Pavilion)		6.50	9.98		
Totals		3.48	10.05	13.53		

4.2 - ラリースタートのSSS

Start (Section 1)						Thursday 20 June 2019
TC	LOCATION	SS dist.	Liaison dist.	Total dist.	Target time	First car due
0	Start (Anytown Pavilion)					18:15
RA	Refuelling - All competitors					
1	Distance to next Refuelling	(2.06)	(24.98)	(27.04)		
1			10.49	10.49	00:25	18:40
SS1	SSS Trotting Track 1	2.06				19:00
1A	Parc fermé IN		14.49	16.55	00:30	19:30
Overnight regroup						
Re-Start (Sections 2, 3, 4...)						Friday 21 June 2019
TC	LOCATION	SS dist.	Liaison dist.	Total dist.	Target time	First car due
1B	Parc fermé OUT - Service IN					06:00
	Service A - Anytown Pavilion	(2.06)	(24.98)	(27.04)	00:15	
1C	Service OUT					06:15
RA	Refuelling - All competitors					
2	Distance to next Refuelling	(50.68)	(99.16)	(149.84)		

注：

- サービスパークおよびリモートサービスゾーン到着を示すボックスは、濃い黒枠とし、色つき印刷される場合は、明るい青で中を網掛けする。
- リグループあるいはその他のTC活動を示すボックスは、薄黒い枠とし、中は網掛けしない。
- 給油地点を示すボックスは、薄黒い枠とし、黄色で中を網掛けする。
- 夜間リグループ前のセクション距離およびラリー終了の総距離数を示すボックスは、薄黒い枠とし、明るいグレーで中を網掛けする。
- サービスパーク到着はすべて、A、B、C、などの文字を掲載する。
- TC0は、常にラリーの競技要素のスタートを示す。独立したセレモニアルスタートは、TC0とはみなされない。
- 右側の余白にセクション番号を書き留める。

4.3 - 日中の典型的なサービス

SS10	Vesuvius 1	22.80				11:40	Section 4
10A	Regroup & Technical Zone IN	50.68	73.48	01:25	13:05		
10B	Regroup OUT - Service IN			00:15	13:20		
Service E (Football Stadium)		(72.59)	(161.06)	(233.65)	00:30		
10C	Service OUT				13:50		5

注：

例として、技術チェックが再グループにて実施されている（第2条17項）。再グループの実施がない場合、サービスパーク入口の前に10分間のテクニカルゾーンを設けること。

4.4 - リモートサービス&給油

Start (Sections 1, 2,...)						Friday 21 June 2019	
TC	LOCATION	SS dist.	Liaison dist.	Total dist.	Target time	First car due	
0	Start - Skrunda					06:00	Section 1
RA	Refuelling - City						
1	Distance to next Refuelling		(136.00)	(136.00)			
RA	Remote Refuelling (FIA fuel)		[136.00]				
2	Distance to next Refuelling	(65.15)	(61.46)	(126.61)			
1			165.00	165.00	03:22	09:22	
SS1	Talsi 1	32.14				09:25	
2			3.17	35.31	00:38		
SS2	Pampal 1	5.13				10:06	
3			5.79	10.92	00:15		
SS3	Roja 1	27.88				10:24	Section 2
RA	Remote Refuelling (FIA fuel)		[23.50]				
3	Distance to next Refuelling	(0.00)	(57.03)	(57.03)			
3A	Regroup & Technical Zone IN		53.50	81.38	01:33	11:57	
3B	Regroup & Technical Zone OUT - Service IN		0.03	0.03	00:10	12:07	
Remote Service A - Dundaga		(65.15)	(227.49)	(292.64)	00:15		
3C	Remote Service OUT					12:22	
RA	Remote Refuelling (FIA fuel)		[27.00]				
4	Distance to next Refuelling	(65.15)	(61.46)	(126.61)			

注：

- "RZ2" は、FIA燃料ユーザー専用のエリアを意味する。
- 1日あたりの給油ゾーンの数については、第61条1項2を参照。
- リモートサービス中の手順および設営については、第60条参照。

4.5 ー 夜間リグループ前の典型的なフレキシサービス

SS13	Vesuvius 2	22.80			16:35	Section 5
13A	Parc Fermé & Technical Zone IN	50.68	73.48	01:25	18:00	
13B	Parc Fermé OUT - Flexi Service IN			00:10 (min)		
	Flexi Service F (Football Stadium)	(72.59)	(161.06)	(233.65)	00:45	
13C	Flexi Service OUT - Parc Fermé IN					
	All cars must be returned to Parc Fermé no later than				21:00	
	Saturday totals	145.18	322.12	467.30		

注：

- ー すべての車両がパルクフェルメへもどらなければならない、フレキシサービス時間枠を計算する方法は：サービスインに最終競技参加者が到着する予定時刻+30分間の最大遅延時間+45分間のサービスタイム+15分間の「セーフティネット」。

4.6 ー 典型的なラリー終了

17B	Regroup OUT				11:45	Section 9
18		14.12	14.12	00:17	12:02	
SS18	Roja 2 (Power Stage)	7.25			12:05	
18A	Regroup & Technical Zone IN	65.13	81.38	01:15*	13:20	
18B	Regroup OUT - Service IN			00:10	13:23	
	Service J (Football Stadium)	(79.97)	(188.53)	(268.50)	00:10	
18C	Service OUT - Finish - Holding IN				13:33	
	Podium				14:00	
	Sunday totals	79.97	188.53	268.50		

TOTALS OF THE RALLY				
	SS	Liaison	Total	%**
Friday 18 October Sections 1, 2	136.21	292.98	429.19	31.70%
Saturday 20 October Sections 3, 4, 5	145.18	322.12	467.30	31.10%
Sunday 21 October Section 6	79.97	188.53	268.50	29.80%
Total - 18 SS	361.36	803.63	1164.99	31.00%

*ステージ終了時のTVプレゼンテーション用に公道セクションで延長タイムを許す。

**%=スペシャルステージの総距離のパーセンテージ。

上記のような表がアイテナリーの最終ページに含まれること。

5. ロードブック

5.1 一般要件

- － ロードブックは、FIAラリー選手権競技規則に従って配布されなければならない。
- － 全体のラリーについて1冊あるいは各レグに異なるロードブックでも構わない。異なるロードブックが使用される場合は、識別が明瞭な方法でできるものであること。
- － ロードブックはA5版（NACAM：法定文書サイズ）とし、左側を金属あるいはその他の適切な強度のあるもので綴じ、360°の見開きができること。
- － 印刷は両面で、紙の厚さは90gsm以上とする。
- － 印刷は白紙になされること。スペシャルステージおよび公道セクションの区別をするための色についての要件はなく、"Direction"（方向）の欄の網掛けによって識別できるようになっている（例を参照）。
- － 見出しは英語とその国の言語（任意）とする。
- － 各セクションで認められるタイムは、時間と分で表される。
- － 1ページの指示事項は6つ以下であること（1ページに6つ入る場合は、ヘッダーを例にあるように小さめにしなければならない）。
- － すべてのロードブックページには、ロードブックが完全であることをチェックできるよう、番号が付けられていなければならない。

5.2 最初のページ

- － ロードブックには事故の場合の手順を示すページおよび以下が含まれること：
 - ・病院のリスト／メディカルセンター
 - ・ラリー競技会本部および緊急出動サービスの電話番号
- － すべての使用されるシンボルマークを解説するページが、ロードブックの最初に掲載されなければならない。
- － トリップメーターの補正についての指示が含まなければならない。
- － ラリー全体について、「ポートレート」フォーマットのアイテナリーおよび地図（縮尺と北方向が示される）が、各ロードブックに掲載されなければならない。特定のレグのアイテナリーを示すページは、それに対応するレグ地図の反対側に掲載されることが推奨される。

5.3 指示ページ

全く同じラリールートが使用される場合（すなわち、2回の同一のセクションI）、オーガナイザーはルート指示解説1セットを印刷することで経済的に共通利用させるよう奨励される。この場合、各ページの見出しは、異なるTC、ステージおよびセクション番号を含むものでなければならない。2つの通過路がわずかでも異なれば、共通の指示解説セットは作成しない。

- － 各ロードブックは少なくとも1つのサービスパーク図面を含むこと。各到着についてサービスパークレイアウト図面を繰り返し掲載する必要はない。しかしながら、平面図はTC位置の変更があるところでは重要になる。

- ー リモートサービス、タイヤ取り付けゾーン、およびリモート給油ポイントのレイアウト図面が含まれること（実施のある場合）
- ー シェイクダウン、および／あるいはフリー走行／予選（実施される場合）、「スタートへ戻る」ループ（ある場合）、およびサービスパークからの／への公道セクションのルート指示を含める。
- ー 各公道セクションあるいはスペシャルステージのスタートに、ページを改めることが求められる。スペシャルステージの後のストップポイントから新しいページとする必要はなく、これは同じ公道セクションの続きとされる（例を参照）。
- ー 2つのジャンクションの間の部分的距離が200メートル未満である場合、ボックスの間の水平線は必要ない。
- ー 個々のステージ地図は以下を含むこと：
 - ・ 縮尺
 - ・ 地図の上の方角が北
 - ・ レッキのルート（別個のレッキロードブックがない場合のみ）
 - ・ 代替ルート
 - ・ スタート／フィニッシュ、およびすべての緊急出動車両ポイントの位置
- ー 各スペシャルステージおよび、リグループのスタートとフィニッシュおよびサービスパークのGPS位置が示されなければならない。これは、度、分および小数にて表記される。すなわち：139° 36.379'（WGS84－世界測地系）。
- ー コントロール位置の写真あるいは図解を含めることができる。
- ー スペシャルステージの場所を容易にするため、ステージの番号が、ページの横に付けられる（例を参照）。ページ印刷が両面ある場合、ロードブックを横から見て見えるように、この番号は外側の端に付けられる、すなわちページの反対側の綴じられた端。この番号はスペシャルステージに関するページにのみ付けられること。
- ー すべての中間緊急車両および救急車配備ポイントは、適切なシンボルマークで表示されていなければならない。
- ー 関連性のある場合には、道路の番号が含まれること。
- ー 方向合図の線の太さを異ならせ、進行方向ではなく、小さな（細い）／広い道を示すのに利用する。
- ー 「Direction（方向）」および「Information（情報）」の欄の間の太い垂直線は、路面がグラベルである場合は黒で塗られ、ターマックあるいは密閉された路面では、空欄（白）のままとする。
- ー TCとSSの間の距離は、情報のボックスに入れられなければならない（例を参照）

5.4 最終ページ

- ー ロードブックの最後に、異なる色の紙で、代替ルートを1つのセクションとして含めなければならない。
- ー ロードブックの最後に関するその他の要件：
 - ・ リタイア書式
 - ・ 問い合わせ書式

5.5 変更

ロードブックに変更が生じた場合（ブルテンなどで）、変更された指示ボックスが示されるだけでなく、最後と最初の有効な指示ボックスも番号を伴って印刷されなければならない。変更を受けたページはロードブックに挿入されるように、A5版で発行されること。

5.6 その他の有用な情報

- ・ ランドアバウトのような、長いジャンクション図面にトリップメーターポイントが推奨される。
- ・ 公道セクション上に、もうひとつのSSからあるいはSSへのジャンクションが明らかにされ、ラリー交通の接近が記載されること。
- ・ 競技参加者のタイム記録ページ
- ・ 次のページ上のジャンクションが間断なく続く場合、各ページの下部に次のジャンクションの忠告を入れる。
- ・ ヘリコプターポイントが記載されること。

Example:

2022.12.08 発行

6. 標準のFIAタイムカード

6.2 一般

- － 予選ステージのためのタイムカードが発行されなければならない（実施される場合）。
- － 少なくとも各セクションに別のタイムカードが発行されなければならない。
- － 時間と分は常に**00.01**－**24.00**のように示され、経過した分のみが計算される。
- － タイムカードは、各セクションの終了時点で発行され収集される。使用されたタイムカードは次に、チームが競技結果をチェックする際に利用可能となる。理想的には新しいカードがレグの4 5分間サービスに使用されること（フレキシサービス**B**の例がある通り）
- － オーガナイザーは**FIA**に対し、書面によるシステムの変わりに電子タイムカードの使用を提案することができる。そのようなシステムの使用は、使用される前に**FIA**の承認を受けなければならない。

6.2 紙面構成

- － 次の例を参照
- － 中央の欄は、競技役員が記入するところで、右側の欄は、競技参加者が記入する。
- － 以前の車両番号は任意である。それは安全検査のために複数のラリー競技会で使用される。このボックスが使用される場合は、「暫定スタートタイム」のボックスの下に置かれる。
- － サイズは**9.9cm×21cm**（A4 版のシートにタイムカードが3枚印刷できるように）あるいは**11cm×18.5cm**
- － ボックスのサイズは**1cm**
- － カードは少なくとも**300gsm**カードであるが**270µm**のポリスターペーパーであること（悪天候に備え）。ポリスターペーパーは防水であるが、簡単に折りたたむことができないことに注意。代替としては、カバー付きタイムカードを作成することである。すなわち、**22cm×18.5cm**の折りたたみ式カードで、記入部分を保護するカバーが付いているもの。
- － **TC**が多い場合、裏面の印刷をするか、並べたデザイン（内側に折りたたむ）ものを使用できる。
- － 印刷の使用色は自由。たとえば、オーガナイザーはスポンサーの色を使用したり、あるいは各セクションで色を変えたり、単純にグレーと黒でもよい。

カード紙面構成例

Logo of Rally	Car No. 	Free Practice & Qualifying 14 Jan 2012		
TC QS	Free Practice 5.48 km			
	H M S 1/1000			
	PROVISIONAL START FREE PRACTICE H M → H M			
	H M S 1/1000			
TIME TAKEN				
SSS QS	Free Practice 5.48 km			
	H M S 1/1000			
	PROVISIONAL START FREE PRACTICE H M → H M			
	H M S 1/1000			
TIME TAKEN				
TC QS SSS QS	Qualifying Stage			
	APPROVAL TC QS H M			
SSS QS TC PF	Qualifying Stage 5.48 km			
	H M S 1/1000			
	PROVISIONAL START QS H M → H M			
	H M S 1/1000			
TIME TAKEN				TARGET TIME 00 48
TIME TAKEN				COMPETITOR USE DUE TIME H M
TIME TAKEN				TC PF H M

Logo of Rally Car No. Timecard A 15 Jan 2012			
TC 0	Start	ACTUAL START H M TC 0 ▶ TARGET TIME 01 10 TC 1	COMPETITOR USE DUE TIME H M TC 1
TC 1	SS 1 Stage Name 23,76 km	FINISH TIME H M S 1/10 ▶ TARGET TIME 00 35 TC 2	COMPETITOR USE DUE TIME H M TC 2
TC 2	PROVISIONAL START SS 1 H M ACTUAL START H M STOP M S 1/10 TIME TAKEN H M TC 2	COMPETITOR USE DUE TIME H M TC 3	
TC 3	SS 2 Stage Name 11,79 km	FINISH TIME H M S 1/10 ▶ TARGET TIME 01 05 TC 3	COMPETITOR USE DUE TIME H M TC 3
TC 3A	PROVISIONAL START SS 2 H M ACTUAL START H M STOP M S 1/10 TIME TAKEN H M TC 3A	COMPETITOR USE DUE TIME H M TC 3A	
TC 3A	SS 3 Stage Name 34,19 km	FINISH TIME H M S 1/10 ▶ TARGET TIME 01 30 TC 3A	COMPETITOR USE DUE TIME H M TC 3A
TC 3A	Regroup/TechZone	TARGET TIME MIN 00 03 MAX 00 13 ▶ PROVISIONAL START H M	COMPETITOR USE DUE TIME H M TC 3B
TC 3B		H M TC 3B	COMPETITOR USE DUE TIME H M TC 3B

Logo of Rally	Car No.	Timecard B 15 Jan 2012	
TC 3B	Regroup/TechZone OUT/Service IN ACTUAL START H M TC 3B ▶ TARGET TIME 00 30 H M TC 3C		COMPETITOR USE DUE TIME H M TC 3C
TC 3C	H M TC 3C		
TC 3C	Service OUT TARGET TIME 01 12 H M TC 4		COMPETITOR USE DUE TIME H M TC 4
TC 4	H M TC 4		
TC 4	SS 4 Stage Name 20.35 km PROVISIONAL START H M SS 4 ▶ ACTUAL START H M SS 4 ▶ TARGET TIME 02 00 H M TC 5		COMPETITOR USE DUE TIME H M TC 5
TC 5	H M TC 5		
TC 5	SS 5 Stage Name 8.90 km PROVISIONAL START H M SS 5 ▶ ACTUAL START H M SS 5 ▶ TARGET TIME 00 47 H M TC 6		COMPETITOR USE DUE TIME H M TC 6
TC 6	H M TC 6		
TC 6	SS 6 Stage Name 29.90 km PROVISIONAL START H M SS 6 ▶ ACTUAL START H M SS 6 ▶ TARGET TIME 01 15 H M TC 6A		COMPETITOR USE DUE TIME H M TC 6A
TC 6A	H M TC 6A		

Logo of Rally Car No.		Timecard F 17 Jan 2012	FIA
TC 21	SS 21 4.35 km FINISH TIME H M S 1/1000	COMPETITOR USE	
	PROVISIONAL START SS 21 H M ACTUAL START H M TARGET TIME 0123 STOP H M S 1/1000		
TC 21A	DELAY TIME H M START TIME + TARGET TIME + DELAY TIME = DUE TIME H M	TC 21A	
TC 21A	Technical Zone	COMPETITOR USE	
TC 21B	ACTUAL START H M TARGET TIME 0003		

Logo of Rally		Car No.	Flexi Service B		
		15 Jan 2012			
TC 6B	Flexi Service A				COMPETITOR USE
	TIME AT TC		▶	TARGET TIME	DUE TIME
				00 45	
	TC 6B		TC 6C	TC 6C	
TC 6C					

Logo of Rally		Car No.	Restart		
Parc Fermé OUT/Service IN					COMPETITOR USE
ACTUAL START		▶	TARGET TIME	DUE TIME	
			03 00		
Parc Fermé OUT		Parc Fermé IN			

7. 標準エントリーフォーム

RALLY / ASN LOGO LOGO RALLYE / ASN	NAME OF THE RALLY NOM DU RALLYE	FIA CHAMPIONSHIP LOGO LOGO CHAMPIONNAT FIA
---------------------------------------	------------------------------------	---

INDIVIDUAL ENTRY FORM

FORMULAIRE D'ENGAGEMENT INDIVIDUEL

	COMPETITOR CONCURRENT	FIRST DRIVER PREMIER PILOTE	CO-DRIVER COPILOTE
Competitor name <i>Nom du concurrent</i>			
Surname <i>Nom de famille</i>			
First (given) name <i>Prénom</i>			
Date of birth <i>Date de naissance</i>			
Place of birth <i>Lieu de naissance</i>			
Nationality (as licence) <i>Nationalité (comme licence)</i>			
Postal address <i>Adresse postale</i>			
Passport number <i>Numéro de passeport</i>			
Address for correspondence (1, 2 or 3) <i>Adresse pour la correspondance (1, 2 ou 3)</i>	1.	2.	3.
Telephone nr. (bus.) <i>N° de téléphone (pro)</i>			
Telephone nr. (priv.) <i>N° de téléphone (perso)</i>			
Mobile phone nr. <i>N° de téléphone mobile</i>			
E-mail address <i>Adresse e-mail</i>			
Competition licence nr. <i>N° de licence compétition</i>			
Issuing ASN <i>ASN d'appartenance</i>			
Driving licence nr. <i>N° de permis de conduire</i>			
Country of issue <i>Pays de délivrance</i>			

DETAILS OF THE CAR

DETAILS DE LA VOITURE

Make <i>Marque</i>		Registration nr. <i>N° d'immatriculation</i>	
Model <i>Modèle</i>		Capacity <i>Cylindrée</i>	
Year of manufacture <i>Millésime</i>		Chassis nr. <i>N° de châssis</i>	
Group/Class <i>Groupe / Classe</i>		Engine nr. <i>N° de moteur</i>	
Homologation nr. <i>N° d'homologation</i>		Predominant color <i>Couleur principale</i>	
Country of registration <i>Pays d'immatriculation</i>		Tech. Passport nr. <i>N° de passeport technique</i>	

TYPE OF ENTRY

TYPE D'ENGAGEMENT

Trade/Legal etc. <i>Commercial / Légal etc.</i>	
Private/Amateur <i>Privé / Amateur</i>	
Organisers' optional advertising accepted <i>Publicité facultative des organisateurs acceptée</i>	Yes / No <i>Oui / Non</i>

ENTRY FEES

DROITS D'ENGAGEMENT

(For this entry form to be valid, it must be accompanied by the appropriate entry fees, a banker's draft or details of a bank transfer, etc.)
(Pour que ce formulaire d'engagement soit valide, il doit être accompagné des droits d'engagement appropriés, d'une traite bancaire, de détails concernant un transfert bancaire, etc.)

エントリーフィー

(このエントリーフォームが有効となるには、適切なエントリーフィーを添えて申請されなければならない。競技参加者の ASN に全額が支払われた領収書、銀行小切手あるいは銀行振り込み明細など)

シード情報 (競技参加者によって記入される)

SEEDING INFORMATION (to be completed by competitor)
INFORMATION SUR LES PILOTES PRIORITAIRES (à compléter par le concurrent)

Driver name <i>Nom du pilote</i>		Car <i>Voiture</i>		Class <i>Classe</i>	
-------------------------------------	--	-----------------------	--	------------------------	--

Current FIA priority <i>Actuelle priorité FIA</i>	Yes / No <i>Oui / Non</i>	Previous FIA priority <i>Ancienne priorité FIA</i>	Year(s): <i>Année(s) :</i>
Current national seeded <i>Actuel priorité nationale</i>	Yes / No <i>Oui / Non</i>	Previous national seeded <i>Ancienne priorité nationale</i>	Year(s): <i>Année(s) :</i>
Title and year of any Championship won <i>Titre et année de tout championnat remporté</i>			

	Year <i>Année</i>	Event <i>Epreuve</i>	Car <i>Voiture</i>	Group <i>Groupe</i>	O/A position <i>Cl. général</i>	Class position <i>Cl. de classe</i>	Finishers <i>Classés</i>
INTERNATIONAL							
NATIONAL							
OTHER / AUTRE							

免責事項誓約書

(実施されている国内法規および規則により文言は異なる)

承認および合意

私は自署により、エントリーフォームに記載したすべての情報は正しいものであり、上記の免責事項および条件を完全に承認、合意し、本ラリー競技会への私の参加に関するすべての事項および条件を受け入れることをここに誓約いたします。
(実施されている国内法規および規則により文言は異なる)

ASN stamp* <i>Timbre de l'ASN*</i>	Signature of competitor <i>Signature du concurrent</i>	Signature of driver <i>Signature du pilote</i>	Signature of co-driver <i>Signature du copilote</i>
---	---	---	--

*あるいは、エントリーを許可し承認するエントリーントの ASN からの書簡

Date : _____

8. エントリーリスト

8.1. ヨーロッパ選手権のみの、暫定エントリーリスト

競技会特別規則書にあるエントリー締め切り次第、オーガナイザーは、オーガナイザーのウェブサイト公表する前に、優先グループによる数字順の**暫定エントリーリスト**をFIAへ検証のため送付する。FIAはそれについて意見があればそれを付けて返信する。FIAによる承認が得られた後、エントリーリストが公表できる。

- 1) **暫定エントリーリスト**は、「FIAの承認を条件とする」という脚注を付けて競技会のウェブサイト公表することができる。このリストは優先グループによる数字順で作成される。
- 2) **暫定エントリーリスト**は、FIAに検証のため送付される。
- 3) FIAはそれについて意見があればそれを付けて返信し、**ERC**優先ドライバーの承認済みリストをオーガナイザーに3日以内に提出する。

8.2 エントリーリスト

エントリーリストには以下が含まれる：

- ・ 割り当てられる競技番号
- ・ 競技ライセンスに記載されている競技参加者のフルネーム（国籍はなし）
- ・ ドライバー／コ・ドライバーの氏名とそれらの国籍（ライセンスに従う）
- ・ エントリーする車両の銘柄とモデル
- ・ エントリーする車両の公認番号
- ・ FIAテクニカルパスポート番号（ERCおよびMERCのラリー2およびRGT車両）
- ・ ドライバーのFIA／選手権優先状況。非優先ドライバーの順番は、オーガナイザーに任される。

8.3 エントリーリスト修正版

最初のエントリーリスト発行、参加確認および／または車検後、エントリーリストが修正される場合、"エントリーリスト修正版"は発行日時とともに公開されなければならない。

9. スタートリストおよび競技結果

スタートリストおよび競技結果は、競技会特別規則書あるいはブルテンに記載されている時刻よりも早く掲載できるが、リストに記載されている時刻は、**常に**競技会特別規則書あるいはブルテンに記載されている時刻で**なければならない**。「時刻の設定された」リストの発表が遅れた場合、競技長は新しい掲載予定時刻を示す連絡を公示する。

9.1 フリー走行／予選ステージ（適用のある場合）

a) 予選ステージのスタートリスト

- － 書類検査と車検の後で作成される。
- － 競技審査委員会に承認の後で競技長が署名し、競技会特別規則書に決められている時刻に発表される。

- － すべての参加資格のある競技参加者に、TCQS到着スタート時刻（あるいは少なくとも車両と車両の間隔）を与える。
- － 「ただし、車両No.---は再車検に合格することが必要」という表示の脚注。

b) 予選ステージの暫定結果

- － 予選ステージを完了したすべての競技者が含まれていなければならない。
- － 競技審査委員会の承認後に競技長が署名し、競技会特別規則書に決められている時刻に発表される。

c) 予選ステージの最終結果

- － 競技審査委員会に承認、署名され、抗議の締切後に発表されなければならない。

9.2 セレモニアルスタートのスタートリスト

- － 書類検査と車検の後で作成される。
- － 競技審査委員会に承認の後で競技長が署名し、競技会特別規則書に決められている時刻に発表される。
- － すべての競技参加者に、スタート時刻（あるいは少なくとも車両と車両の間隔）を与える。

あるいは

レグ1／セクション1（SSS）のスタートリスト

- － 書類検査と車検の後で、または予選後のスタート位置選択の後で作成される（適用のある場合）。
- － 競技審査委員会に承認の後で競技長が署名し、競技会特別規則書に決められている時刻に発表される。
- － すべての競技参加者に、スタート時刻を与える1組になった時刻であってよい。
- － 「ただし、車両No.---は再車検に合格することが必要」という注釈。

および／あるいは

レグ1（SSSなし）のスタートリスト、あるいはレグ1／セクション2のスタートリスト

- － 書類検査と車検の後で作成される。
- － 競技審査委員会に承認の後で競技長が署名し、競技会特別規則書に決められている時刻に発表される。
- － すべての競技参加者に、スタート時刻を与える。
- － 「ただし、車両No.---は再車検に合格することが必要」という注釈。

9.3 ラリーの各レグ（最終レグを除く）

a) 最終SS（SSSを含まない）の後の非公式順位認定

- － 競技審査委員会による審査目的で作成され、署名されない。

b) その後続くレグのスタートリスト

競技長が作成する。競技審査委員会は再配置を実施することができる。

- － 競技長が署名し、競技会特別規則書に決められている時刻に発表される。
- － ラリーから撤退したことが宣言されていないリタイアしたクルーが含まれる。

- 「ただし、第55条に従い再スタートするすべてのリタイアした車両No.---は再車検に合格することが必要」という注釈。

c) レグ'x'後の一部非公式順位認定

- 競技長が署名し、実際の掲示時刻付で発行される。
- すべての罰則が分かり、すべての期待される車両が夜間パルクフェルメに入った時点で作成される。

9.4 ラリーの最終レグ

d) 暫定最終順位認定

- ラリーを完走したすべての競技参加者が含まれる
- 競技審査委員会に承認の後で競技長が署名し、競技会特別規則書に決められている時刻に発表される。
 - ・ 「ただし、最終車検の結果に従う」（完全な順位認定のため）
 - ・ 「ただし、次の車両については、慣例の燃料分析の結果に従う：No.--」（ラリー競技会で燃料の分析結果が入手できない場合）
 - ・ 「ただし、次の車両については、FIAの実施する追加検査を受けることが必要：No.---」
 - ・ 「ただし、次の車両については、競技審査委員会の決定に従う：No.--」
 - ・ 「ただし、次の車両については、完全なエンジン査察の結果に従う：No.---」

e) 最終順位認定

- ラリーを出走したすべての競技参加者を含む：
- ラリーを完走すべての競技者
 - “DNF”と印をされたリタイアしたすべての競技者
 - “DNC”と印をされた競技長からクラスを移動されたすべての競技者
 - “DIC”と印をされた失格となったすべての競技者
 - 抗議受付時刻終了後で最終車検の終了後、競技審査委員会の決定した暫定順位結果発表（注：抗議可能な60分の時間制限を考慮すること）後に、競技審査委員会によって承認され署名され発行されたもの：
 - 以下の注釈を追加する必要がある（該当する場合）：
 - ・ 「ただし、次の車両については、慣例の燃料分析の結果に従う：No.--」（ラリー競技会で燃料の分析結果が入手できない場合）
 - ・ 「ただし、次の車両についてはFIAの実施する追加検査を受けることが必要：No.---」
 - ・ 「ただし、次の車両については車両No.---の競技参加者により提出された控訴結果に従う：No.---」
 - ・ 「ただし、次の車両については、完全なエンジン査察の結果に従う：No.---」

9.5 選手権ポイントの計算

ボーナスポイントが適用可能な選手権の対象となるラリーについて（RRSR第3条1項2）オーガナイザーはFIAに送付される前に競技審査委員会がポイント配点を承認することができるよう、各レグの暫定順位認定を提供しなければならない。

10. メディア安全ブック

特に映像メディアに向けて安全ガイドを作成する必要がある。この安全ブックの最小推奨内容は、以下に一覧される。メディア安全ブックは、ラリーのスタート前にメディアに配布されること。

この安全ブックを最も準備を整えて作成するために、オーガナイザーは：

- 1) ラリーの競技ルートが決まり次第、プレスオフィサーと安全オフィサーを伴って、スペシャルステージを査察するために、経験豊富なモータースポーツプロフォトグラファーおよび／あるいはカメラマンを招聘する。
- 2) フォトグラファーおよびTVクルーが使用するための、各ステージにいくつか設置される安全エリア（「フォトエリア」）を確認する。可能であれば、ステージ終了地点に加えて、これらのエリアにできるだけ近く専用のタバードメディア駐車場がなければならない。スペースの制約および／あるいは安全上の問題で、アクセスができない場合、メディア安全ブックで明確に連絡されなければならない。
- 3) これらの「フォトエリア」は、出来上がりを描写する写真を添えて書面に記載されること。また、各位置を示す図解で以下を詳述すること：
 - ・ SS番号および距離
 - ・ タバードメディア用SS道路閉鎖時間
 - ・ 最初の車両のSSスタート時刻
 - ・ ロードブック参照およびGPS参照
 - ・ フォトエリアの特別ゾーン
 - ・ 観客エリア
 - ・ タバードメディア駐車場
 - ・ アクセスロード
 - ・ SSスタート／フィニッシュからフォトエリアのSS道路上の距離
 - ・ 安全テーピング
- 4) すべての提案された図解は、安全オフィサーによって承認されること。
- 5) 承認された図解は、メディア安全ブックの1つのセクションを構成する。
- 6) この安全ブックは以下も含む：
 - ・ タバード所持者がどのエリアへアクセスできるのか、またどのような行動を実行できるのかについての記載。最低でも、このセクションは英語と、開催地の言語で作成されること。
 - ・ 例：
 - － タバード所持者は、観客テープ／マーカ境界線の直前を歩くあるいは立つこと、ステージの1地点から他地点へおよび／あるいはラリー車両の通過間隔の間にステージを横切ることが、常にマーシャルの安全指示に従って、認められること。さらに、タバードメディアは、同じステージの走行と走行の間に、ラリールートの方へ、スペシャルステージを出ることが認められる。これは、そのことがメディア安全ブックに確認できる場合にのみ認められ、またラリー車両の初回通過後に道路開放がステージコマンダーにより告知さ

れた後でのみ実行できる。

- － タバード所持者のみが利用できる特定のフォトエリアは、相応にテープが張られ、アクセス制限標識で示される。メディアマーシャルは、メディアの必要、義務および権利について特にブリーフィングを受け、フォトエリアにおいて識別される。
- － マーシャルおよび警官が立っているエリアは、安全な場所とみなされる：タバードメディアはこれらの安全オフィシャルと共に立つことが認められる。
- ・ 予備道路、交差道路、閉鎖地点、撮影エリア、タバードおよびメディア駐車場を伴う、すべてのステージの全体地図。
- ・ すべての許可されているパス、タバード（恒久的なもの、およびラリーごとに指定のもの）およびメディアとタバードメディアカーパスの完全な見本。
- ・ メディア用施設の付表に記載されている、メディア（メディア安全および識別）の識別および取り扱い。

オーガナイザーは、地域的状況およびタバードメディアの参加予想人数により、各フォトエリアに求められる準備レベルが異なることを配慮すること。

FIAメディアデリゲートは、すべてのステージコマンダーおよび、安全およびセキュリティのスタッフといったすべてのタバード保持者に配布されるべきメディア安全ブックの制作を支援するためオーガナイザーが自由に使用することができる。

付則III - 安全

国際モータースポーツ競技規則付則H項の第5条には、道路および救急サービスの監督に関する推奨事項が定められている。これらの推奨事項はラリー主催者の指針となり、尊重されるべきである。

さらに、すべてのイベント主催者は、FIAラリー安全ガイドラインの最新版に従うことが強く推奨される。各主催者は、一般市民とクルーの安全性を向上させるために、追加的な要素を導入することが認められている。

プライベートテストの開催やASNセーフティデリゲートの役割に関するガイドラインも用意されている。

これらの書類の最新版は <https://www.fia.com/rally-safety> で入手可能である。

付則Ⅳ - 表彰式**1. 要件**

- 1.1** 表彰式は、最終サービスパークに先頭車両が到着して1時間以内に行われること。
- 1.2** オーガナイザーは、クルーが正確な順序でランプを通過することを確実にするようフィニッシュ地点の待機場所を設営すること。適切なパスを所有するメディアおよび要員は、このエリアに立ち入りを許可されなければならない。
- 1.3** オーガナイザーはセレモニーの手順に責任を負う役員（式典長）の指名をしなければならない。
- 1.4** フィニッシュ地点のランプには、アーチの下を通過できる通路があり、ラリー競技の名称およびロゴ、選手権ロゴそしてFIAロゴがはっきりと提示されていなければならない。ランプの前には、撮影者用とTVクルー専用のエリアを理想的には突き出している形状で設置すること。ランプへと導く通路またそこからの出口通路には、公衆の接近を防ぐための金属製柵で仕切られなければならない。
- 1.5** ランプアーチは、車両のノーズ部が退路側へ下るように正しい位置に置かれたとき、車両のドア開閉やクルーが出る妨げとならないこと。
- 1.6** ポディウムの後方あるいは側方は、旗竿が配され、撮影者用台側から見て左から右へとたたみかけように、ASN旗（任意）、主催国の国旗、FIA旗（これらの旗は連続的に掲揚する）、総合順位の上位3位のドライバーの国旗が掲揚されること。その他の競技参加者の追加国旗も、オーガナイザーの裁量にて掲揚できる（連続的に掲揚する）。
- 1.7** オーガナイザーは、総合順位3位、2位、1位のクルーのみが使用するために、「オリンピック形式」の台座を提供し、撮影専用エリアから撮影者／TVクルーが写真およびビデオを撮ることができるように配置させなければならない。
- 1.8** 1名につき1賞典（カップあるいはトロフィー）のみを、各クルーに1つまた優勝競技参加者代表者に1つを授与することが推奨される。オーガナイザーは、賞を渡す者が表彰台側面から近づいて、その後速やかに立ち去ることを確実にする責務がある。
- 1.9** 賞典授与者は最大で6名が認められる。
- 1.10** 総合順位で3台の優勝車両のために隣接した駐車場（あるいは最終パークフェルメ）があり、悪天候の場合にクルーが待機する屋根のある場所があること。
- 1.11** 表彰式典に関連するチームおよび最終車検に車両を提出するよう求められたチームは、車両をパークフェルメ、あるいは最終車検場へ移動させるために、代表者1名を出さなければならない。
- 1.12** 競技参加者にフィニッシュ手順を周知することはオーガナイザーの責務である。

2. 手順（式典長の管理下におかれること）

理想的な順序は以下に示す通りであるが、最終サービスの後、式典をできるかぎり早く実施するために、この手順に修正を行うことができる。

- － 10位から1位の完走者
- － 勝者クルーによるランプ上でのシャンパンファイト
- － 要請があった場合に、優勝クルーに合流するチーム
- － 総合3位までのクルーおよび優勝競技参加者代表者が、オリンピック形式の台座へ呼び出される
- － その3クルーおよび優勝競技参加者代表者へトロフィーの授与
- － 国歌&国旗、3クルーによるシャンパンファイト、記者会見へ移動（行われる場合）
- － ジュニアおよびサポート選手権の勝者クルーへトロフィーの授与
- － その他の競技参加者

- 2.1** オーガナイザーには、プレフィニッシュセレモニー演出（仏語：映像）を手配し、公衆への実況解説システム準備を用意することが推奨される。
- 2.2** フィニッシュ地点の待機場所（柵がはられ、管理される。適切なパスを持ったメディアおよび要員のみが認められる）からのスケジュールは次の通り：
- 2.3** 総合順位で10位から4位となったクルーはランプの頂上まで運転し、登りきってドアを開け、車両から降り賞典を受け、台から降りて戻りパルクフェルメまたは最終車検場に運転していく。
- 2.4** 総合3位となったクルーが運転してランプ上に上がる。車両のノーズ部がランプ出口に下る状態で停止する。クルーは車両のいずれかの側から降り立ち、ドアを開けたままにし、ドライバーがインタビューを受ける。次に、ランプから降りて駐車場あるいはパルクフェルメ（隣接している場合）へ運転して行き、そこでチームの代表者が車両を引き受ける。クルーは徒歩で待機場所へ戻る。
- 2.5** 総合2位は、上述3位と同様の手順を行う。
- 2.6** 優勝クルーは車両ランプ上まで運転していき、車両のノーズ部がランプ出口に下る状態で停止する。クルーは車両を降り、ドアを閉めて役員によりインタビューを受ける。クルーは次にボンネットに登り、開栓の準備がされたシャンパンのボトルを2本受け取り、シャンパンファイトを行う。事前に合意があれば、チーム員もそれに合流する。チーム員はランプを退場。車両は式典終了までランプに留まる。
- 2.7** すでに配置されていなければ、ポディウム台は地上のランプ／優勝車両前の位置に移動される。
- 2.8** 2位と3位のクルーは次に待機場所より呼ばれ、適切な台座位置の後方に立つ。
- 2.9** 政治高官および／あるいはスポンサー（最大6名）が賞典授与を促される。
- 2.10** 促されたクルーは3位、2位、1位の順にその位置へ登る。3位のクルーより順に、授与者は賞を持って各クルーの前へ進み出て授与し、クルーごとに繰り返し、最後

に優勝者に渡した後、速やかに撮影者およびTVクルーの視界より出て戻る。

- 2.11** 各クルーが賞典を受領した後、優勝競技参加者代表者がクルーの方へ進み出るよう求められ、優勝クルーの前に立ちトロフィーを授与され、片側に移動する。
- 2.12** 優勝ドライバーの国歌（競技者ライセンスに従う）が奏される。優勝ドライバーの国歌が奏されている間に、上位3位のドライバーの国旗が標準のオリンピック典礼通りに掲揚される。国歌が奏されている間、クルーは帽子を被ってはいならない。またはサングラスは外さなければならない。国歌吹奏後、開栓の準備のされた6本のシャンパンファイトを追加して行うことができる。
- 2.13** クルーは、最終記者会見のためにプレスルームへ移動する（実施される場合）。
- 2.14** 優勝車両はチーム代表者が運転し、パルクフェルメあるいは最終車検場に移動する。
- 2.15** その他表彰車両は技術者によって最終車検場またはパルクフェルメへ移動される。オーガナイザーにより護衛が出される。
- 2.16** その他のクルーは全員、予定時刻／順序でランプを通過し、その際オーガナイザーの裁量でクルーが紹介される。
- 2.17** 表彰式典の長さは、付則Ⅸ第33条4に定める最終車検に必要とされる時間を損なわないこと。

付則V - タイヤの公認

次のラリーに以下が適用される：

- － F I A 世界ラリー選手権
- － F I A レジヨナルラリー選手権
- － F I A 国際シリーズ（ラリー）

公認されたターマックタイヤ一覧

- － 公認されたタイヤ一覧は F I A ウェブサイト「Regulations」から入手可能。

ラリースタートの少なくとも2週間前に、タイヤ供給業者はFIA公認を得るために、そのラリー競技会で使用される予定のトレッドパターン（含複数）の図面（含複数）をFIAに提出する。

A / ターマックタイヤ規定

1. 世界ラリー選手権参加の4WD車両

- － 世界ラリー選手権参加の4WD車両のタイヤは、FIA世界ラリー選手権規則第13条2項に合致しなければならない（WRC車両についてはリストNo.1その他すべての4WD車両についてはリストNo.2）

2. その他の車両：

公認（トレッドパターンおよびサイズ）：

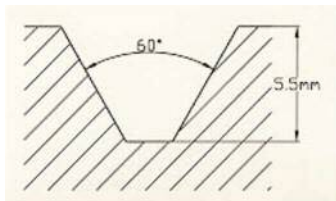
2.1 すべてのタイヤは、モータースポーツ競技で使用するために、すべての適用される法的要件を満たしていなければならない。

2.2 トレッドパターンはモールド（成形）でなければならない。

2.3 コントロールエリア：

リム/タイヤ組立幅	長さ×幅 mm×mm	表面 mm ²	17%率 mm ²	21.5%率 mm ²	27.5%率 mm ²
8.5 - 9 インチ	170×140	23800	4046	4998	6545
8 - 8.5 インチ	161×140	22540	3832	4733	6199
7.5 - 8 インチ	148×140	20720	3522	4351	5698
7 - 7.5 インチ	142×140	19880	3380	4175	5467
6.5 - 7 インチ	133×140	18620	3165	3910	5121
6.5 インチ未満	124×140	17360	2951	3646	4774

2.4 コントロールエリアでは、セクション内で（図解）のブロック間を最大60°の角度で、グループによって深さ最小5.5mm幅2mm削られる表面は、全表面積の少なくとも17%を占めていなければならない。



2.5 コントロールエリアでは、セクション内で（図解）のブロック間を最大60°の

- 角度で、グループによって深さ最小**1.8mm**削られる表面は、全表面積の少なくとも**21.5%**を占めていなくてはならない。
- 2.6 コントロールエリアでは、半径の線を通るグループの幅の合計は少なくとも**16mm**でなくてはならない。
- 2.7 ブリッジブロックと表面の溝は、幅が**2mm**未満である場合はトレッドパターンの一部と見なされる。
- 2.8 少なくとも2本の円周線/円周線の最小合計幅＝**12mm**
- 2.9 ラリー競技会期間中は常に、車両に取り付けられたタイヤのトレッドの深さは、トレッドパターンの少なくとも**4分の3**に渡り**1.6mm**を下回ってはならない。製造者はこの磨耗が目に見えるように、見える制御マークを提供しなければならない。
- 2.10 各タイヤは、FIAバーコード供給業者により供給された、特定の恒久的成形バーコード番号を有していなければならない。

B／ウェットターマックタイヤ規定 (18インチリムのみ)

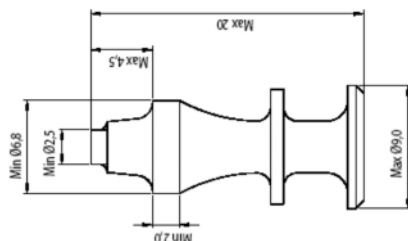
- コントロールエリアでは、セクション内で（図解）のブロック間を最大**60°**の角度で、グループによって深さ最小**5.5mm**幅**2mm**削られる表面は、全表面積の少なくとも**27.5%**を占めていなければならない。
- コントロールエリアでは、半径の線を通るグループの幅の合計は少なくとも**16mm**でなくてはならない。
- コントロールエリアでは、円周線を通るグループの幅の合計は少なくとも**4mm**でなくてはならない。
- 少なくとも2本の円周線/円周線の最小合計幅＝**12mm**
- ラリー競技会期間中は常に、車両に取り付けられたタイヤのトレッドの深さは、トレッドパターンの少なくとも**4分の3**に渡り**1.6mm**を下回ってはならない。
- 各タイヤは、FIAバーコード供給業者により供給された、特定の恒久的成形バーコード番号を有していなければならない。

C／スノータイヤ規定 スノータイヤ

- スノータイヤはタイヤ公認の必要はない（WRCリスト**No.1**および**No.2**を除く）溝付け率は**25%**を超えなければならない（第2条3項段落A参照）。

7インチ×15インチリム

7インチ×15インチリムに取り付けられるアイスタイヤのスタッド寸法は以下の通り：



競技会中にスタッドタイヤを使用することができる。それらは次の規定に従っていなければ

ばならない：

- － スタッドは、中実、円筒形、フラットカットとする
- － スタッドの断面は、あらゆる点で完全な円でなければならない
- － スタッドはあらゆる点で管状にすることはできない
- － スタッドの本体は均質でなければならない、いかなる場合でも管や穴を形成することはできない。
- － フランジの最大直径は9ミリメートルとする
- － スタッドの中央にある金属コアの最小直径は2.5ミリメートルとする。それは、円筒形で、均質でフラットカットでなければならない
- － スタッドの長さは20ミリメートルに制限される
- － スタッドの重量は4グラムに制限される
- － スタッドは外側からタイヤに取り付けなければならない
- － スタッドの数は、ホイールの円周の任意のデシメートルあたり20を超えてはならない

測定は、タイヤの非加圧部分にパターンを付けて行う。パターンの長さは30cmであり、パターン内には60本を超えるスタッドがあってはならない。

スタッドの数が30cmのセクションで60を超える場合、次の30cmのセクションでさらにチェックが行われ、両方のセクションのスタッドの総数は最大120でなければならない。

8インチ×18インチのリム

8インチ×18インチのリムに取り付けられたスノータイヤのスタッド寸法は、次の点に従わなければならない：

- －トレッドの外側を通して導入された円筒形のシングルポイントスタッドのみが認められる。それらは決してトレッドを通らないこと。

それらは、次の事項を厳しく守らなければならない：

- － 最大ベース直径：6.5mm、公差を含む。 重量：2グラム；
- － 新品のタイヤの表面を越えるスタッド突出部：最大2mm；
- － ポイントを含む総スタッド高さ：15mm。公差最大0.5mm；
- － カバーされる表面密度；
- － スタッドの数は、47mmの中心バンドを除いてホイールの円周の任意のデシメートルあたり10を超えてはならず、その中心バンドは自由にしなければならない。
- － 手動または機械的に取り外し可能なスタッドは禁止される。

D／グラベルタイヤ規定

- － グラベルタイヤはタイヤ公認の必要はない（WRCリストNo.1およびNo.2を除く）溝付け率は25%を超えなければならない（第2条3項段落A参照）。

付則 IX - 組織上の要件に関する詳述

以下の規定はオーガナイザーのためだけのものであり、競技参加者に対する規定としての付則ではない。しかしながら、オーガナイザーはこの付則IXのすべての条項を遵守しなければならない。

条項の番号は、FIAレジョナルラリー競技規則との関連を示している。

選手権およびポイント

3. 選手権要件

3.3 ラリーの参加資格

候補ラリーが選手権の対象として資格を得るには、当該選手権に対象となる年の前年に開催されており、FIAにより任命されたデリゲート作成の報告書が満足のいくものであった場合のみである。

3.4 選手権ラリーの取り消し

選手権の対象となったラリーが取り消された場合、FIAがその取り消し事由を不可抗力であると認めない限り、翌年のその選手権の対象とならない。

3.5 報告書

3.5.1 各ラリーにて、FIAはFIA競技役員と共同して報告書を作成し、関連のあるFIA委員会がそれを再検討する。

3.5.2 オブザーバーの報告により、規定遵守がなされていない、あるいは十分な基準が満たされていない点があったとする何れかにより合格基準を満たさないと判断された一切の選手権ラリーは、翌年の選手権には受け入れられない。

3.6 候補ラリー競技会

FIA選手権の候補となるラリーの場合、FIAが別途決定しない限り、関係する選手権の規則は、合理的に可能である限り遵守されること。

3.7 世界ラリー選手権併催のレジョナル選手権ラリー競技会

FIAレジョナル選手権ラリー競技会のオーガナイザーは、世界ラリー選手権のラリー競技会構成の中にレジョナル選手権の1戦を組み込む計画をする場合は、FIAに通知しなければならない。

10. ラリーの特性

10.3 アイテナリー選択に関する手順

10.3.3 一般

ラリー競技に使用されるスペシャルステージの適性は、当該ラリー競技会のオーガナイザーのみが責任を負い、オーガナイザーがFIA規定および／あるいは勧告に従っていない道路は使用しない。ステージの選択においては安全面がもっとも重要である。ラリー競技ルートの選択においては、観客の往来密集度が高い道路

を避けること。

10.3.4 ERCについての手順

アイテナリーおよび地図を電子的に送信するバージョンについては、FIAにラリー開始の少なくとも16週間前に提出すること。一切の意見あるいは大きな変更の締め切りはFIAへの提出後2週間とする。

10.3.5 査察（NACAMのみ）

選手権組織委員会は、各ラリー競技会の開催前3週～5週の間に、査察および監督訪問を実施する（ルート、安全計画、当局からの許可、ロードブック、ロードマップ、医務計画などについて）。

競技役員

11.3 FIAデリゲートのスペシャルステージ進入

デリゲートが業務を遂行する場合、コースクロージングカー（ゼロカー）のスタート時刻の遅くとも30分までに、FIA競技役員およびデリゲートがスペシャルステージへの進入を実施するが、FIAセーフティデリゲートは、スペシャルステージへそれより遅く入ることができる。ゼロカーがスペシャルステージのルート上にいる間にそれら車両に追いついた場合、デリゲートの車両は停止し、駐車し、続行する前に追い上げ車（スイーパーカー）が通過するのを待たなければならない。

標準書類およびFIA査証（VISA）

19. FIA標準書類

19.1 選手権ロゴ

19.4.1 ラリー競技会のタイトルとロゴおよびFIAが当該選手権に冠した公式ロゴは、一切の公式書類の最上部に提示されなければならない。ラリー競技会のロゴは左側に、FIA選手権ロゴは右側に付するものとする。

19.4.2 選手権／カップのスポンサー（含複数）の場合があれば、それも含まれなければならない。

19.5 競技会特別規則書

19.5.1 競技会特別規則書の草案の電子版は、ラリー開始の12週間前にFIAに届けられなければならない。

19.5.2 競技会特別規則書草案の受領後4週間以内に、FIAは草案に行われるべき修正についてオーガナイザーに通知し、規則発表を許可する査証を発行する。

19.5.3 競技会特別規則書は、ラリー開始の8週間前にラリーの公式ウェブサイトに掲載されなければならない。

19.5.4 FIAビザ番号によって証明された競技会特別規則書の最終版は、rally@fia.comに発表され次第PDF形式でFIAに送付されなければならない。

19.5.5 イベント開始の8週間前までにFIAに送付された競技会特別規則書の草案は、FIAの当該年の料金リストに従って罰金が適用される場合がある。

19.6 安全計画

ラリーの安全計画案は、ラリー開始の4週間前までに rally.safety@fia.com アドレスを使用してFIAに送付されなければならない。

ラリーの安全計画書は、審査委員、FIAオブザーバー、FIAセーフティディレクターに提出しなければならない。

19.7 競技結果 – 最終順位認定

年間の最低参加競技参加者／ドライバー数をチェックするために、最終順位認定にはラリーで順位認定された競技参加者／ドライバーが入るのみならず、順位認定された競技参加者／ドライバーの下に、ラリー競技でリタイアしたあるいは失格となった競技参加者も併せて発表される（付則II-8参照）。

20. FIA査証の発行

ビザの発行前に、FIAは以下の書類を評価する：

20.1 競技会特別規則書

付則II参照

保険

21. 保険適用

21.2 一般損害責任保険の適用

21.2.1 エントリーフィーに含まれていなければならない保険料は、第三者賠償責任保険（一般損害責任保険）を提供しなければならない。

エントリー

24. エントリーフィー

24.4 ヨーロピアンラリートロフィー

オーガナイザーは、開催国以外のASNにより発給されたライセンスを所有するドライバーをエントリーする競技参加者に対し、エントリー費用の割引を適用することを勧められる。

車検チェック

33. 最終チェック

33.1 最終パルクフェルメ順位認定

33.1.3 最終順位認定の発表後（抗議申請締切時刻が過ぎて）、最終車検が進行中

であっても、競技審査委員会はパルクフェルメを解放できる。

33.4 最終チェックに利用可能な時間

競技会後車検に指定された車両のチェックに利用可能時間は、車検場に当該車両が到着した後少なくとも2時間なければならない。

コントロール

42. コントロール – 一般要件（NACAMのみ）

42.9 計時器材

計時の器材は選手権のオーガナイズングコミッティにより提供され、器材の使用法および設置については監督と事前のトレーニングが実施される。器材の有効な操作方法に対応可能な必要人員数を確保するのは、競技会組織の責務である。計時器材の費用に応じた保証内金の支払いがされ、ラリー競技後に、選手権のオーガナイズングコミッティがラリー競技前に提供した通りに器材が返却された後に返金される。

42.10 コントロールサイン

コントロールエリアを示し、コントロールを確認するサインは、選手権のオーガナイズングコミッティにより確立される。競技会組織による、サインの正確な設置と使用法が義務付けられる。

サービス

57. サービスパーク

57.6 サービスパークのレイアウト

57.6.3 オーガナイザーはプロモーション機会を最大に提供し、サービスパークで観客の目を楽しませるよう奨励される。可能である場合には、競技参加者に割り当てられたサービスエリアに後方から入ることができるようにし、公衆がクルーやチームに接近できるようにすることも含む。

ラリー競技結果およびラリー競技会後の事務的要件

64. ラリー競技結果

64.6 議事録および閉会報告書

ラリー競技会実施中、競技審査委員会の会議の進行内容が記録される。これらの議事録と最終順位認定は、FIA(rally@fia.com) に電子的に送付されなければならない。

プロモーションおよび広報

69. 選手権のプロモーション

69.1 ヨーロピアンラリートロフィー

トロフィーとそのイベントの評価を高めるために、オーガナイザーはイベントの前に

- ー イベントの公式プログラムの全頁をFIAに提供する
- ー 遅くともエントリーリストの発行までにFIAのメディア広報で使用するため、少なくとも3枚のプロ品質の写真を権利無償で提供する。

イベント終了時、最終順位発表後遅くとも24時間以内に、オーガナイザーはFIAのメディア広報で使用するために、最低5枚のプロ品質の写真を権利無償で提供する。

コンテンツはFIA広報部門にメールで送らなければならない。(wecom@fia.com)